

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
4. 可搬型設備の採用理由について								
第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備示す。								
設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、屋外に保管することで、万一の故障時に一般重機を用いて容易に取り替えることができる。								
第1表 可搬型設備及び常設設備の比較				第1表 可搬型設備及び常設設備の比較				
特徴	可搬型設備		常設設備		評価	理由	評価	理由
	評価	理由	評価	理由				
-	・ 固定装置により取り外し出来る構造	-	・ 基礎ボルト等で機器を床に固定					
操作性	◎	・ 常設設備との接続が必要ではあるが、簡単な接続規格等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能	◎	・ 接続等が不要	◎	常設設備との接続が必要ではあるが、簡単な接続方法等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能	◎	接続等が不要
		・ 先行プラントと同様の設計とすることで、同じ運用が可能						
故障時の対応	◎	・ 故障時及び保守点検による待機除外時に予備を2基有しており、予備と一緒に一体で交換できるため、早期復旧が容易	◎	・ 故障時及び保守点検による待機除外時の予備を1基有しているが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能	◎	故障時及び保守点検による待機除外時に予備機を1基設置しているため切替が可能であり、一体で交換できるため早期復旧することが可能	◎	故障時及び保守点検による待機除外時には予備機を1基設置した場合、切替が可能であるが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能
総合評価	◎		◎		◎		◎	
第2表 屋外及び屋内保管の設計比較				第2表 屋外及び屋内保管の設計比較				
特徴	屋外設備		屋内設備		評価	理由	評価	理由
	評価	理由	評価	理由				
-	・ 機器の主要部材に耐候性に優れるSUS材を使用	-	・ ファン（原動機含む）を内蔵するケーシングは不要					
操作性	◎	・ 設置場所にて操作可能	◎	・ 設置場所にて操作可能	◎	設置場所にて操作可能	◎	設置場所にて操作可能
		・ 故障時に汎用的なクレーンやトラックがアクセスしやすく、分解又は持ち出しが容易		・ 故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておくことが必要				
環境条件	◎	・ 星外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	・ 建屋内に設置するため、屋外の環境条件は考慮不要	◎	屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	屋内に設置するため、風雪等の環境条件について考慮不要。
総合評価	◎		◎		◎		◎	

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 繁急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設、屋内、屋外に問わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点から可搬、常設、屋内、屋外による差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、万一の故障時の取替え等において柔軟性（予備機との交換による早期復旧が可能、作業に必要な汎用のクレーンやトラックのアクセス性が良い）があることに加え、当社の先行プラントと同様の設計とすることにより、予備機のプラント間の運用も可能であることから、屋外可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋外可搬型設備を採用した。</p>		<p>5.まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設にかかわらず、要求仕様を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点では可搬と常設に差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、柔軟性の観点と、冬季の作業性の観点から屋内可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋内可搬型設備を採用した。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料3 緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて 1. はじめに 緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>電源車（緊急時対策所用）</b>は、屋外に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。  上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。 本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について 緊急時対策所の屋外の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所内及び屋外壁面は常設、屋外は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。  可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>電源車（緊急時対策所用）</b>の設計方針及び運用を以下に示す。 (1) 可搬型空気浄化装置 a. 設計方針 屋外に保管する緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所空気浄化装置フィルタユニット及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時対策所内は常設である恒設ダクトで構成する。  屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設ケーブルで構成する。  b. 運用 可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時には、緊急時対策所接続口にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。接続口以外の可搬ダクトについては、常時接続した状態とする。 非常用空気浄化ファン等へのケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時には空気浄化ファン側をコネクタにて接続する運用とする。  ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とする。</p>		<p>参考資料3 緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて 1. はじめに 緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>緊急時対策所用発電機</b>は、屋外<b>又は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。  上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。 本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について 緊急時対策所の屋外<b>又は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内<b>並びに</b>屋外壁面は常設。屋外、<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。 可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機の設計方針及び運用を以下に示す。 (1) 可搬型空気浄化装置 a. 設計方針 指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、指揮所用空調上屋から緊急時対策所指揮所内及び待機所用空調上屋から緊急時対策所待機所内は常設である恒設ダクトで構成する。 屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の緊急時対策所分電盤から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外の緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路で構成する。 b. 運用 可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管し、使用時には、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン等へのケーブルは、屋内外に保管し、使用時には緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する運用とする。 空気浄化ファン側は、コネクタにて常時接続した状態とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計の相違（相違理由②）</p> <p>設計の相違（相違理由①）</p> <p>設計の相違 ・可搬型空気浄化装置に使用するケーブルはすべて可搬型であり、ケーブルには十分な余長と可とう性がある。以降同様。</p> <p>設計の相違 ・泊の可搬型空気浄化装置に用いる可搬ダクトはすべて空調上屋内で使用時に接続し、常時接続する可搬ダクトはない。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンと可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを繋ぐ可搬ダクトに関しては常時接続が可能だが、接続により通路を塞ぐため、作業性の観点から接続しない。</p> <p>設計の相違 ・大飯と異なり空気浄化ファンは屋内に設置されており、絶縁低下のリスクが低いためファン側は常時接続としている。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

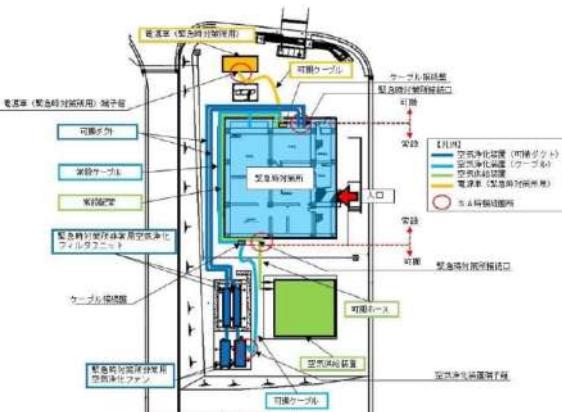
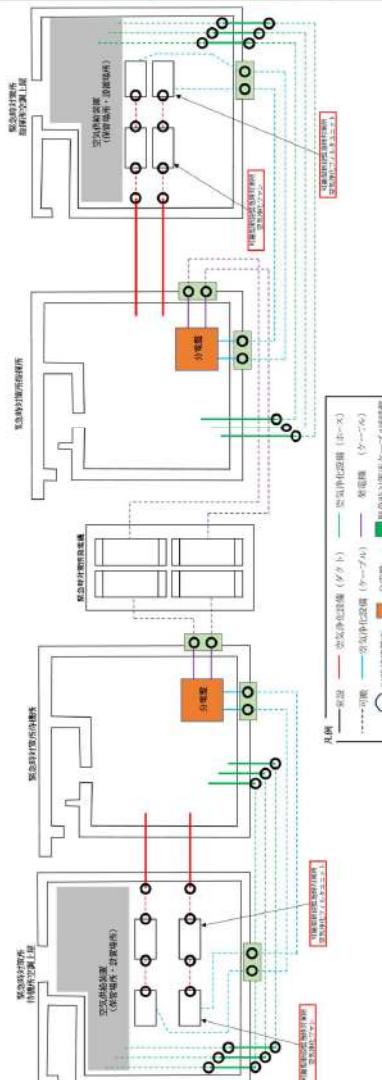
## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に設置する空気供給装置（マニホールド等含む）及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時対策所内は常設である恒設配管で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>空気供給装置のホースは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に緊急時対策所接続口にて接続する。</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に保管する電源車（緊急時対策所用）は、容易に交換ができるよう可搬型とする。</p> <p>屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設トレイで構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>電源車（緊急時対策所用）のケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に接続する。</p> <p>ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、使用時には電源車（緊急時対策所）側をコネクタにて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。</p>		<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する空気供給装置及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の建屋貫通部は常設である恒設配管で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>空気供給装置のホースは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管し、使用時に空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口の貫通部にて接続する。なお、空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口以外に接続するホースについては、常時接続した状態とする。</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に保管する緊急時対策所用発電機は、容易に交換できるよう可搬型とする。</p> <p>屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所分電盤から緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>緊急時対策所用発電機のケーブルは、屋内外に保管し、使用時に接続する。</p> <p>使用時には緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計の相違（相違理由⑨）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は緊急時対策所空調上屋内にポンベを保管していることから、常設となる貫通部配管が2箇所となる。</li> <li>常設配管と可搬ダクト、ホースを接続しないという趣旨は同様。</li> </ul> <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続方式及び接続箇所の相違</li> </ul>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>第1表 緊急時対策所に係る可搬型重大事故対処設備の接続方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>種類</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型空気浄化装置</td><td>ダクト</td><td>フランジ接続</td></tr> <tr> <td>ケーブル</td><td>コネクタ接続</td></tr> <tr> <td>空気供給装置</td><td>ホース</td><td>カプラ接続</td></tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td><td>ケーブル</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table>  <p>第1図 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の接続箇所</p>	設備	種類	接続方法	可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続	ケーブル	コネクタ接続	空気供給装置	ホース	カプラ接続	電源車（緊急時対策所用）	ケーブル	コネクタ接続		<p>第1表 緊急時対策所にかかる可搬型重大事故等対処設備の接続方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>種類</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型空気浄化装置</td><td>ダクト</td><td>フランジ接続</td></tr> <tr> <td>ケーブル</td><td>コネクタ接続</td></tr> <tr> <td>空気供給装置</td><td>ホース</td><td>カプラ接続</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td><td>ケーブル/端子</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table>  <p>第1図 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の可搬型重大事故等対処設備の接続箇所</p>	設備	種類	接続方法	可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続	ケーブル	コネクタ接続	空気供給装置	ホース	カプラ接続	緊急時対策所用発電機	ケーブル/端子	コネクタ接続	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>
設備	種類	接続方法																													
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続																													
	ケーブル	コネクタ接続																													
空気供給装置	ホース	カプラ接続																													
電源車（緊急時対策所用）	ケーブル	コネクタ接続																													
設備	種類	接続方法																													
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続																													
	ケーブル	コネクタ接続																													
空気供給装置	ホース	カプラ接続																													
緊急時対策所用発電機	ケーブル/端子	コネクタ接続																													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>3. 設置変更許可申請書の整理</p> <p>設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p>第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th><th>記載内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可 基準規則</td><td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。          (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号 (環境条件)          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。          第四十三条1項五号 (悪影響防止)          工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。          第四十三条3項七号          重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可 基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。          (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号 (環境条件)          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。          第四十三条1項五号 (悪影響防止)          工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。          第四十三条3項七号          重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>3. 設置変更許可申請書の整理</p> <p>設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p>第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th><th>記載内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可基準規則</td><td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない</u>。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。            (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。          第四十三条2項三号          常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない</u>。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。            (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。          第四十三条2項三号          常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>
記載箇所	記載内容									
設置許可 基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。          (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号 (環境条件)          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。          第四十三条1項五号 (悪影響防止)          工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。          第四十三条3項七号          重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>									
記載箇所	記載内容									
設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない</u>。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。          一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。          二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。          三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。            (重大事故等対処設備)          第四十三条1項一号          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。          第四十三条2項三号          常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。          第四十三条3項五号          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>									

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
記載箇所	記載内容			
既許可 (平成29年5月24日許可)	<p>【本文】</p> <p>□、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3)その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac)緊急時対策所 (P43～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系等に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対応するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対応するために必要な下図の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設 (原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載)</p> <p>(c)重大事故等対処設備</p> <p>(c-1)多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然事象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風(台風)、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。(3項7号)</p> <p>(c-1-1)多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1)可搬型重大事故等対処設備 (P52～)</p> <p><u>重大事故防止設備のうち可搬型</u>のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対応するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。(3項7号)</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備とは異なる場所に保管する。(3項5号)</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における程度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に發揮できる設計とする。重大事故等の環境条件における健全性については「(c-3)環境条件等」に記載する。風(台風)及び畜産のうち風荷重、連続、降水、積雪及び火山の影響並</p>	<p>記載箇所</p> <p>設置変更許可申請書</p> <p>【本文】</p> <p>□、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.59～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系等に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対応するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対応するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設 (原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載)</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備 (p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備 (p.69～)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの(以下、「可搬型重大事故防止設備」という。)は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>	<p>記載箇所</p> <p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
記載箇所	記載内容			
	<p>記載箇所</p> <p>記載内容</p> <p>②に電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し、機能が損なれない設計とする。(3項5号)&lt;3項7号&gt;&lt;1項1号&gt;</p> <p>風(台風)、電巻、落雷、生物学的事象、森林大火、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所周辺内に入港する船舶の火災及び火煙等の二次的影響)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対応するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。(3項5号)&lt;3項7号&gt;</p> <p>(c-1-2) 惠影響防止 (P97～)</p> <p>重大事故等対処設備は原子炉施設(他号印を含む)内の他の設備(設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む)に対して悪影響をおよぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>他の設備への影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、浸水、風(台風)、電巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。(1項5号)</p> <p>風(台風)及び電巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止は固綱の措置をとり、設計基準事故対処設備(防護対象施設)の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。(『(c-3)環境条件等』)&lt;1項5号&gt;&lt;1項1号&gt;</p> <p>(c-1-3) 環境条件等(P83～)</p> <p>(c-3-1) 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件においてその機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐震性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重に加えてその他の使用条件として環境圧力及び湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に雨水を通過する系統への影響、電磁波による影響及び初期機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては、重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重に加えて自然現象(地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計</p>		<p>記載箇所</p> <p>記載内容</p> <p>設置変更許可申請書</p> <p>(c-3) 環境条件 (c-3-1) 環境条件 (p. 81)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内。循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>その他発電用原子炉の附属設備の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所 (p. 241)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>1. L 1.0 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1. L 10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(1) 多様性、位置的分散(p. 8-1-17)</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備(p. 8-1-20)</p> <p>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実(大飯実績反映)</p> <p>設計方針の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th><th>記載内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置変更許可申請 (平成30年7月27日申請)</td><td> <p>メする。地震、噴算及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、風(台風)及び震動による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固定の措置をとる。(1項1号)</p> <p>【本文】</p> <p>メ。その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi)緊急時対策所 (P23～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (P9-1～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散 (P9-10-7～)</p> <p>基本方針については、「1.1.7. 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉の中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車(緊急時対策所用)は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所を換気するため</p> </td></tr> <tr> <td>設置変更許可申請書</td><td> <p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置変更許可申請 (平成30年7月27日申請)	<p>メする。地震、噴算及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、風(台風)及び震動による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固定の措置をとる。(1項1号)</p> <p>【本文】</p> <p>メ。その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi)緊急時対策所 (P23～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (P9-1～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散 (P9-10-7～)</p> <p>基本方針については、「1.1.7. 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉の中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車(緊急時対策所用)は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所を換気するため</p>	設置変更許可申請書	<p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th><th>記載内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置変更許可申請書</td><td> <p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置変更許可申請書	<p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>
記載箇所	記載内容											
設置変更許可申請 (平成30年7月27日申請)	<p>メする。地震、噴算及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、風(台風)及び震動による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固定の措置をとる。(1項1号)</p> <p>【本文】</p> <p>メ。その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi)緊急時対策所 (P23～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (P9-1～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散 (P9-10-7～)</p> <p>基本方針については、「1.1.7. 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉の中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車(緊急時対策所用)は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所を換気するため</p>											
設置変更許可申請書	<p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>											
記載箇所	記載内容											
設置変更許可申請書	<p>1.1.10.2 環境条件等</p> <p>(1)環境条件(p.8-1-31)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地盤による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備についても、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定による固定の措置をとる。</p> <p>10.その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9.緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針 (p.8-10-87～)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 (p.8-10-93～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>											

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

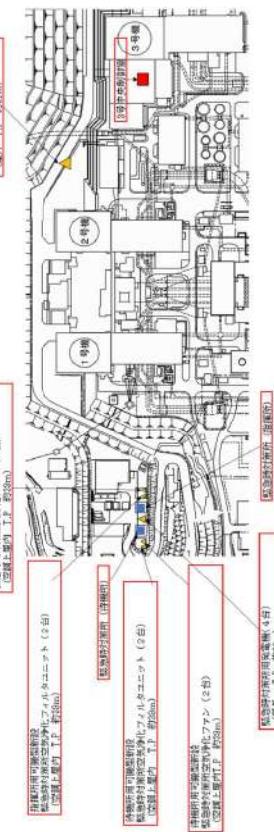
## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>既許可において、重大事故防止設備のうち可搬型ものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>既許可本文にて、可搬型重大事故対処設備に対して考慮している環境条件は、地震、風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害であり、屋外に設置する緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備は、地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とともに、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、飛散しないよう固縛することにより他設備への悪影響を防止とともに、位置的分散を考慮した保管または風荷重の影響を考慮して、機能が損なわれない設計とする。なお、積雪、降灰については、必要に応じて除雪、除灰を行うこととしている。</p>		<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>設置変更許可申請において、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とともに、3号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>また、屋外及び空調上屋に設置する緊急時対策所の設備は、屋外及び空調上屋の環境条件を考慮した設計としている。</p> <p>屋外に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重、竜巻による風荷重等に対して、位置的分散を考慮した保管又は当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>空調上屋に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重等に対して、当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 記載表現の相違 設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>対象号炉の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計の相違（相違理由⑨） ・可搬型空気浄化設備及び空気供給装置は屋内設置あり、風雪等の影響を受けない。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p>第4表 大飯3・4号炉 周辺重大事故対応設備の位置の分離にかかる沿岸の分離(61条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名(機器番号)</th> <th>設備種類</th> <th>位置(距離)</th> <th>位置(距離)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源(送電用変圧器)</td> <td>電源機</td> <td>電源(一階)(周辺約10m)</td> <td>電源(二階)(周辺約10m)</td> <td>電源を分離する 電源を分離する</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン(周辺約10m)</td> <td>タービン(周辺約10m)</td> <td>タービンを分離する タービンを分離する</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)</td> <td>冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)</td> <td>冷却水供給ポンプを分離する 冷却水供給ポンプを分離する</td> </tr> <tr> <td>冷却水受水装置</td> <td>ポンプ</td> <td>冷却水受水装置(タービン)(周辺約10m)</td> <td>冷却水受水装置(タービン)(周辆約10m)</td> <td>冷却水受水装置を分離する 冷却水受水装置を分離する</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>タービン</td> <td>冷却塔(周辺約10m)</td> <td>冷却塔(周辺約10m)</td> <td>冷却塔を分離する 冷却塔を分離する</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>塔</td> <td>冷却塔(周辺約10m)</td> <td>冷却塔(周辺約10m)</td> <td>冷却塔を分離する 冷却塔を分離する</td> </tr> </tbody> </table> <p>仲間みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	設備名(機器番号)	設備種類	位置(距離)	位置(距離)	備考	電源(送電用変圧器)	電源機	電源(一階)(周辺約10m)	電源(二階)(周辺約10m)	電源を分離する 電源を分離する	タービン	タービン	タービン(周辺約10m)	タービン(周辺約10m)	タービンを分離する タービンを分離する	冷却水供給ポンプ	ポンプ	冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)	冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)	冷却水供給ポンプを分離する 冷却水供給ポンプを分離する	冷却水受水装置	ポンプ	冷却水受水装置(タービン)(周辺約10m)	冷却水受水装置(タービン)(周辆約10m)	冷却水受水装置を分離する 冷却水受水装置を分離する	冷却塔	タービン	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔を分離する 冷却塔を分離する	冷却塔	塔	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔を分離する 冷却塔を分離する		<p>第3表 泊3号炉 重大事故対応設備の位置的分離に係る具体的な内容(61条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋外重大事故対応設備</th> <th>施設詳細</th> <th>位置の記述</th> <th>施設の記述</th> <th>施設を分離する 施設を分離する</th> <th>間に隙間を有する 間に隙間を有する</th> <th>施設を分離する 施設を分離する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急停電用変圧器</td> <td>可搬 実地</td> <td>①大震災避難(61条)</td> <td>①なし (隙間なし)</td> <td>①なし (隙間なし)</td> <td>100m以上の距離を保てる場合</td> <td>他の施設に接する場合</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>可搬 実地</td> <td>②冷却水供給ポンプ(タービン)</td> <td>②なし (隙間なし)</td> <td>②なし (隙間なし)</td> <td>100m以上の距離を保てる場合</td> <td>他の施設に接する場合</td> </tr> <tr> <td>冷却水供給ポンプ</td> <td>可搬 実地</td> <td>③冷却水受水装置(タービン)</td> <td>③なし (隙間なし)</td> <td>③なし (隙間なし)</td> <td>100m以上の距離を保てる場合</td> <td>他の施設に接する場合</td> </tr> <tr> <td>冷却水受水装置</td> <td>可搬 実地</td> <td>④冷却塔(タービン)</td> <td>④なし (隙間なし)</td> <td>④なし (隙間なし)</td> <td>100m以上の距離を保てる場合</td> <td>他の施設に接する場合</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>塔</td> <td>⑤冷却塔(タービン)</td> <td>⑤なし (隙間なし)</td> <td>⑤なし (隙間なし)</td> <td>100m以上の距離を保てる場合</td> <td>他の施設に接する場合</td> </tr> </tbody> </table>  <p>平面図</p>	屋外重大事故対応設備	施設詳細	位置の記述	施設の記述	施設を分離する 施設を分離する	間に隙間を有する 間に隙間を有する	施設を分離する 施設を分離する	緊急停電用変圧器	可搬 実地	①大震災避難(61条)	①なし (隙間なし)	①なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合	タービン	可搬 実地	②冷却水供給ポンプ(タービン)	②なし (隙間なし)	②なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合	冷却水供給ポンプ	可搬 実地	③冷却水受水装置(タービン)	③なし (隙間なし)	③なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合	冷却水受水装置	可搬 実地	④冷却塔(タービン)	④なし (隙間なし)	④なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合	冷却塔	塔	⑤冷却塔(タービン)	⑤なし (隙間なし)	⑤なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違</p>
設備名(機器番号)	設備種類	位置(距離)	位置(距離)	備考																																																																												
電源(送電用変圧器)	電源機	電源(一階)(周辺約10m)	電源(二階)(周辺約10m)	電源を分離する 電源を分離する																																																																												
タービン	タービン	タービン(周辺約10m)	タービン(周辺約10m)	タービンを分離する タービンを分離する																																																																												
冷却水供給ポンプ	ポンプ	冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)	冷却水供給ポンプ(タービン)(周辺約10m)	冷却水供給ポンプを分離する 冷却水供給ポンプを分離する																																																																												
冷却水受水装置	ポンプ	冷却水受水装置(タービン)(周辺約10m)	冷却水受水装置(タービン)(周辆約10m)	冷却水受水装置を分離する 冷却水受水装置を分離する																																																																												
冷却塔	タービン	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔を分離する 冷却塔を分離する																																																																												
冷却塔	塔	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔(周辺約10m)	冷却塔を分離する 冷却塔を分離する																																																																												
屋外重大事故対応設備	施設詳細	位置の記述	施設の記述	施設を分離する 施設を分離する	間に隙間を有する 間に隙間を有する	施設を分離する 施設を分離する																																																																										
緊急停電用変圧器	可搬 実地	①大震災避難(61条)	①なし (隙間なし)	①なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合																																																																										
タービン	可搬 実地	②冷却水供給ポンプ(タービン)	②なし (隙間なし)	②なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合																																																																										
冷却水供給ポンプ	可搬 実地	③冷却水受水装置(タービン)	③なし (隙間なし)	③なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合																																																																										
冷却水受水装置	可搬 実地	④冷却塔(タービン)	④なし (隙間なし)	④なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合																																																																										
冷却塔	塔	⑤冷却塔(タービン)	⑤なし (隙間なし)	⑤なし (隙間なし)	100m以上の距離を保てる場合	他の施設に接する場合																																																																										

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討 緊急時対策所に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置の常時接続に係る影響等を以下の通り検討した。 (1) 可搬ダクト 常設ダクトは基準地震動 S s による地震力に対して機能を喪失しないよう設計しており、事前接続を実施する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で基準地震動 S s による地震力に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、JEAG4601等の規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。 また、可搬ダクトは外部からの衝撃に対して、予備を分散して保管することで機能が喪失することがない設計としており、事前接続する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で、外部衝撃に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。 常時接続により接続箇所が万が一損傷した場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加する恐れがある。 上記により、緊急時対策所接続口にて可搬ダクトを切り離し、その他可搬設備同士は接続状態で保管することとする。			5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討 緊急時対策所に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置の常時接続に係る影響等を以下の通り検討した。 (1) 可搬ダクト 常設ダクトは基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないよう設計しており、事前接続を実施する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で基準地震動による地震力に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、JEAG4601等の規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。 また、可搬ダクトは外部からの衝撃に対して、予備を分散して保管することで機能が喪失することがない設計としており、事前接続する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で、外部衝撃に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。 常時接続により接続箇所が万一損傷した場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加するおそれがある。 上記により、常設重大事故等対処設備と可搬ダクトを切り離し、その他可搬型設備同士は接続状態で保管することとする。	【女川】 記載充実（大飯実績反映）
(2) ケーブル ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とするため、ケーブル接続盤の耐震評価を実施し、基準地震動 S s による地震力に対して、接続箇所を含めて損傷しない設計とする。 <b>可搬型空気浄化装置及び電源車（緊急時対策所）</b> 側は、重大事故等時に敷設しているケーブルを端子箱にコネクタにて接続する計画であるが、コネクタ部は、常時接続状態にした場合、ケーブル等が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こるリスクがある。			(2) ケーブル ケーブル接続盤側は、耐震評価を実施し、基準地震動による地震力に対して、接続箇所を含めて損傷しない設計とする。	表現の相違
上記により、可搬型空気浄化装置側及び電源車（緊急時対策所）のコネクタ接続部を切り離し、ケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。			緊急時対策所用発電機側は、重大事故等時に敷設しているケーブルを端子台に接続する計画であるが、端子部は、常時接続状態にした場合、ケーブル等が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こるリスクがあるため、緊急時対策所用発電機の端子部を切り離しケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。 なお、可搬型空気浄化装置側は屋内に設置されており、絶縁低下等のリスクは低いことから可搬型空気浄化装置からケーブル接続盤までのケーブルは常時接続とする。	設計の相違
緊急時対策所非常用空気浄化装置運転手順 第2回 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート			第2回 緊急時対策所空気浄化装置タイムチャート	設計の相違（相違理由⑨）

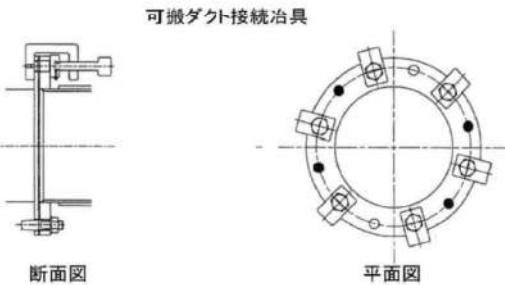
第2図 緊急時対策所非常用空气净化装置運転 タイムチャート

第2図 緊急時対策所空气净化装置タイムチャート

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.まとめ</p> <p>緊急時対策所に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室と位置的分散を図り、設置又は保管する設計としており、外部からの衝撃に対して、同時に機能が損なわれない措置を講じている。また、屋外に設置する緊急時対策所の設備は、屋外の環境条件は考慮した設計としており、地震による荷重、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、位置的分散を考慮した保管または当該設備をアンカー等による固縛及び転倒防止により、機能が損なわれない設計としている。</p> <p>5.のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: center;">添付資料 可搬設備の接続箇所概要 可搬型空气净化装置に係る接続箇所の概要を第1図及び第2図に示す。</p> <p><b>可搬ダクト接続部</b></p>  <p>第1図 可搬型空气净化装置 可搬ダクト接続部</p> <p><b>可搬ケーブルコネクタ</b></p>  <p>ケーブル側 機器側</p> <p>第2図 可搬型空气净化装置 可搬ケーブル接続部</p> <p>（注）今後の詳細検討において変更の可能性あり。</p>		<p>6.まとめ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。</p> <p>5.のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: center;">添付資料 可搬設備の接続箇所概要 可搬型空气净化装置に係る接続箇所の概要を第1図に示す。</p> <p><b>取付要領図</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工側のフランジに防塵カバービンを挿入する。（図示）</li> <li>2. ガスケットを差す。→スカラップ</li> <li>3. 接続側のフランジをガスケット面に締めする。</li> <li>4. 防塵カバービンを取り付ける。</li> </ol> <p>第1図 可搬型空气净化装置 可搬ダクト接続部</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>記載表現の相違</p>

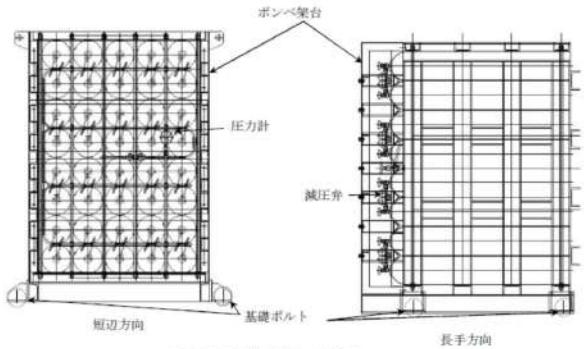
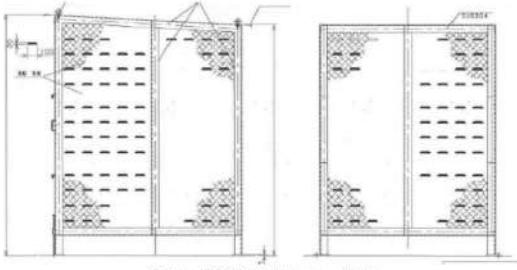
## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="color: red;">参考資料4</p> <p>空気供給装置（ポンベ）に係る環境条件への適合性について</p> <p>1. はじめに 緊急時対策所機能に係る設備のうち、空気供給装置は屋外に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。空気供給装置のうち、空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき製作するものである。 本資料では、屋外に設置する空気供給装置について環境条件への適合性を整理したものである。</p> <p>2. 空気供給装置の構造について 空気供給装置は空気ポンベ及びポンベ架台等により構成される。空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき十分な強度を有する構造とし、固定ボルトによりポンベ架台に固定する。また、ポンベ架台は基礎ボルト等により床に据え付ける。（第1図） 空気供給装置は予備品との交換が容易な屋外に保管することから、直射日光等による温度上昇を防ぐため、ポンベ架台全体をステンレス製のカバー等により覆うことで、障壁を設ける措置を講じている（注1）。（第2図） (注1) 容器等を常に40°C以下に保つ必要があり、直射日光等による温度上昇を防ぐため、屋根、隔壁、散水装置を設ける等の措置を講じることが、「高圧ガス保安法及び関連政省令の運用及び解釈について（内規）」に記載されている。</p> <p>3. 環境条件への適合性について 空気供給装置は、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 空気ポンベについては、「高圧ガス保安法」に基づく、「容器保安規則」に従った適切な材料であるJIS G3429のクロムモリブデン鋼STH21を使用している。 ポンベ架台の主要部材はSS400であるが、耐候性に優れた塗料を採用し、またステンレス製のカバー等を内蔵することで、屋外環境に耐える設計とする。なお、直射日光等による温度上昇に対しては、内規の屋根及び隔壁に該当する金属カバーを設置する設計とする。 また近傍に消火栓等の散水装置も設置しているため、輻射熱等に対して問題はないと考える（注2）。 屋外に設置する空気供給装置は、転倒防止のためにアンカー等で固定することで、基準地震動 S sによる地震力に対する耐震機能を有する設計とする。 また、竜巻に対しても同様に飛散防止のためにアンカー等で固定することで、竜巻による風荷重に対して機能が損われない設計とする。 (注2) 金属カバーは移動式水素ステーションの水素カーボルにて6都県、13件の実績がある。</p>			<p style="color: red;">【大飯】</p> <p>設計の相違（相違理由⑨） ・大飯ではポンベを屋外に設置していることから、直射日光等の影響を考慮する必要がある。 泊はポンベを屋内に設置したことから、直射日光等の影響を考慮する必要はない。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.まとめ</p> <p>空気供給装置については、屋外の環境条件を満たす設計としており、またポンベ架台等にて固定することで、自然事象等により機能が損なわれることがないため、環境条件への適合について満足していると考える。</p>  <p>第1図 空気供給装置 外観図</p>  <p>第2図 空気供給装置用カバー 概要図</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.8 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備 緊急時において事故状態を把握するために必要なプラントバラメータ等を収集し、発電所内外に伝送するため、安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という）を、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に、安全パラメータ伝送システムを、耐震性を有する緊急時対策所に設置している。	2.5 必要な情報を把握できる設備について 緊急時対策所において、重大事故等時に對処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。	2.5 必要な情報を把握できる設備について 緊急時対策所において、重大事故等時に對処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。	【大飯】・記載方針の相違（女川に記載統一）
<b>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b> において、重大事故等時に對処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。			【拍崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）
<b>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 6号及び7号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b> に設置する設計とする。	データ収集装置は2号炉制御建屋に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。	データ収集計算機及びERSS伝送サーバは3号炉原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は緊急時対策所指揮所に設置する設計とする。	【女川】・設計の相違（相違理由⑩） ERSS伝送サーバ（女川名称：SPDS伝送装置）の設置場所に相違はあるが、耐震性を有する建屋内に設置する設計であり、必要な情報を把握できる設備の機能に影響を与えるものではない。 【拍崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）
安全パラメータ表示システム（SPDS）は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。安全パラメータ伝送システムは、安全パラメータ表示システム（SPDS）から送られた情報を、所外へデータ伝送する。SPDS表示装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）で処理された情報を、緊急時対策所内に表示させる。		データ収集計算機は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。ERSS伝送サーバは、データ収集計算機から送られた情報を所外へデータ伝送する。データ表示端末は、データ収集計算機で処理された情報を緊急時対策所指揮所内に表示させる。	【女川】・記載充実（大飯参照） 【大飯】・記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>6号及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光ファイバ通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p>	<p>2号炉制御建屋にあるデータ収集装置から緊急時対策所にあるSPDS伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。  <u>SPDS表示装置</u>で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、<u>使用済燃料プール</u>の状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても<u>SPDS表示装置</u>にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、<u>SPDS表示装置</u>は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる代替気象観測設備のデータは、無線により<u>緊急時対策所</u>に伝送することで確認できる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。  <u>データ表示端末</u>で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、<u>使用済燃料プール</u>の状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても<u>データ表示端末</u>にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、<u>データ表示端末</u>は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる代替気象観測設備のデータは無線により<u>緊急時対策所指揮所</u>へ伝送することで確認できる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>【女川】・設計の相違（相違理由⑪）      ・システム設計の相違により、装置構成が異なるものの、原子炉補助建屋～緊急時対策所間のデータ伝送手段としては、女川と同様に多様性を確保している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設備名称の相違      ・代替気象観測設備＝可搬型気象観測装置</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

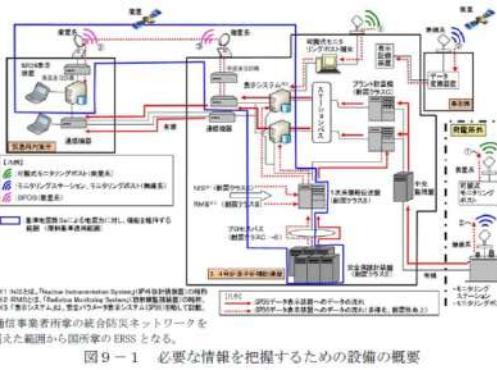
泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

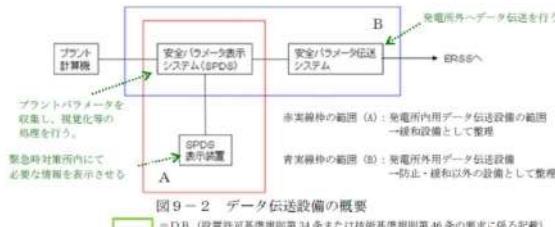
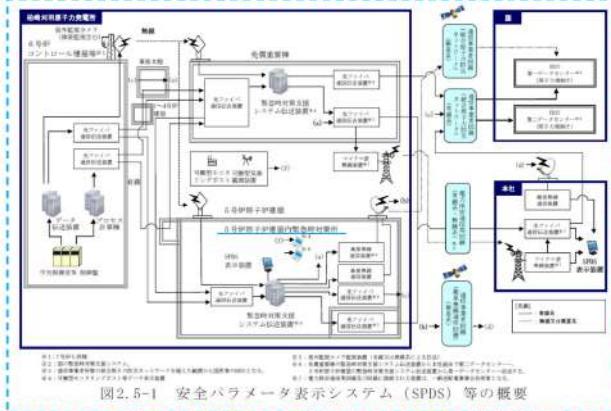
第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4 号炉

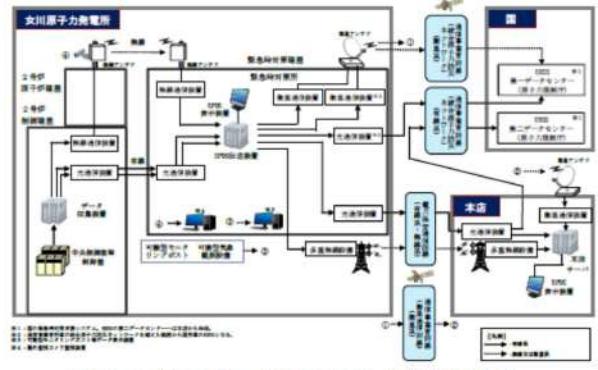
緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、原子炉建屋に設置するSPDS本体も含め、基準地震動による地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。



【柏崎刈羽 6／7 号炉まとめ資料より参考掲載】

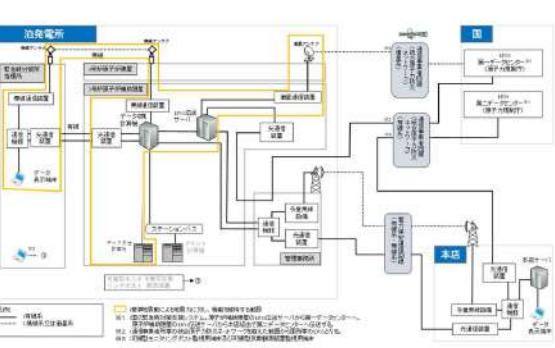


女川原子力発電所 2 号炉



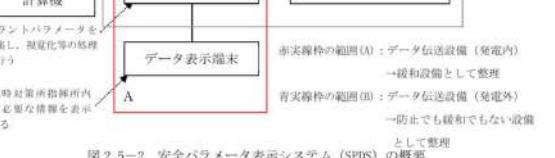
泊発電所 3 号炉

緊急時対策所指揮所のデータ表示に係る機能に関しては、原子炉建屋に設置するデータ収集計算機及びERSS伝送サーバも含め、基準地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。



相違理由

【女川】・記載充実（大飯参考）



【女川】・記載充実（大飯参考）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4号炉

表2 SPDS 表示装置にて確認できる主なパラメータ

女川原子力発電所 2号炉

表2.5-1 SPDS表示装置で把握できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心温度の状態確認	中性子束
	原子炉位（広域域）（燃料域）
	原子炉圧力
	原子炉圧力容器温度
	低圧印のスプレイ系系統流量
	高圧印のスプレイ系系統流量
	原子炉隔離時冷却却系系統流量
	残留熱除去系系統流量
	残留熱除去系洗浄流量
	非常用ボイザルモーター電機の給電状態
	非常用高圧母線電圧
	原子炉格納容器内圧力
	原子炉格納容器内温度
	原子炉格納容器内水素濃度、酸素濃度
	原子炉格納容器内雙回路放射線レベル
	サブレシジョンプール水位
	原子炉格納容器下部水位
	原子炉格納容器スクリュイ弁閉鎖状態
	原子炉格納容器下部注水量
放射能漏洩の状態確認	原子炉格納容器隔壁部の状態
	排気扇放射線レベル
環境への影響確認	モニタリングポスト流量率
	気象情報
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位
	使用済燃料プール水温度
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口水素濃度
	フィルタ装置出口放射線レベル
水素爆発による原子炉構造の破損防止確認	原子炉棟屋内水素濃度

泊発電所 3号炉

### 2.5-1 データ表示端末で確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子漏洩率 中間領域中性子束 出力領域中性子束 ほう酸タンク水位
	加圧器水位 1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材温度(広域-高温側, 低温側) 主蒸気ライン圧力 高圧注入流量 低圧注入流量
炉心冷却の状態確認	燃料搬入用ピット水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 補助給水流量 補助給水ピット水位 電源の状態(ディーゼル発電機の運転状態) 所内母線電圧(非常用) サブクール度
燃料の状態確認	1次冷却材圧力(広域) 炉心出口温度 1次冷却材温度(広域-高温側, 低温側) 格納容器内漏レンジシリヤモニタの指示値

目的	対象パラメータ
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力
	格納容器圧力 (AM用)
	格納容器内温度
	格納容器内水素濃度
	格納容器水位
	原子炉下部キャビティ水位
	格納容器再循環サンプル水位 (広域)
	格納容器再循環サンプル水位 (狭域)
	格納容器スプレイ流量
	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
放射能漏れの状態確認	日一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)
	格納容器内高レベルジョウモニタの指示値
	排気筒ガスマニタの指示値
ECCS の状態等	原子炉格納容器漏れの状態
	ECCS の状態 (高圧注入系)
	ECCS の状態 (低圧注入系)
	格納容器スプレイポンプの状態
	ECCS の状態
使用済燃料ビットの状態確認	原子炉捕機冷却水セージタンク水位
	充てん流量
	原子炉容器水位
	使用済燃料ビット水位 (AM用)
環境の状態確認	使用済燃料ビット水位 (可搬型)
	使用済燃料ビット温度 (AM用)
	使用済燃料ビット周辺の放射線量
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値 気象情報
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	格納容器イグナイト温度
	原子炉格納容器水素処理装置温度
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止	アニユラス水素濃度 (可搬型)
	主給水ライン流量
その他	原子炉トリップの状態
	S/C 線管漏えい監視
	格納容器ガスマニタの指示値
	放水口の放射線

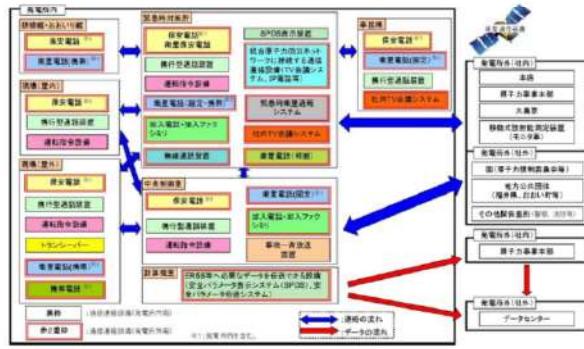
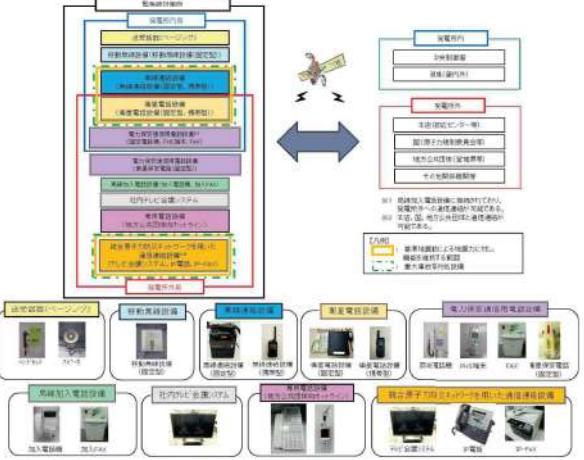
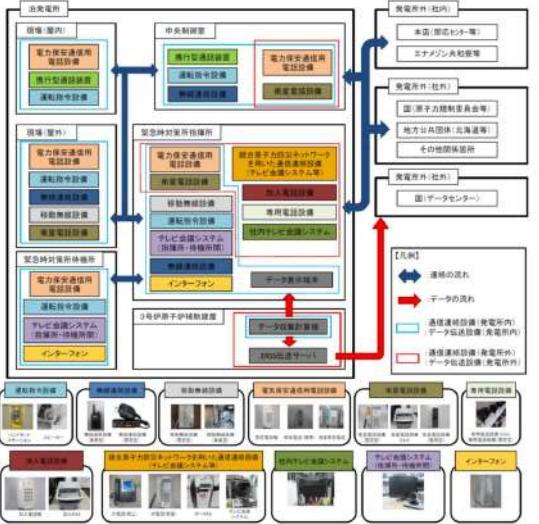
【女川】・PWR 設計の反映  
炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同様であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大阪】・記載表現の相違  
データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9 通信連絡設備 発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）及び発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を設置している。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>に設置する設計とする。 また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。 ERSSヘデータを伝送する設備については<b>3号炉原子炉補助建屋内</b>に設置する。 緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。 通信連絡設備の概略を図10に示す。</p>  <p>図10 緊急時対策所 通信連絡設備 概略図</p>	<p>2.6 通信連絡設備について 発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。 また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>2.6 通信連絡設備について 発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。 また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。 ERSSヘデータを伝送する設備については<b>3号炉原子炉建屋内</b>に設置する。 緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。 通信連絡設備の概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】・記載内容の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】・設置場所の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽 6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>The diagram illustrates the communication equipment layout and connection between the On-site Emergency Response Center (OC) and the Off-site Emergency Response Center (OC).</p> <p><b>On-site Emergency Response Center (OC) Equipment:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信設備 (米田、可搬型)</li> <li>携帯電話 (ベーリング)</li> <li>携帯型音声呼出電話設備<sup>※1</sup></li> <li>電力保安通信用電話設備 (保安電話機、PHS端末、FAO)</li> <li>無線電話設備 (米田、可搬型)</li> <li>無線電話機 (社内用)</li> <li>衛星内電話機</li> <li>テレビ会議システム (社内用)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> </ul> <p><b>Off-site Emergency Response Center (OC) Equipment:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信設備 (米田、可搬型)</li> <li>携帯電話 (ベーリング)</li> <li>携帯型音声呼出電話設備<sup>※1</sup></li> <li>電力保安通信用電話設備 (保安電話機、PHS端末、FAO)</li> <li>無線電話設備 (米田、可搬型)</li> <li>無線電話機 (社内用)</li> <li>衛星内電話機</li> <li>テレビ会議システム (社内用)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> <li>無線電話機 (ホットライン)</li> </ul> <p><b>Communication Flow:</b></p> <p>A double-headed arrow connects the On-site OC and Off-site OC. The On-site OC is connected to the Off-site OC via a satellite link.</p> <p><b>Notes:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 各年の新子午線内閣総理大臣官邸本部と各都道府県の通信連絡を行う。</li> <li>※2 本社、国、自治体と通信連絡が可能である。</li> </ul> <p><b>Example:</b></p> <p>標準地震動による地震力に対し、機能を維持する範囲 設計基準対象区域及び重大事故対応設備として使用する設備</p> <p>図 2.6-1 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>			

## 第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由														
<p><b>2.6 被ばく評価</b></p> <p>緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が約4.2mSvとなり、7日間で100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>評価結果を図7に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th><th>実効線量(mSv)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td><td></td></tr> <tr> <td>①原子炉格納容器内の放射性物質からの ガムマ線による被ばく</td><td>約 <math>2.5 \times 10^{-4}</math></td></tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性雲中の放射 性物質からのガムマ線による被ばく</td><td>約 <math>3.5 \times 10^{-3}</math></td></tr> <tr> <td>③外気から室内に取り込まれた放射性物 質による被ばく</td><td>約 <math>3.5 \times 10^0</math></td></tr> <tr> <td>④大気中へ放出され地表面に沈着した放 射性物質からのガムマ線による被ばく</td><td>約 <math>5.7 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④)</td><td>約 4.2</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 有効数字2桁で切り上げた値</p> <p>図7 緊急時対策所 居住性に係る被ばく評価</p>	被ばく経路	実効線量(mSv)	緊急時対策所		①原子炉格納容器内の放射性物質からの ガムマ線による被ばく	約 $2.5 \times 10^{-4}$	②大気中へ放出された放射性雲中の放射 性物質からのガムマ線による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$	③外気から室内に取り込まれた放射性物 質による被ばく	約 $3.5 \times 10^0$	④大気中へ放出され地表面に沈着した放 射性物質からのガムマ線による被ばく	約 $5.7 \times 10^{-1}$	合計 (①+②+③+④)	約 4.2			【大飯】・記載方針の相違 本内容については、SA事象 に関する事項であることか ら、第61条にて比較する。
被ばく経路	実効線量(mSv)																
緊急時対策所																	
①原子炉格納容器内の放射性物質からの ガムマ線による被ばく	約 $2.5 \times 10^{-4}$																
②大気中へ放出された放射性雲中の放射 性物質からのガムマ線による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$																
③外気から室内に取り込まれた放射性物 質による被ばく	約 $3.5 \times 10^0$																
④大気中へ放出され地表面に沈着した放 射性物質からのガムマ線による被ばく	約 $5.7 \times 10^{-1}$																
合計 (①+②+③+④)	約 4.2																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.11 事故時に必要な要員	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長（所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれ「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、ブルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>① 警戒対策体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>② 第1緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③ 第2緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、第2緊急体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>泊発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報管理、③資機材等リソース管理・社外対応、④情報収集・計画立案、⑤現場対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、万ーブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>①原子力防災準備体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>②原子力応急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③原子力緊急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、原子力緊急事態体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所原子力防災組織の構成相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員名称の相違</li> </ul> <p>女川：本部長（所長）</p> <p>泊：発電所対策本部長（以降、同様な相違理由記載は省略する。）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災組織の相違</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊は重大事故等対策としてCVフィルタベントがないことから「ガーブルームが通過する事態となった場合においても」と記載した。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制名称の相違</li> </ul> <p>原子力事業者防災業務計画に定める各体制の名称に相違はあるものの、区分している内容は同じであり、相違ない。（以降、本項目において同様の相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>  原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るために、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。  ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員が緊急時対策所にとどまることができる設計としている。  重大事故等に対処するため必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設置した可搬型代替低圧注入ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動のために必要な要員23名、3、4号機運転員12名の合計100名に1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた合計110名が緊急時対策所にとどまることができるように設計する。  緊急時対策所にとどまる要員の内訳を図12及び表3に示す。	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員6名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員7名と修保班員の17名、初期消火要員（消防車隊）6名を加えた合計36名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るために、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備である常設のモニタリングポストの指示値により判断を行う。</p> <p>放射線管理班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員として災害対策本部要員4名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、災害対策要員11名及び災害対策要員（支援）15名を常駐させ、3号炉運転員6名及び消火要員8名を含め発電所災害対策要員合計44名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るために、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備である常設のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値により判断を行う。</p> <p>放管班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p>	<b>【女川】</b> ・初動対応体制の相違
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>  (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所  第2次緊急時態勢において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する6号及び7号炉に係る要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員72名である。	<p>(2) 緊急時対策所  第2緊急体制において、緊急時対策所で対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員38名である。</p>	<p>(2) 緊急時対策所  原子力緊急事態体制において、緊急時対策所指揮所で対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員50名である。</p>	<b>【大飯】</b> ・記載方針の相違 (女川審査実績の反映) <b>【女川】</b> ・設備の相違 泊ではより多くの入手可能な情報から事象判断をする目的に、自主対策設備としてモニタリングステーションも使用する。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>  また、6号及び7号炉に係る要員として、図3.1-1における②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名と、1～5号炉に係る現場要員2名をあわせて90名（表3.1-1参照）についての待機場所としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を確保する。	<p>また、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名のうち中央制御室にて対応を行う運転員7名を除く45名についての待機場所としては、緊急時対策所に収容できるものとする。</p>	<p>また、②原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散抑制のために必要な要員を含む各班員45名のうち、中央制御室にて対応を行う運転員6名を除く39名についての待機場所としては、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に収容できるものとする。</p>	<b>【女川】</b> ・要員収容場所の相違（相違理由①）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過中において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>にとどまる6号及び7号炉に対応する要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名と、③原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員18名及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>にとどまる要員40名を除く17名の合計69名とする。</p> <p>これに加えて、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>で対応する1～5号炉に係る要員は2名と、保安検査官2名をあわせて、73名（表3.1-1参照）が<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に収容できるものとする。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>には、ブルーム通過中において、現場要員40名と5号炉運転員8名の合計48名が収容できるものとする。</p> <p>本部長（所長）は、この要員数を目安として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にとどまる要員を判断する。</p> <p>重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>ブルーム通過中において、<u>緊急時対策所</u>にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名とする。</p>	<p>ブルーム通過中において、<u>緊急時対策所指揮所</u>にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員31名のうち、<u>緊急時対策所待機所</u>にとどまる要員を除く37名とする。</p> <p>これに加えて、運転検査官4名を合わせて、41名を緊急時対策所指揮所に収容できるものとする。</p> <p>また、緊急時対策所待機所には、ブルーム通過中において、現場要員37名と、1号及び2号炉運転員3名、3号炉運転員6名の合計46名を収容できるものとする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災組織の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</li> </ul> <p>【女川】 設計の相違 泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所に要員を分割して収容する。 (柏崎と同様)</p>



## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

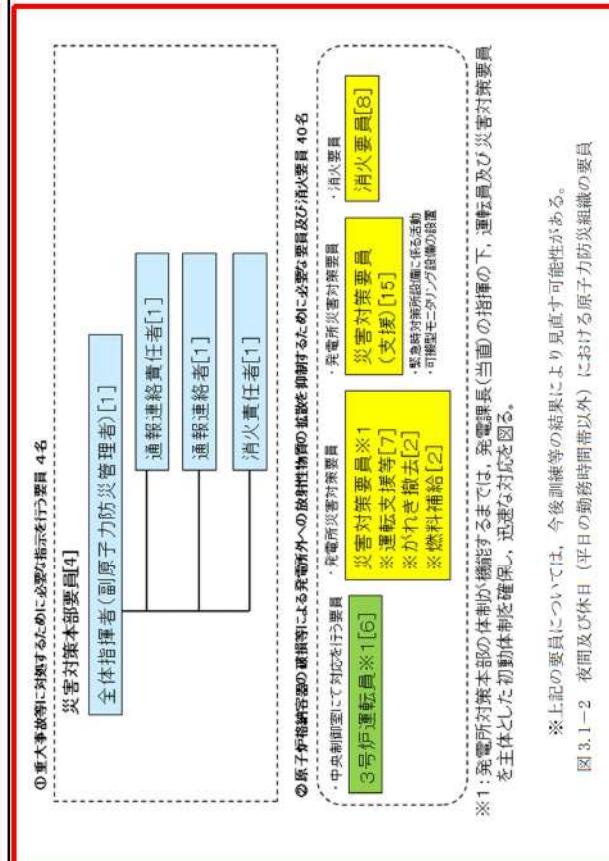
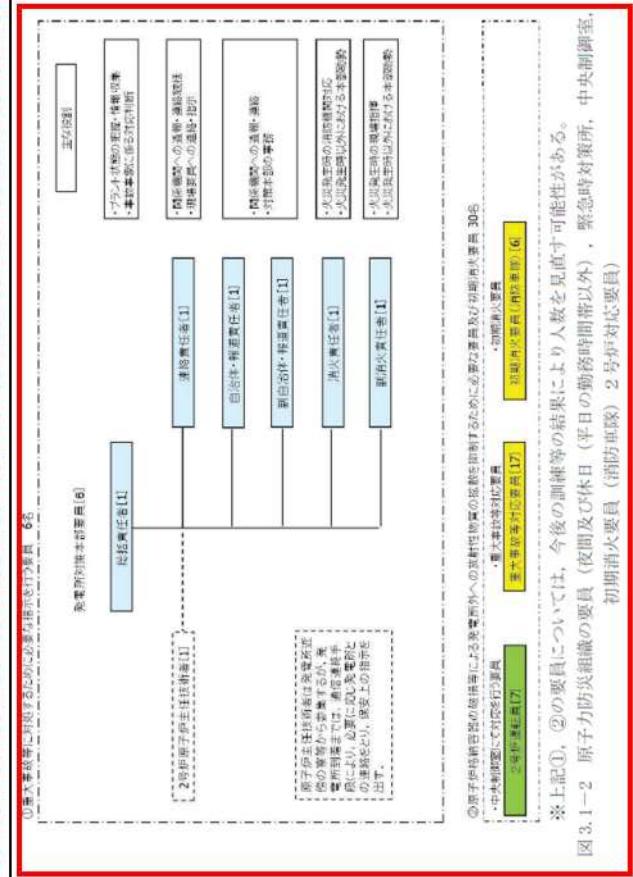
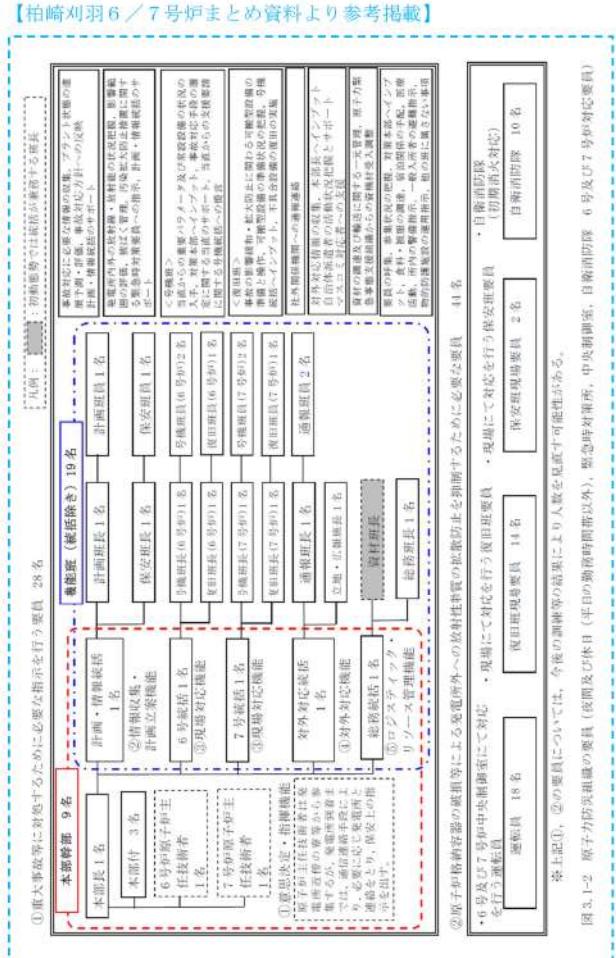
### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由



【女川】

#### ・体制の相違

要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消防活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。



泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉

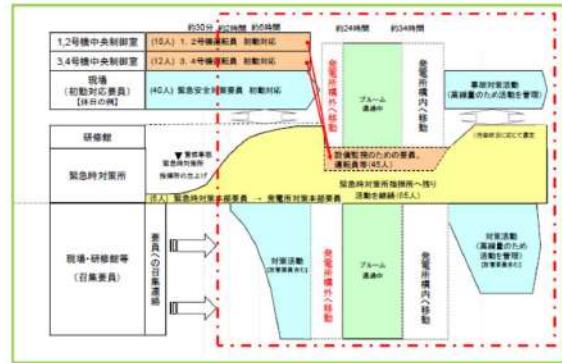


図1.2 緊急時対策所 必要要員の考え方

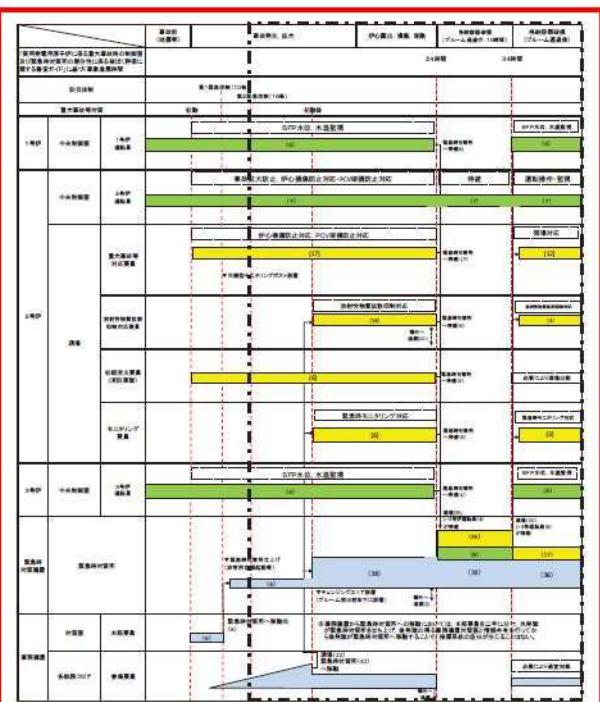
※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容要員として設計する。

=DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）  
(ただし、囲んである部分を除く)

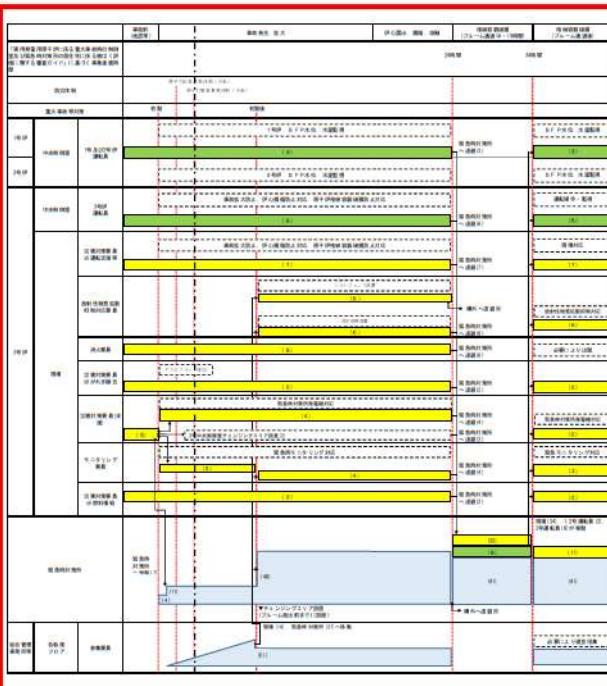
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



相違理由

【大飯】【女川】

・体制の相違  
要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3 重大事故発生時の各体制における緊急時対策所の収容人員											
体制	要員数	配置場所			配置状況			配置場所			収容人員合計
		警戒用	平時用	非常用	警戒用	平時用	非常用	警戒用	平時用	非常用	
Ⅰ 平時	運転員	10	10	12							
	1・2号機運転員	10	10	10							
	安全運転員	1		1							
	コントロール室	2		2							
	通信連絡室	2		2							
	監視室	2		2							
	給水運転員	2		2							
	監査委員	2		2							
	緊急時対策所	10		10							
	運転要員	9		9							
Ⅱ 初動	運転員	7		7							
	1・2号機運転員	8		12							
	安全運転員	10		10							
	コントロール室	2		2							
	通信連絡室	2		2							
	監視室	2		2							
	給水運転員	2		2							
	監査委員	2		2							
	緊急時対策所	10		10							
	運転要員	9		9							
Ⅲ 初動から火災発生までの体制	運転員	7		7							
	1・2号機運転員	10		10							
	安全運転員	1		1							
	コントロール室	2		2							
	通信連絡室	2		2							
	監視室	2		2							
	給水運転員	2		2							
	監査委員	2		2							
	緊急時対策所	10		10							
	運転要員	9		9							
Ⅳ フルム(通過直前以降)	運転員	7		7							
	1・2号機運転員	10		10							
	安全運転員	1		1							
	コントロール室	2		2							
	通信連絡室	2		2							
	監視室	2		2							
	給水運転員	2		2							
	監査委員	2		2							
	緊急時対策所	10		10							
	運転要員	9		9							
Ⅴ フルム(事後的約1時間以降)	運転員	7		7							
	1・2号機運転員	10		10							
	安全運転員	1		1							
	コントロール室	2		2							
	通信連絡室	2		2							
	監視室	2		2							
	給水運転員	2		2							
	監査委員	2		2							
	緊急時対策所	10		10							
	運転要員	9		9							

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人員(1/2)

事象進展	要員数(申1)	緊急時対策所			中央制御室			その他			収容人員合計
		指揮所	待機所	その他	収容場所(名)	取扱い種類(名)	取扱い種類(名)	収容場所(名)	取扱い種類(名)	取扱い種類(名)	
通常時※4	意思決定・指揮	12									
	情報収集・計画立案	8									
	現象対応	8	-	-	-			38	-		
	対外対応	2									
	機械管理	4									
	資機材等リソース管理	4									
	運転員	7	-	5~7	-	-		0~2			
	保健医療要員	33	-	-	-			23	-		
	モニタリング要員	6	-	-	-			6	-		
	初期消火要員(消防車両)(申2)	6	-	-	-			6	-		
① 初動体制	意思決定・指揮	6	(8)	-	-			6	-		
	情報収集・計画立案										
	現象対応										
	対外対応										
	機械管理										
	運転員	7	-	5~7	-	-		0~2			
	保健医療要員(申2)	17	-	-	-			17	(17)		
	モニタリング要員	9	-	-	-			6	-		
	初期消火要員(消防車両)(申2)	6	-	-	-			6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	-	-	-			6	(6)		
② 原子力防災準備体制	意思決定・指揮	12									
	情報収集・計画立案	8									
	現象対応	8									
	対外対応	2									
	機械管理	4									
	運転員	7	-	5~7	-	-		0~2			
	保健医療要員(申4)	33	-	-	-			33	(33)		
	モニタリング要員(申4)	6	-	-	-			6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	-	-	-			6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	-	-	-			6	(6)		
③ 原子力応急事態体制	意思決定・指揮	12									
	情報収集・計画立案	7									
	資機材等リソース管理	4									
	運転員	7	-	5~7	-	-		0~2			
	保健医療要員(申4)	33	33	-	-	-		33	-		
	モニタリング要員(申4)	6	6	-	-	-		6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	6	-	-	-		6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	6	-	-	-		6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	6	-	-	-		6	(6)		
	初期消火要員(消防車両)(申3)	6	6	-	-	-		6	(6)		

申1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 申2：平日昼間は、事務処理等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間以外)については、事務処理等で待機。  
 申3：初期消火要員(消防車両)は6名で構成され、火災の発生時に応じて消火活動が実施される。  
 申4：直ちに発電所全所員に非常用集合を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交番要員として待機させる。

体制	要員数申1	緊急時対策所			中央制御室			総合管理事務所			現場収容人員合計
		指揮所	待機所	その他	収容場所(名)	取扱い種類(名)	取扱い種類(名)	収容場所(名)	取扱い種類(名)	取扱い種類(名)	
通常時	指揮者	1	-	-	-			1	-		
	通報連絡責任者	1	-	-	-			1	-		
	通報連絡者	1	-	-	-			1	-		
	消防責任者	1	-	-	-			1	-		
	3号炉運転員	6	-	-	-			3~6	-	0~3	
	災害対策要員(申1)	11	-	-	-			11	-		
	灾害対策要員(支援)(申1)	15	-	-	-			15	-		
	消防責任要員(支援)(申1)	8	-	-	-			8	-		
	初期消火要員(消防車両)(申1)	8	-	-	-			8	-		
	初期消火要員(消防車両)(申2)	8	-	-	-			8	-		
① 初動対応	指揮者	1	-	-	-			1	-		
	通報連絡責任者	1	-	-	-			1	-		
	通報連絡者	1	-	-	-			1	-		
	消防責任者	1	-	-	-			1	-		
	3号炉運転員	6	-	-	-			3~6	-	0~3	
	災害対策要員(申1)	11	-	-	-			11	-		
	灾害対策要員(支援)(申1)	15	-	-	-			15	-		
	消防責任要員(支援)(申1)	8	-	-	-			8	-		
	初期消火要員(消防車両)(申1)	8	-	-	-			8	-		
	初期消火要員(消防車両)(申2)	8	-	-	-			8	-		
② 原子力防災準備体制	指揮者	1	1	-	-			1	-		
	通報連絡責任者	1	1	-	-			1	-		
	通報連絡者	1	1	-	-			1	-		
	消防責任者	1	1	-	-			1	-		
	3号炉運転員	6	-	-	-			24	-	(24)	
	モニタリング要員	2	-	-	-			2	-	(2)	
	消防責任要員	8	-	-	-	</					

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

#### 大飯発電所3／4号炉

#### 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

要員数(名)		緊急時対策所(対策本部)(計1)	中央制御室	中核制御室	その他建屋	現場	収容人數合計
緊急決定・指揮	8						
情報収集・計画立案	21						
現場対応	14	—	—	—			
対外対応	5						
コンピューターマネジメント	2						
通話装置(7台)	18	—	—	6~18	—	—	9~12
放射性監視要員(計2)	14	—	—	—	14	—	
放射性監視要員(計3)	16	—	—	—	3	—	
自衛消防隊員(計3)	10	—	—	—	10	—	
情報収集・計画立案	1	—	—	—	1	—	
現場対応	3	—	—	—	3	—	
放射性監視要員(計2)	2	—	—	—	2	—	
自衛消防隊員(計3)	6	—	—	6	—	—	
5号機燃焼室(内蔵)	4						
緊急決定・指揮	4						
情報収集・計画立案	5						
現場対応	12	28	—	—	—	—	
対外対応	2						
コンピューターマネジメント	2						
通話装置(7台)	18	—	—	6~18	—	—	9~12
放射性監視要員(計2)	14	—	14	—	—	(14)	
放射性監視要員(計3)	2	—	5	—	—	(5)	
自衛消防隊員(計3)	10	—	3	—	—	3	(10)
情報収集・計画立案	1	—	—	—	—	—	
現場対応	3	3	—	—	—	—	
放射性監視要員(計2)	2	—	2	—	—	(2)	
自衛消防隊員(計3)	6	—	—	6	—	—	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：半日目以降は、5号機燃焼室内外緊急時対策所等で勤務している。夜間及び休日(半日の緊急時警戒以外)につづいては、現場対応等で勤務。

※3：自衛消防隊員は、消防隊員(名)、自衛消防隊員(名)、自衛消防隊員(名)で構成され、各班の規模にして、消火栓及び自衛ポンプを2台。

※4：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員についても交替要員として待機させる。

※5：残りの要員についても交替要員として待機させる。

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(2/4)

要員数(名)		緊急時対策所(対策本部)(計1)	中央制御室	中核制御室	その他建屋	現場	収容人數合計
緊急決定・指揮	6	72	—	—	—	—	(1): 96
情報収集・計画立案	21						
現場対応	14						
対外対応	13						
コンピューターマネジメント	18						
通話装置(7台)	18	—	—	6~18	—	—	9~12
放射性監視要員(計4)	63	—	63	—	—	—	(63)
保守点検要員(計4)	15	—	15	—	—	—	(15)
自衛消防隊員(計3)	10	—	10	—	—	—	(10)
緊急決定・指揮	5	—	—	—	—	—	
情報収集・計画立案	2	12	—	—	—	—	
現場対応	6	—	—	—	—	—	
放射性監視要員(計3)	2	—	2	—	—	—	(2)
自衛消防隊員(計3)	8	—	8	—	—	—	(8)
保守点検要員	2	2	—	—	—	—	

※1：要員数については、今前の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：半日目以降、5号機燃焼室内外緊急時対策所等で勤務している。夜間及び休日(半日の緊急時警戒以外)につづいては、現場対応等で勤務。

※3：自衛消防隊員は、消防隊員(名)、自衛消防隊員(名)、自衛消防隊員(名)で構成され、各班の規模にして、消火栓及び自衛ポンプを2台。

※4：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員についても交替要員として待機させる。

※5：残りの要員についても交替要員として待機させる。

#### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 女川原子力発電所2号炉

#### 泊発電所3号炉

相違理由

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(2/2)

事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(計1)	中央制御室	中核制御室	その他建屋	現場	収容人數合計
① 常時緊急体制	緊急決定・指揮	12					
本番演習(計3)	情報収集・計画立案	9					
現場対応	2						
機器管理	4						
資機材等リソース管理	1						
運転員	7	—	5~7	—	—	0~2	
保健医療要員(計3)	23	23	—	—	—	(23)	
セニタリング要員(計3)	6	6	—	—	—	(6)	
初期消火要員(消防車両)(計2)	6	6	—	—	—	(6)	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：初期消火要員(消防車両)は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火栓が構築される。

※3：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※4：「常用電源原水が保有する重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価ガイド」に基づく事象進展時間。

※5：ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

表3.1-1 重大事故等発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(2/2)

体制	要員数(名)	緊急時対策所(計1)			収容人數合計
		本部要員	代理要員	現場要員	
④ 原子力緊急事態体制	緊急決定・指揮	10			
情報管理・火災対応	7				
資機材等リソース管理、社外対応	4				
情報収集・計画立案	12				
現場対応	17				
運転員	6	—	3~6	—	0~3
保健医療要員(計3)	27	2	25	—	(27)
セニタリング要員	4	—	4	—	(4)
初期消火要員(消防車両)(計2)	6	—	8	—	(8)

S A

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2：3号炉運転員(計3)は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火栓が構築される。

※3：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※4：「常用電源原水が保有する重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価ガイド」に基づく事象進展時間。

※5：ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

※6：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※7：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※8：初期消火要員(消防車両)は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火栓が構築される。

※9：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※10：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※11：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※12：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※13：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※14：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※15：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※16：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※17：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※18：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※19：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

※20：直ちに電気専門所にて非常用電源を行なう。この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>				
表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(3/4)				
事象進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対策本部)(※2)	中央制御室	その他の機器室・避難場所
初期段階	監視定・指揮 情報収集・計画立案 現地確認 対外対応 ロジリソース管理	6 21 14 13 18	— — — — —	— — — — —
第2次緊急時態	監視定・指揮 情報収集・計画立案 現地確認 対外対応 ロジリソース管理	6 21 14 13 18	— — — — —	— — — — —
ブルーム通過(中止)から24時間後(※4)	監視定・指揮 情報収集・計画立案 現地確認 本部受付要員 巡回班	6 21 14 10 2 1	— — — — — —	— — — — — —
5号炉運転(※5)	監視定・指揮 情報収集・計画立案 現地確認 本部受付要員 巡回班	6 21 14 10 2 1	— — — — — —	— — — — — —
※1：各部門ごとに定めた各段階での収容人数を示す。各段階で収容人数が異なる場合、各段階ごとに収容人数を示す。 ※2：初期段階は、情報収集・計画立案、現地確認、対外対応、ロジリソース管理を担当する。 ※3：各部門の収容要員は、この段階の中心的活動として必要要員を確保するとともに、残りの機能につき、交替要員として構成される。 ※4：各部門の収容要員は、巡回班の活動範囲に考慮して、巡回班の活動範囲に該当する部署に配置する。 ※5：ブルーム通過後、巡回班は計画的活動とされる範囲外の動向を定期的に監視する。 ※6：必要に応じて、巡回班等の交替・休憩要員を呼び寄せ要員として加える。				
表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(4/4)				
事象進展	要員数(※1)	緊急時対策所(対策本部)(※2)	中央制御室	その他の機器室・避難場所
初期段階	監視定・指揮 情報収集・計画立案 現地確認 対外対応 ロジリソース管理 本部受付要員	6 21 14 6 9 —	— — — — — —	— — — — — —
ブルーム通過後(ブルーム発生開始から10時間後)※4	巡回班 現地確認要員 巡回班 本部受付要員 巡回班	6 21 14 10 2 1	— — — — — —	— — — — — —
※1：要員数ごとに、今後の困難度の結果により人数を見直す可能性がある。 ※2：巡回班は、巡回員1名、計画担当者1名、監視員3名で構成され、火災の発生時に、消防機関に召集される。 ※3：巡回班に緊急時対策所に常駐要員を行ふ。この段階の中から、巡回班に於いて必要要員を確保するとともに、残りの機能につき、交替要員として構成される。 ※4：「初期実施用員」から「重大事故時の初期対応」、「緊急時行動用員」に該当する機器・評議会に関する着任ガイド」に基づく。 ※5：巡回班は、巡回班に、緊急時対応用に上乗なる要員以外の要員は巡回班外に配置する。 ※6：必要に応じて、巡回班外からの交替・休憩要員を呼び寄せ要員として加える。				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料11	3.2 事象発生後の要員の動きについて (1) 要員の非常招集要領について a. 平日勤務時間中 平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務する。 緊急時対策所、事務建屋の位置関係を図3.2-1に示す。 非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者である情報班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常招集の指示をする。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。 総務班長は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。 なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち重大事故等対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の重大事故等対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。	3.2 事象発生後の要員の動きについて (1) 要員の非常招集要領について a. 平日勤務時間中 平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（灾害対策本部要員、灾害対策要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務する。 緊急時対策所、総合管理事務所の位置関係を図3.2-1に示す。 非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）等が、通報連絡者である事務局長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、通報連絡者に発電所災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は、非常招集を行う。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。 事務局長又は代行者は、電話・運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。	【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）  【女川】 • 要員名称の相違  【女川】 • 執務場所名称の相違  【女川】 • 体制の相違 泊では通報連絡者である事務局長は非常招集指示を行う。  【女川】 • 体制の相違 泊では通報連絡者である事務局長は非常招集指示を行う。
1.1. 緊急安全対策要員の動線について (1) 緊急安全対策要員の召集及び召集場所  【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 a. 平日勤務時間中 平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。  常駐・居住場所、召集場所及び召集ルート（時間外・休日（夜間））  特図みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。	b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務及び宿泊する。  非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。	b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（灾害対策本部要員、灾害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務及び宿泊する。  非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）が、通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（灾害対策本部要員）に報告する。副原子力防災管理者は、通報連絡者に灾害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。	【女川】 • 要員名称の相違  【女川】 • 執務場所名称の相違  【女川】 • 体制の相違 夜間休日は発電所構内に宿直している副原子力防災管理者に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行なうことが可能。
①：緊急時対策本部要員は、第1事務所、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には運転員からの連絡を受け、緊急安全対策要員へ参集指示を行うとともに、緊急時対策所に移動し発電所対策本部としての活動を行う。  【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。	c. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務及び宿泊する。  非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。	c. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に応する要員（灾害対策本部要員、灾害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務及び宿泊する。  非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）が、通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（灾害対策本部要員）に報告する。副原子力防災管理者は、通報連絡者に灾害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。 非常招集のフローについて、表3.2-1に示す。	【女川】 • 要員名称の相違  【女川】 • 体制の相違 夜間休日は発電所構内に宿直している副原子力防災管理者に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行なうことが可能。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②：緊急安全対策要員は、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には緊急時対策本部要員からの召集指示を受け、各活動場所へ参集し、全体指揮者の指示に従い各要員の役務に応じた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転支援要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、主蒸気逃がし弁の開放操作等の運転支援活動を実施。その後、給水要員等と合流し、給水確保活動等を実施。</li> <li>・電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、電源車の起動等の電源確保活動を実施。</li> <li>・給水要員は、送水車による給水等の給水確保活動を実施。</li> <li>・設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応活動を実施。</li> <li>・消防要員は、火災の発生がある場合、消火活動を実施。</li> <li>・ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員へ状況を連絡する。</li> </ul> <p>その後緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。</p>	<p>連絡責任者は、電話、送受話器（ベーリング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を実施し、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、電話、自動呼出システム等を活用し要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の重大事故等対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に重大事故等対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合には、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（図3.2-3 参照）とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合、又は、徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>重大事故等対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、自動呼出システムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>発電課長（当直）は運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員に対して招集連絡を実施し、通報連絡者は、発電所外にいる発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員を招集するため緊急時呼出しシステム等による要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の発電所災害対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震発生や発電所前面海域における大津波警報の発表された場合には、非常招集がなくても自発的に発電所災害対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集に必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>発電所災害対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、緊急時呼出しシステムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）      •体制の相違      発電課長（当直）と通報連絡者で要員の招集を分担して行うことで要員の速やかな招集を実施する。      •設備名称の相違      女川：自動呼出システム      泊：緊急時呼出システム      •要員名称の相違      泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。      •記載方針の相違      泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うことについて記載した。      •運用の相違      泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。      •設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【島根2号炉】まとめ資料より参考掲載</b>  発電所構外からの要員参集ルートについては、第3.2-4図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。 地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。	<p>女川町内からの要員参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトライൻルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保する。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、図3.2-4に示すとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には歩行による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとする。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-5、図3.2-6）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、<b>歩行等</b>により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、<b>迂回ルート</b>を確保している。（図3.2-7）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間も含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が歩行移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、<b>6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）</b>と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>発電所災害対策要員が泊村、共和町及び岩内町から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には歩行による参集を行うこととしている。参集ルートの中には津波浸水予測範囲となっている場所が含まれており、<b>津波警報発生時は津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。</b></p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-4）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、<b>歩行や自転車</b>により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルートに加え、<b>津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルート</b>を確保している。（図3.2-5）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間も含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が歩行移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、<b>10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）</b>と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>【島根】 地理的要因の相違</p> <p>泊発電所の周辺は比較的平坦な土地であり、島根と類似していることから島根を参考に記載。（技術的能力1.0と同様）</p> <p>【女川】 ・要員名称、町村名所の相違</p> <p>【女川】 ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 泊では事務所は参集場所に含めず、直接緊急時対策所に参集することとしている。</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違による参集可能人数の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

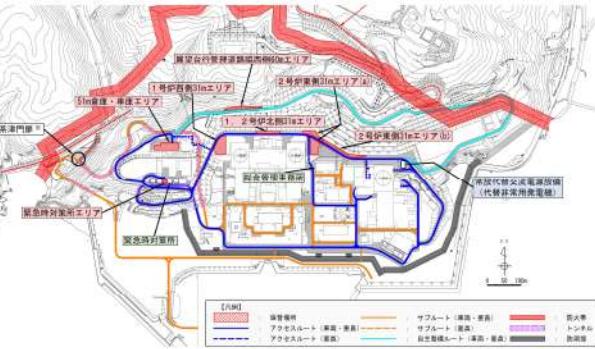
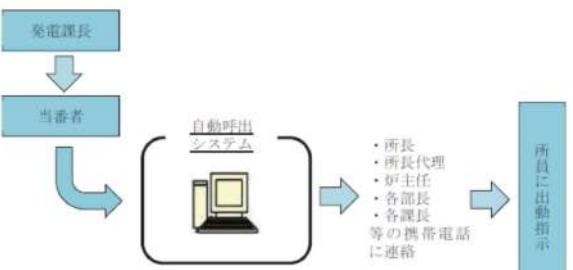
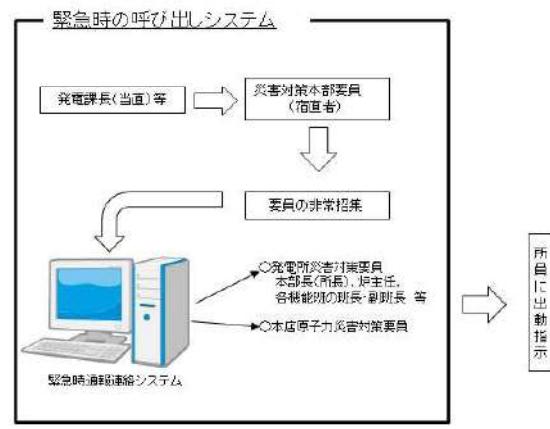
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保修班長は、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が随時評価する原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器ベント実施準備完了までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p><b>総務班長</b>は、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>の見通しが判明した後は、保修班ほかと協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>予測時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも<b>原子炉格納容器ベントの実施見通し</b>の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、<b>本部長</b>は、<b>総務班長</b>を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>各班長は、<b>原子炉格納容器破損</b>の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が評価する原子炉格納容器破損予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器破損予想時刻までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p><b>事務局長</b>は、<b>原子炉格納容器破損</b>の見通しが判明した後は、各班長と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、<b>原子炉格納容器破損</b>予想時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するためPAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも<b>原子炉格納容器破損</b>予想時刻の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まる等不測の事態が発生した場合、<b>発電所対策本部長</b>は、<b>事務局長</b>を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>泊では重大事故等時にCVフィルタベント設備を用いた格納容器ベントを実施しないことから原子炉格納容器破損と記載（以降の相違理由記載を省略する。）</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員名称の相違</li> </ul>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
	<p>図3.2-1 事務建屋、緊急時対策所等の位置関係</p>	<p>図3.2-1 総合管理事務所、緊急時対策所等の位置関係</p>	<p>【女川】 ・建屋名称の相違</p>
			<p>図3.2-2 自動呼出システムの概要</p> <p>図3.2-2 緊急時呼出しシステムの概要</p> <p>【女川】 ・設備名称の相違</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

添付資料10

10. 事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について

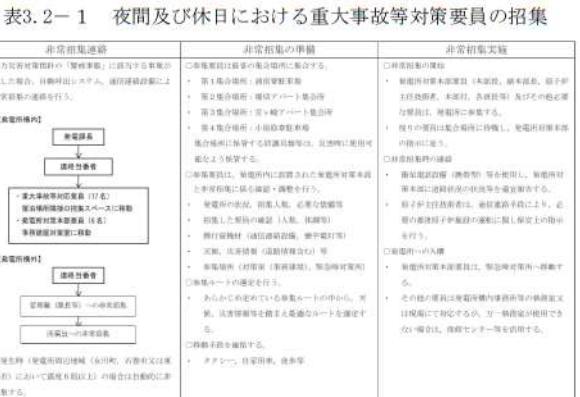
（1）召集要員の非常召集要領

○夜間、休日における原子力災害対策要員の非常召集

非常召集の連絡	非常召集のための集合及び準備	非常召集の実施
○重大事故等が発生した場合、社員呼出システム、衛星電話等により非常召集の連絡を行う。	○発電所周辺（寮、社宅等）からの召集要員は、集合場所に集合し、発電所での召集の準備を行う。 集合場所：本郷クラブ (注)協力会社も同様に社宅等に集合し、衛星携帯電話等にて連絡を取り合い、召集に備える。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部の要員（本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部課、各班長、副班長等）とその他の必要な要員は、発電所に向けて歩道を開拓する。 ③他の要員は、集合場所で待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従い行動する。 ④発電所の状況、召集人数及び必要な装備等 ⑤集合した要員の確認（人数、集合場所） ⑥被服、特需品（通信設備、携帯電話等） ⑦防護具等（防護服、マスク及び呼吸計） ⑧医療、災害情報等
○発電所周辺（寮、社宅等）当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員（発電所対策本部要員）及び緊急安全対策要員（所定の活動場所へ移動）	○非常召集の連絡 ①発電所の状況、召集人数及び必要な装備等 ②集合した要員の確認（人数、集合場所） ③被服、特需品（通信設備、携帯電話等） ④防護具等（防護服、マスク及び呼吸計） ⑤医療、災害情報等	○非常召集の連絡 ①発電所入所前の集合場所の選定を行う。 ・状況に応じて集合場所（F館、大島屋等）を選定する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策室に移動する。 ③他の要員は、発電所事務所等の部署や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、研修館等を活用する。
○地震発生時（発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震が発生）の場合は、非常召集する。	○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所（F館、大島屋等）にて、発電所構内の情報を含む手しし、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策室に移動する。 ③他の要員は、発電所事務所等の部署や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、研修館等を活用する。	



泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>表3.2-1 夜間及び休日における重大事故等対策要員の招集</b>			
<b>表3.2-1 夜間及び休日における灾害対策要員の招集</b>			



○地盤調査室（発電所周辺区域（女川町、石巻市又は宮城県北西部）において震度5弱以上）の場合は、本部会議室に非常召集する。



図3.2-3 発電所への参集ルート

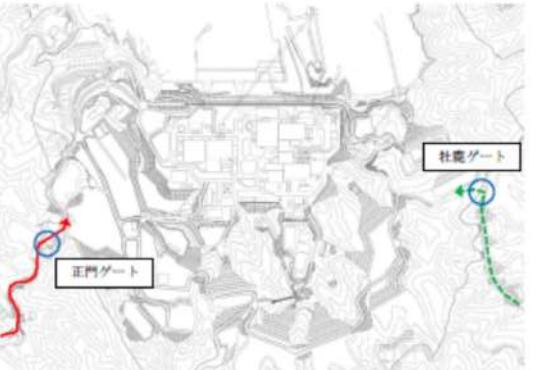


図3.2-4 発電所構内への入域ルート

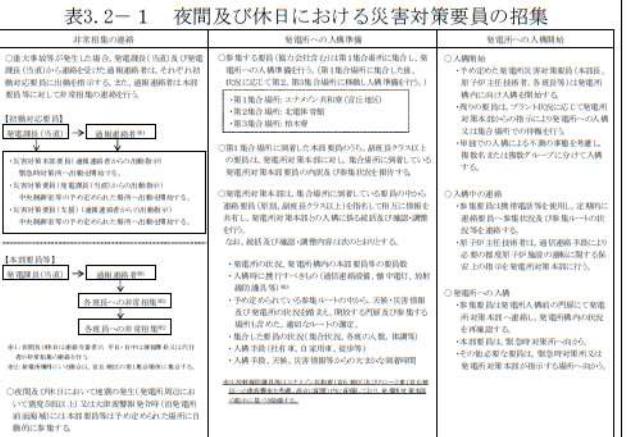


図3.2-3 泊発電所への参集ルート

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の要員参集ルート（所外）</p>	<p>図3.2-4 発電所構外からの参集ルート</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違</p>
	<p>図3.2-6 高台のみを通行する場合の要員参集ルート（所内）</p>	<p>図3.2-7 発電所構内への参集ルート</p>	<p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>立ち上げの対応が最も厳しくなる「休日、時間外」時に災害が発生した場合を想定した場合においても、事故等発生後、1時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。</p> <p>なお、これらの対応については、作業の迅速性を高めるための設備対応（機器接続部のアタッチメント化など）を行うとともに、訓練を通じて練度を向上させる。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(2) 5号原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、5号炉定期検査室又はその近傍の執務及び宿泊場所、及び第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所から、この執務又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備（衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型））を所持して、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に参集する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、5号炉共用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線から給電が行われ、外部電源喪失時には、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、5号炉の共用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>の可搬型陽圧化空調機の起動対応は、保安班2名及び復旧班2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約60分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、事務建屋等から事務建屋の対策室に集合し、事務建屋対策室での初動対応実施を判断した場合<sup>*</sup>、継続して初動対応を行う。</p> <p>また、事務建屋対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動する。なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、2号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、2号炉の非常用母線又は外部電源系より受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。</p> <p>また、ガスタービン発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-9に示す。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機の起動対応は、<u>保修班1名</u>で行い、この起動に要する時間は図3.2-15のタイムチャートに示すとおり約5分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。</p> <p>夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で執務又は宿泊しており、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に移動し初動対応を行う。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、3号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>また、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線より給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-6に示す。</p> <p>また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において各2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-12に示すとおり約60分と想定する。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一）      【女川】      ・初動対応体制の相違      泊では防災体制が発令された場合は、事務所での対応は行わず、緊急時対策所へ移動し対応を行うこととしている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①）</p> <p>【女川】      ・設備名称の相違      【女川】      ・設備名称の相違      【女川】      ・設備名称の相違      【女川】      ・設計の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】      ・設計の相違（相違理由⑪）</p> <p>【女川】      ・設備名称の相違      【女川】      ・設備名称の相違      【女川】      ・設計の相違（相違理由⑫）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3⑬）</p>

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※事務建屋対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所震度6弱未満</li> <li>・通信連絡設備使用可</li> <li>・SPDS表示装置使用可</li> </ul> <p>なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動Ssに対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度5強相当であるため、発電所震度6弱以上を確認した場合は、事務建屋対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立上げを行うこととする。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応体制の相違 泊では、原子力災害対策指針に定める「警戒事象」が発生した場合の初動対応は、通信連絡設備等の使用可否条件にかかわらず緊急時対策所へ移動し対応を行う。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 (女川記載に統一)</li> </ul>
<p>(3) 発電所からの一時退避</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。</li> <li>発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。</li> <li>発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。</li> <li>発電所対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に避難する。</li> </ol>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合<sup>*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う。</li> <li>本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</li> <li>本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。</li> <li>本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。</li> </ol>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合<sup>*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（一時退避場所）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に係る判断を行う。</li> <li>発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</li> <li>発電所対策本部長の指示の下、とどまる要員は、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に移動する。</li> <li>発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（宮丘地区・滝ノ瀬地区の当社施設又は原子力事業者災害対策支援拠点等）への退避を指示する。</li> </ol>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> <li>・避難場所の相違 近隣の当社施設も避難場所の候補として選定しているが、放射性物質により影響を考慮し場所を選定することに相違ない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 上り参考掲載】</b></p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの一時退避について 事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる必要のない要員を所外(原子力事業所災害対策支援拠点等)に一時退避させる。</p> <p>①本部長は、ブルームの放出のおそれがある場合、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にとどまる要員の対策本部又は待機場所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</p> <p>②本部長は、ブルーム放出中に<u>緊急時対策所</u>にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③本部長の指示の下、とどまる要員は<u>対策本部又は待機場所</u>に移動する。</p> <p>(4) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>における換気設備等について <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の「対策本部」及び「待機場所」における換気設備の運用として、下記に示す「(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化(ブルーム通過前)」、「(b)陽圧化装置(空気ポンベ)による陽圧化(ブルーム通過中)」、「(c)陽圧化装置(空気ポンベ)から可搬型陽圧化空調機への切替え(ブルーム通過後)」を実施する。</p> <p>(a) 可搬型陽圧化空調機による陽圧化(ブルーム通過前) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型陽圧化空調機により<u>対策本部及び待機場所</u>の陽圧化を開始する。</p>	<p>原子力事業所災害対策支援拠点等への退避ルートは女川町内からの参集ルートと同様のルートとなり、距離約20km、徒步5時間程度かかる。</p> <p>⑤ 本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。 ※炉心損傷後の原子炉格納容器ベント準備の判断となる、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力の1.5倍に達した場合</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化(ブルーム通過前)」、「b. 緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による正圧化(ブルーム通過中)」、「c. 緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)から緊急時対策所非常用送風機への切替え(ブルーム通過後)」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-12に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-13示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-15～17に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化(ブルーム通過前) 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、緊急時対策所非常用送風機により正圧化を開始する。 ① 操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択し、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。 ② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>宮丘地区への退避ルートは、大和門扉を通行する参集ルートと同様のルートとなり、距離約6km、徒步1時間30分程度かかる。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。 ※炉心損傷後、格納容器スプレイポンプが不動作(放水砲準備の判断基準)となった場合。</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化(ブルーム通過前)」、「b. 空気供給装置(空気ポンベ)による正圧化(ブルーム通過中)」、「c. 空気供給装置(空気ポンベ)から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え(ブルーム通過後)」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-8に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-9に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-10に示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-12～14に示す。</p> <p>a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化(ブルーム通過前) 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンにより正圧化を開始する。 ① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。 ② 緊急時対策所給気手動ダンバを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。 ③ 緊急時対策所排気手動ダンバを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p>	<p><b>【女川】</b> ・立地条件の相違</p> <p><b>【女川】</b> ・運用の相違 一時退避判断基準に相違はあるものの、原子炉格納容器からのブルーム放出前に退避行動を開始することに相違はない。</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違(2-3①)</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違(2-3③)</p> <p><b>【女川】</b> ・設備名称及び手順名称の相違(以降、同様な相違理由の記載は省略する。)</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違(2-3①)</p> <p><b>【女川】</b> ・設備相違による手順の相違 泊は可搬設備であり運転前の系統構成が必要であることから手順に相違はあるが、ブルーム放出前に対応可能であり、緊急時対策所で活動する要員に放射線による影響を与えない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b> <p>ブルーム通過時においては、可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンベ）に切替えることにより対策本部及び待機場所への外気の流入を遮断する。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>【条件2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※陽圧化装置（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベの元弁を“開”とし、ポンベラック毎に隔壁弁を設置する隔壁弁は通常運転時に“閉”としておく。陽圧化装置（空気ポンベ）使用時には、各々のポンベラックの隔壁弁を事故発生後24時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、対策本部及び待機場所内に設置する給気弁を開操作することで陽圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断      【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徵候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>【条件2-1-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベラックごとに設置する元弁を“開”とし、各ポンベラックからの配管の合流先に設置する高圧空気ポンベ出口電動弁は通常運転時に“閉”としておく。緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所に設置する操作パネル操作することで、正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の流入を遮断する。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）による加圧判断フローチャートは図3.2-11に示すとおりであり、以下の①②いずれかの場合において、空気浄化装置（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が30mGy/h以上となった場合。</p> <p>② 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。</p> <p>①により、緊急時対策所外に接近するブルームを検知でき、対応を実施することで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への希ガスの侵入を防止できる。万一、各可搬型モニタリングポストによる検知が遅れた場合であっても、②の緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 空気供給装置（空気ポンベ）は、緊急時対策所立ち上げ時に、空気ポンベから空気供給装置流量調節弁までの系統構成を実施しておく。空気供給装置（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p> <p>【女川】</p> <p>女川の【条件1-1】に対し、泊の場合、炉心損傷は空気供給装置による加圧準備を行う条件であり、また、原子炉格納容器破損の規模の大小に寄らずモニタリング設備の指示値で加圧開始を判断する違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値で加圧判断することに相違なし。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手順着手条件の相違</li> </ul> <p>女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ベント操作の判断が条件に含まれているのにに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ベントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内の弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員には放射線による影響を与えない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

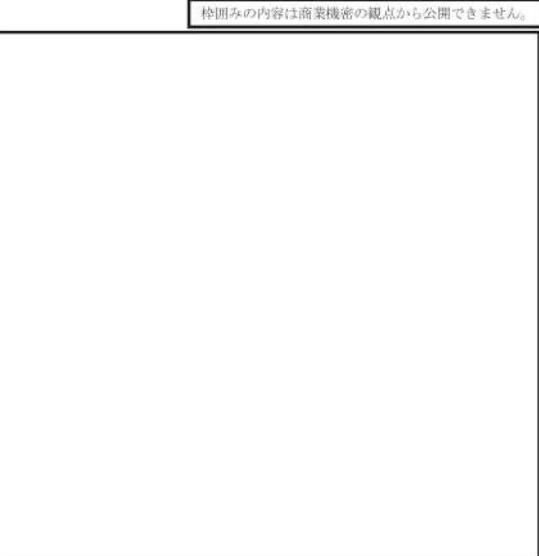
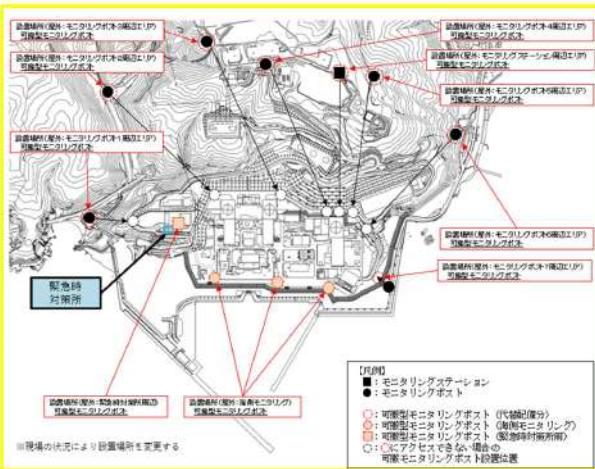
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】			
<p>可搬型陽圧化空調機による対策本部及び待機場所の陽圧化から陽圧化装置（空気ポンベ）による対策本部及び待機場所の陽圧化への切替えは、陽圧化装置（空気ポンベ）の起動、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、給気口への閉止板取付けにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象設備であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所に設置する操作パネルにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策建屋上に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</li> <li>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</li> </ol> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリングポストの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化から空気供給装置（空気ポンベ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化への切替えは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策所付近の屋外に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対処施設であるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>空気供給装置の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時対策所排気手動ダンバを開とする。</li> <li>② 緊急時対策所給気第2手動ダンバを開とする。</li> <li>③ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</li> <li>④ 緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</li> <li>⑤ 緊急時対策所排気手動ダンバにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧（100Pa [gage]以上）となるよう圧力を調整する。</li> </ol> <p>c. 空気供給装置（空気ポンベ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視計器設置場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊ではモニタリングポストに加え、モニタリングステーションの値も参考に加圧判断のための監視に用いる。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することができるため、要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>自主対策設備としてモニタリングステーションを使用する。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h<sup>※</sup>を下回った場合に、通過したものと判断する。</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策所建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mSv/h<sup>※</sup>を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-10に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による給気から緊急時対策所非常用送風機による給気に切り替える場合においては、パネル操作により系統ライン構成及び緊急時対策所非常用送風機の起動を自動で行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えられた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p style="text-align: center;">枠内の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.2-10 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>※</sup>を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンベ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>  <p>図3.2-7 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断基準の相違 泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断する。</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統構成の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替えとなるが、切替えは緊急時対策所内での弁操作等により実施することが可能であり、手順をあらかじめ定めておき速やかに実施することを要員の放射線による影響を与えない。</li> </ul> <p>・被ばく線量評価結果の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b> <p>図3.2-10 5号伊原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ</p>	<p>図3.2-11 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)</p>	<p>図3.2-8 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型空気浄化装置による加圧)</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</li> </ul>
	<p>図3.2-12 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）による正圧化)</p>	<p>図3.2-9 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (ブルーム通過中：空気供給装置（空気ボンベ）による加圧)</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

## 大飯発電所3／4号炉

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

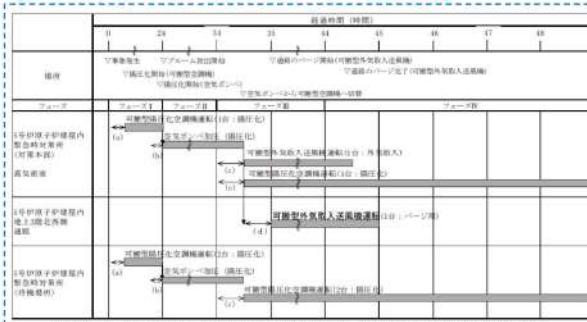


図 3.2-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用全体像

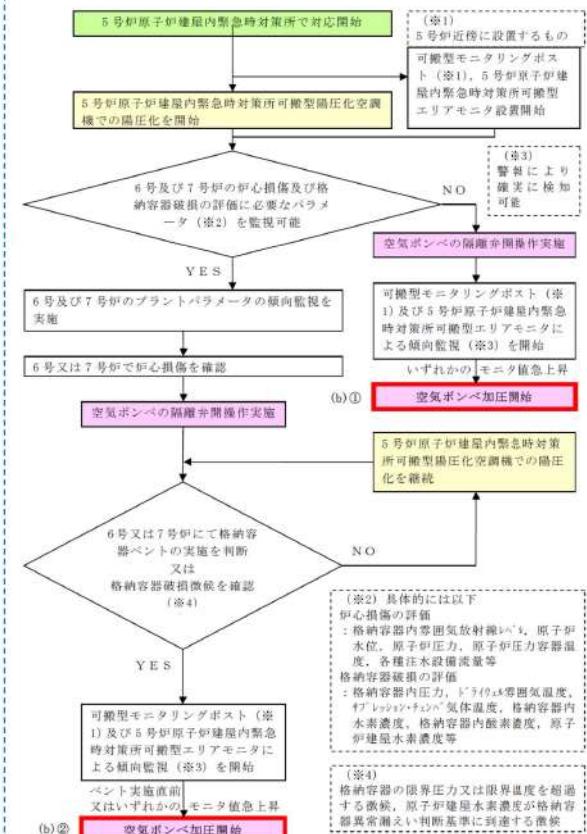


図 3.2-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ポンベ)による加圧判断のフローチャート

## 女川原子力発電所2号炉



図 3.2-13 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

## 泊発電所3号炉

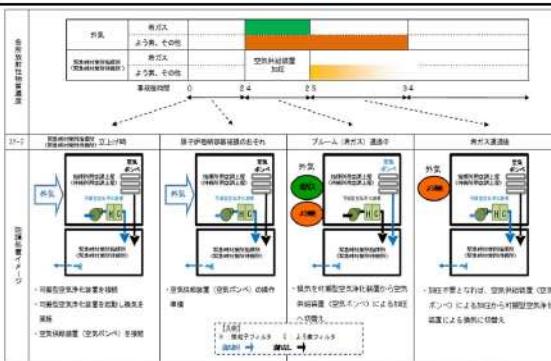


図 3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

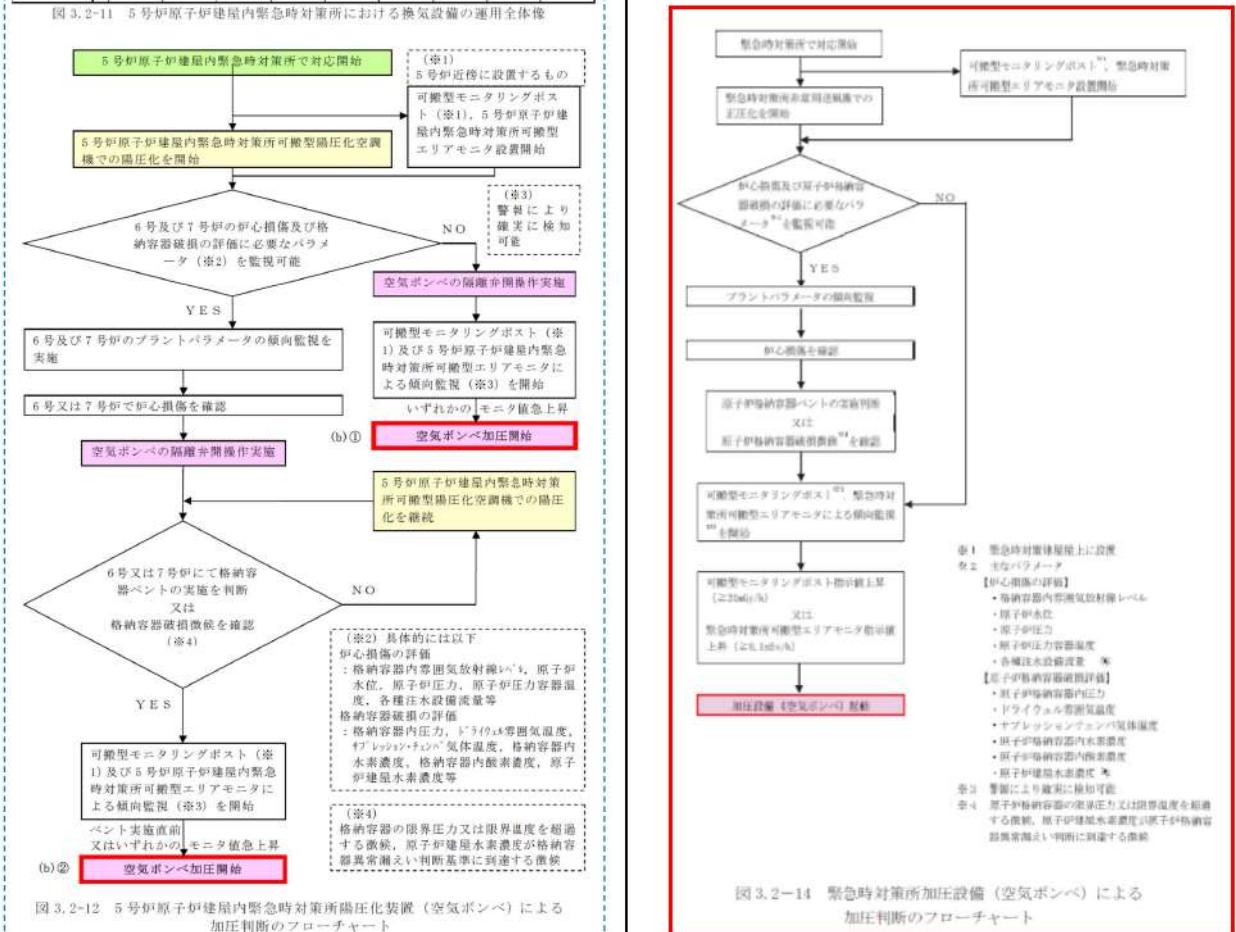


図 3.2-14 緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による加圧判断のフローチャート

## 相違理由

## 【女川】

## ・判断基準の相違

女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ペント操作の判断が条件に含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ペントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。

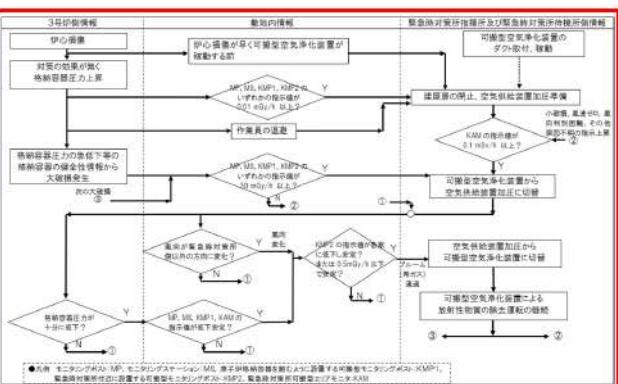
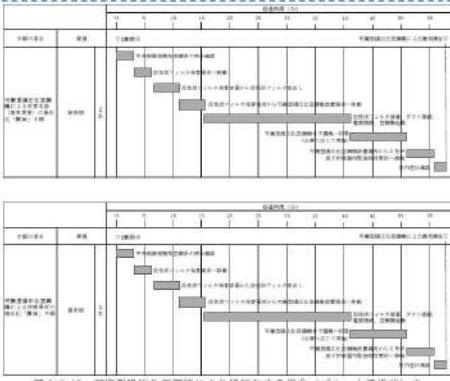
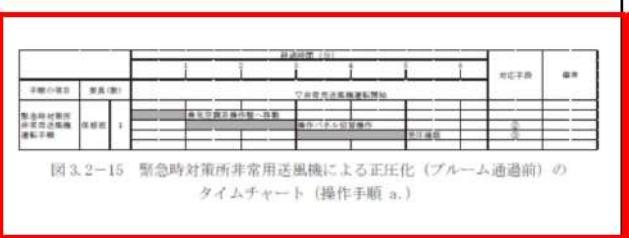
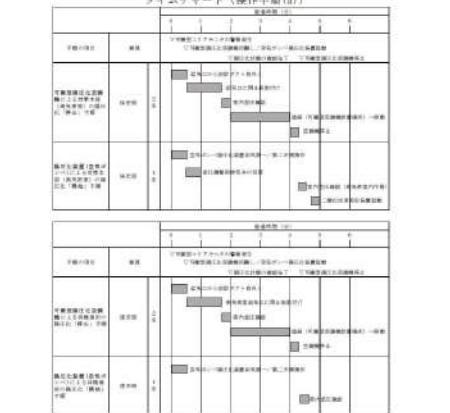
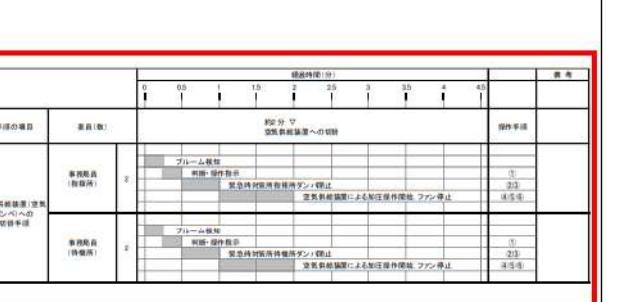
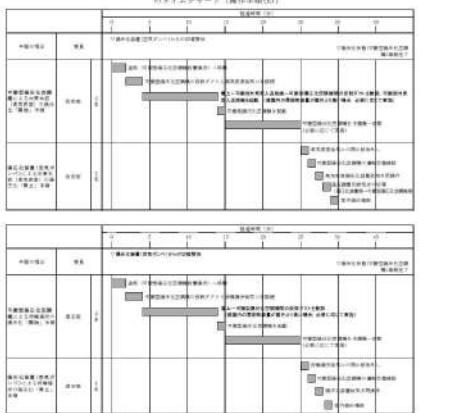
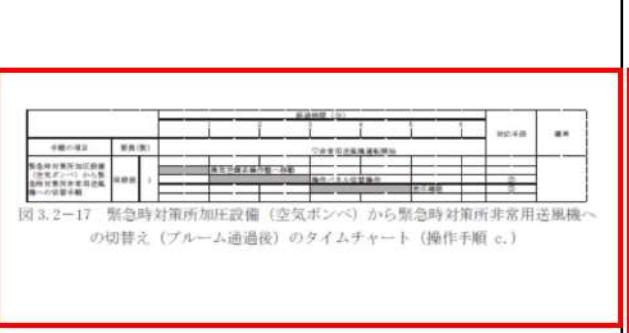
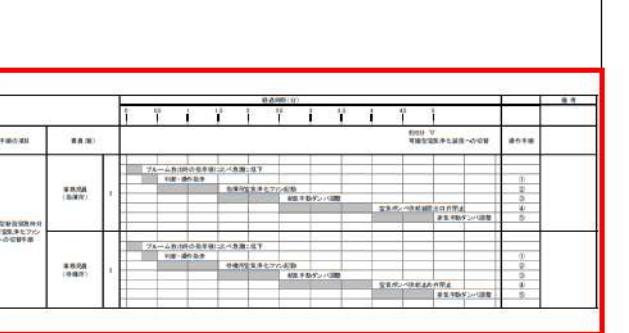


図 3.2-11 空気供給装置による加圧判断フローチャート

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】			
			【女川】 ・設計の相違 泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2箇所で作業となること及び系統構成を実施する必要があることから必要時間、手順に相違がある。
図3.2-13 可搬型圧化空調機により圧化する場合(ブルーム通過前)のタイムチャート(操作手順a.)	図3.2-15 緊急時対策所常用送風機による正圧化(ブルーム通過前)のタイムチャート(操作手順a.)	図3.2-12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化(ブルーム通過前)のタイムチャート(操作手順a.)	
			図3.2-13 空気供給装置(空気ボンベ)による正圧化(ブルーム通過中)のタイムチャート(操作手順b.)
図3.2-14 圧化装置(空気ボンベ)により圧化する場合(ブルーム通過中)のタイムチャート(操作手順b.)	図3.2-16 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)による正圧化(ブルーム通過中)のタイムチャート(操作手順b.)	図3.2-13 空気供給装置(空気ボンベ)による正圧化(ブルーム通過中)のタイムチャート(操作手順b.)	
			図3.2-14 空気供給装置(空気ボンベ)から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え(ブルーム通過後)のタイムチャート(操作手順c.)
図3.2-15 圧化装置(空気ボンベ)から可搬型圧化空調機へ切り替える場合(ブルーム通過後)のタイムチャート(操作手順c.)	図3.2-17 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)から緊急時対策所常用送風機への切替え(ブルーム通過後)のタイムチャート(操作手順c.)	図3.2-14 空気供給装置(空気ボンベ)から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え(ブルーム通過後)のタイムチャート(操作手順c.)	

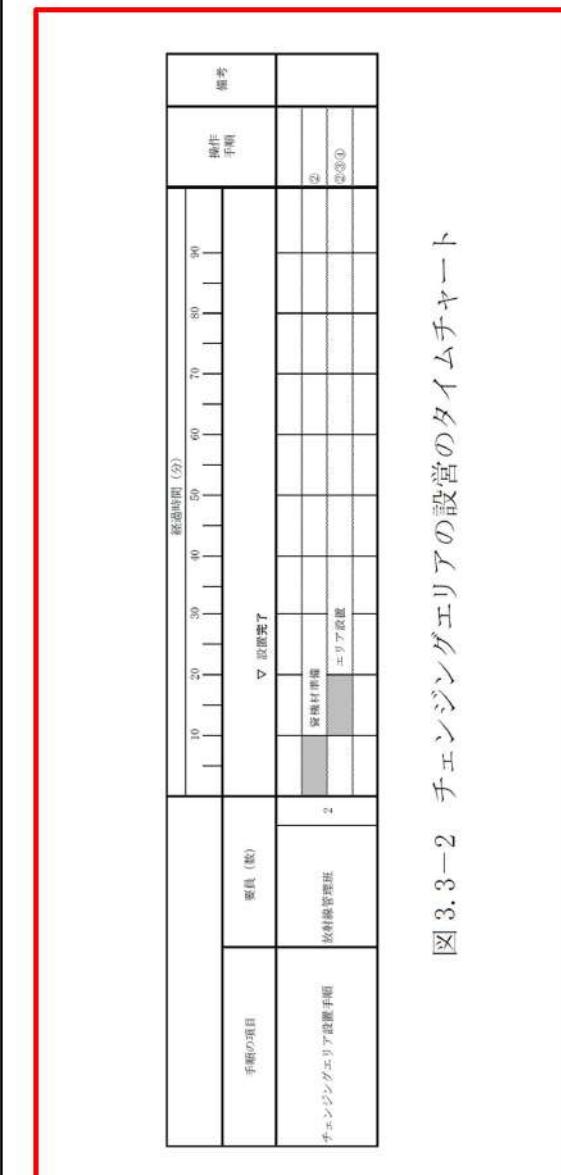
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 チェンジングエリア チェンジングエリアは、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するために設置する。</p> <p>緊急時対策所内に待機していた現場作業要員等は、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 上り参考撮載】</b> 緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。 チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策建屋内に設営する。</p> <p>チェンジングエリアを図8に示す。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 上り参考撮載】</b> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1, 2に示す。</p> <p>図8 緊急時対策所指揮所 チェンジングエリア 概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について 緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。 チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策建屋内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p> <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について 緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。 チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの全照明が消灯した場合を想定し、バッテリ式の可搬型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放管員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し実施し、一連の作業完了を約40分と想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p> <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>【大飯】 ・記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>・設計の相違 女川は緊急時対策所建屋1箇所にチェンジングエリアを設営するのにに対し、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所に設営する違いがある。</p> <p>・設備の相違 女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリ式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違（泊は2箇所に設営するため） ・設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのにに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
	 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10">経過時間(分)</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>10</th><th>20</th><th>30</th><th>40</th><th>50</th><th>60</th><th>70</th><th>80</th><th>90</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="10">△ 設置完了</th> <th rowspan="2">操作 手順</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材準備</td><td>資機材搬入</td><td>資機材搬出</td><td>資機材搬入</td><td>資機材搬出</td><td>資機材搬入</td><td>資機材搬出</td><td>資機材搬入</td><td>資機材搬出</td><td>資機材搬入</td> </tr> <tr> <td>エンジニアリングエリア設置手順</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 3.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート</p>			経過時間(分)														10	20	30	40	50	60	70	80	90			手順の項目	要員(数)	△ 設置完了										操作 手順	備考	資機材準備	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	エンジニアリングエリア設置手順	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>・設計の相違</p> <p>女川は1箇所のエンジニアリングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のエンジニアリングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p>
		経過時間(分)																																																															
		10	20	30	40	50	60	70	80	90																																																							
手順の項目	要員(数)	△ 設置完了										操作 手順	備考																																																				
		資機材準備	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入	資機材搬出	資機材搬入																																																						
エンジニアリングエリア設置手順	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24																																																						

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所 (別添1)

大飯発電所3／4号炉

2.10 配備する資機材等及び保管場所

緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。

配備する資機材等および保管場所を図1-1に示す。

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

区分	品目	数量
放 射 線 管 理 用 資 機 材	防護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染防護服 (タイプB) : 3,100着 (*1)</li> <li>全面マスク : 210個 (*2)</li> <li>交換カーリング (2個で1組) : 1,550組 (*3)</li> </ul>
	個人線量計	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人線量計 : 210台 (*2)</li> </ul>
	サーベイメータ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面汚染密度測定用サーベイメータ : 5台</li> <li>ガンマ線測定用サーベイメータ : 5台</li> <li>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ : 2台</li> <li>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ : 2台</li> </ul>
資 料	高線量対応防護服	<ul style="list-style-type: none"> <li>タングステンベスト : 10着</li> </ul>
	原子力災害対策活動に必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地図</li> <li>発電所周辺人口関連データ</li> <li>主要系統模式図</li> <li>系統図及びプラント配置図など (一式)</li> </ul>
	食料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料 : 約2,940食 (*4) 以上</li> <li>飲料水 : 約1,470リットル (*5) 以上</li> </ul>
その他の その他	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>3台</li> </ul>
	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>3台</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(*1) 110名×7日十余裕</li> <li>(*2) 110名+余裕</li> <li>(*3) 110名×7回(ブルーム前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕</li> <li>(*4) 140名(要員110名+余裕)×3食×7日</li> <li>(*5) 140名(要員110名+余裕)×3食×500ミリリットル×7日</li> </ul>

(\*1) 110名×7日十余裕  
(\*2) 110名+余裕  
(\*3) 110名×7回(ブルーム前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕  
(\*4) 140名(要員110名+余裕)×3食×7日  
(\*5) 140名(要員110名+余裕)×3食×500ミリリットル×7日

女川原子力発電所2号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策建屋に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

泊発電所3号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないように、コンテナ等に収納し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置を図3.4-1に示す。

相違理由

【女川】

保管場所の相違

【女川】

資機材保管場所の相違

【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)

表3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	数量	保管場所	備考											
放 射 線 管 理 用 資 機 材	防護具	<table border="1"> <tr> <td>タイプB</td> <td>2,100 着</td> <td>資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所</td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>900 個</td> <td></td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×3日及 び現場要員40名×6回/日×3日</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ (2個/セット)</td> <td>2,400 セット</td> <td></td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日</td> </tr> </table>	タイプB	2,100 着	資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日	全面マスク	900 個		60名(本部要員38名+余裕)×3日及 び現場要員40名×6回/日×3日	チャコールフィルタ (2個/セット)	2,400 セット		60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日	
タイプB	2,100 着	資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日												
全面マスク	900 個		60名(本部要員38名+余裕)×3日及 び現場要員40名×6回/日×3日												
チャコールフィルタ (2個/セット)	2,400 セット		60名(本部要員38名+余裕)×7日及 び現場要員40名×6回/日×7日												
個人線量計	200 台	出入管理室	100台(本部要員38名+余裕)×2												
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8 台		予備を含む。												
資 料	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8 台		予備を含む。											
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	4 台	緊急時対策所	予備を含む。											
	チエンジングエリア用資機材	1 式	出入管理室												
音 料	重大事故対策の検討に必要な資料	1 式	緊急時対策所												
	食 料	<table border="1"> <tr> <td>・食料</td> <td>2,100 食</td> <td>資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所</td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100</td> </tr> <tr> <td>-飲料水 (1.5リットル)</td> <td>1,400 本</td> <td></td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400</td> </tr> </table>	・食料	2,100 食	資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100	-飲料水 (1.5リットル)	1,400 本		100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400					
・食料	2,100 食	資機材保管庫アリ、地下1階 緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100												
-飲料水 (1.5リットル)	1,400 本		100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400												
酸素濃度計	2 台		重大事故対策設備として設置する。 予備を含む。												
そ の 他	二酸化炭素濃度計	2 台	緊急時対策所	重大事故対策設備として設置する。 予備を含む。											
	よう素剤	よう素液 800 調		100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×(初日2枚+2日目以降1枚/日)×6日=800 表3.4-2参照											
	回 釣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フジタタイプ</li> <li>LEDライト</li> <li>ヘッドライト</li> </ul>	60 個 100 個												

※1-4日目以降は障害で対応する。

表3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	品名	数量	備考
放 射 線 管 理 用 資 機 材	防護具類	タイプB	1,050 着	100名×7日×1.5=1,050
	個人線量計	全面マスク	1,050 個	※ 本部要員50名+現場要員39名+3号机運転員6名+余裕
	サーベイメータ等	チャコールフィルタ (2個/セット)	1,050 セット	
資 料	重大事故対策の検討に必要な資料	個人線量計	140 台	120名×1.1倍
	食 料	GM汚染サーベイメータ	10 台	5台/建屋×2建屋
	酸素濃度計	電離籠サーベイメータ	10 台	5台/建屋×2建屋
そ の 他	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	4 台	2台/建屋×2建屋
	食 料	チエンジングエリア設営用資機材	1 式	
	酸素濃度計	原子力災害対策活動に必要な資料	1 式	1式
食 料 等	食 料	・発電所周辺地図		
	食 料 等	・発電所周辺人口関連データ		
そ の 他	酸素濃度計	・主要系統模式図	1 式	1式
	二酸化炭素濃度計	・系統図及びプラント配置図等		
	よう素剤	重大事故対策設備として設置する。 予備を含む。		
そ の 他	よう素剤	重大事故対策設備として設置する。 予備を含む。		
	照明	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	4 台	2台/建屋×2建屋
	照明	定安よう素剤	2000 個	120名×2箱×7日+余裕
そ の 他	照明	ワーカライト	60 個	表3.4-2参照
	照明	ヘッドライト	60 個	

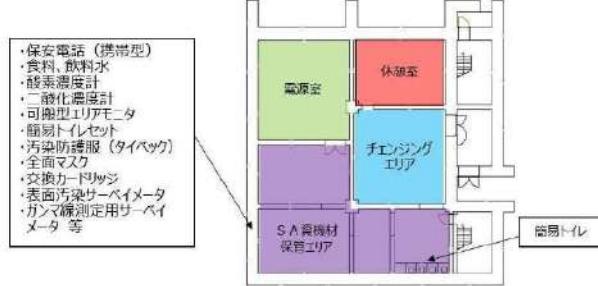
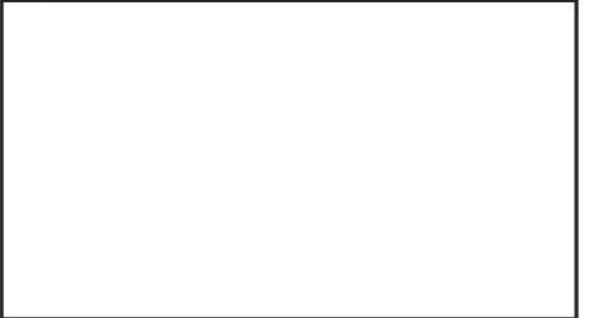
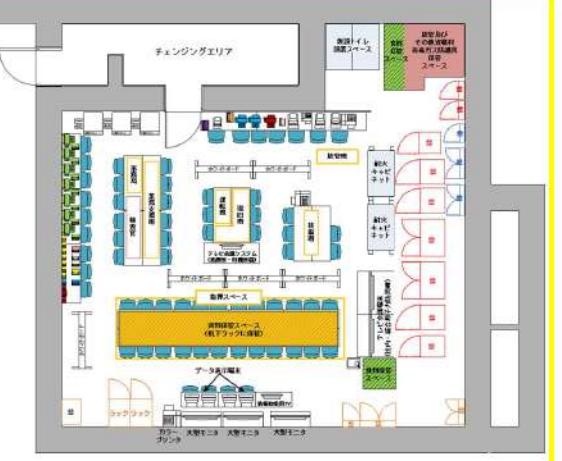
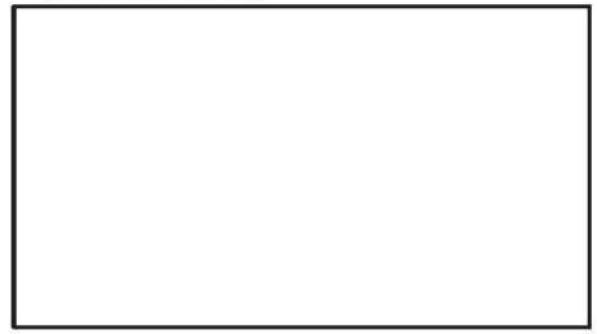
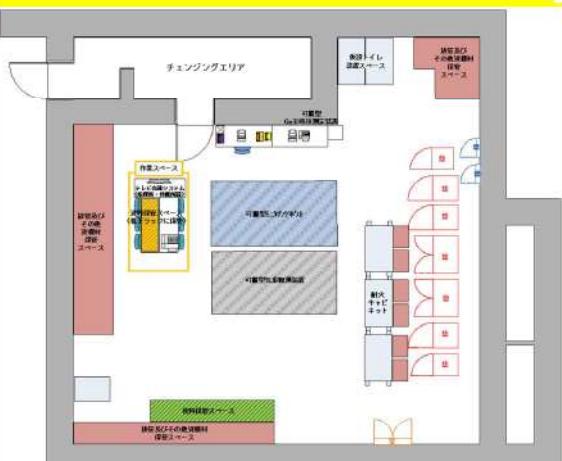
【大飯】【女川】

・運用の相違  
原子力防災組織の人数の相違等により数量が異なるが、必要となる資機材を必要数配備しており、重大事故等の対応は可能。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

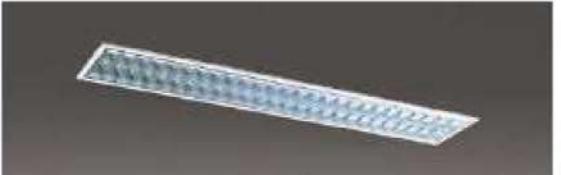
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1.1-2 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所 (注: レイアウトは訓練等により見直しすることがある)</p>	<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> 	 <p>注: 本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。 緊急時対策所指揮所 T.P. 39m平面図</p>	
 <p>緊急時対策建屋 地下2階</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放射線管理用資機材／その他</li> <li>■ 資料等</li> <li>■ 資料</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策建屋 資機材保管場所の位置及び調達経路</p>		 <p>注: 本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。 緊急時対策所待機所 T.P. 39m平面図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放射線管理用資機材</li> <li>■ 資料</li> <li>■ 食料等</li> <li>■ その他</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

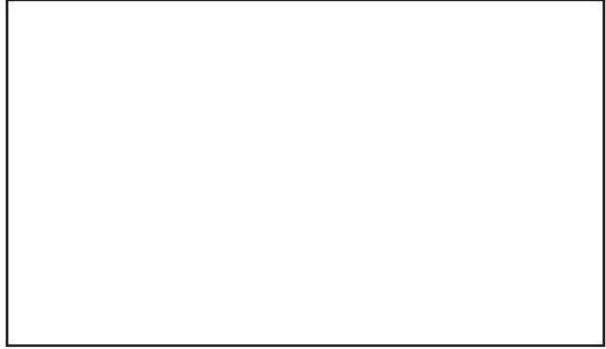
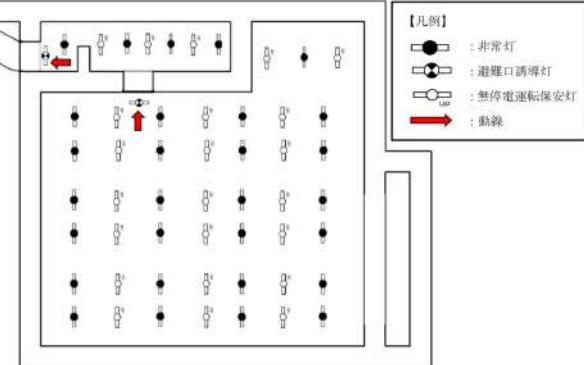
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(a) 設計基準対象施設 　　設計基準事故に対処するために、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</b>、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)及び5号炉原子炉建屋屋内アクセスルート上に非常用照明、常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>また、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</b>内に設置する非常用照明及び蓄電池内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、<b>非常用ディーゼル発電機</b>から給電可能な設計とする。 　　6号及び7号炉非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電可能な設計とする。</p>	<p>b. 照明 (a) 設計基準対象施設 　　設計基準事故に対処するために、<b>緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルート上</b>に<b>非常用照明</b>を設置する設計とする。 　　非常用照明は<b>2号炉非常用高圧母線</b>から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する非常用照明は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、<b>非常用ディーゼル発電機</b>から給電可能な設計とする。 　　なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 　　図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p>  <p>非常用照明 &lt;仕様&gt; • 定格電圧：交流 100V</p>	<p>b. 照明 (a) 設計基準対象施設 　　設計基準事故に対処するために、<b>緊急時対策所指揮所</b>に<b>無停電運転保安灯</b>を設置する設計とする。 　　無停電運転保安灯は<b>3号炉非常用低圧母線</b>から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所に設置する<b>無停電運転保安灯</b>は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、<b>ディーゼル発電機</b>から給電可能な設計とする。 　　なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 　　図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p>  <p>緊急時対策所照明 (バッテリ内蔵 LED ランプ) &lt;仕様&gt; • 定格電圧：交流 100V</p>	<p>【女川】・設計の相違 泊では緊急時対策所へ向かう建屋内アクセスルートは存在しないため、照明設置は考慮しない。 【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.4-3 照明配置図 (1/3)	 図3.4-3 照明配置図 (2/3)	 図3.4-3 照明配置図 (3/3)
		 緊急時対策所 指揮所 平面図	<b>【女川】</b> • 建屋設計の相違
			図3.4-3 照明配置図

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に非常用照明及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。 また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>及び5号炉原子炉建屋内アクセスルートに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>さらに乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））及び腰中電灯を<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<b>緊急時対策所</b>に非常用照明を設置する設計とする。</p> <p>また、<b>緊急時対策所</b>及び<b>緊急時対策建屋屋内アクセスルート</b>に<b>緊急時対策所</b>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>仮に乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<b>緊急時対策所</b>に保管する設計とする。</p> <p>表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。</p> <p>※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p> <p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ランタンタイプ LEDライト </td><td>緊急時対策所</td><td>60個</td><td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td></tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td><td>緊急時対策所</td><td>100個</td><td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td></tr> </tbody> </table> <p>※1. 個数(予備数を含む)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。      ※2. 運転員、初期消火要員（消防車隊）除く。</p>		保管場所	数量	仕様	ランタンタイプ LEDライト 	緊急時対策所	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<b>緊急時対策所指揮所</b>に無停電保安灯を設置する設計とする。</p> <p>また、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>に<b>緊急時対策所指揮所</b>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できるようにする。</p> <p>仮に、乾電池内蔵型照明（ワークライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<b>緊急時対策所指揮所</b>に保管する設計とする。</p> <p>表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。</p> <p>※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p> <p>表 3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークライト </td><td>緊急時対策所 指揮所</td><td>60個</td><td>電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源</td></tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td><td>緊急時対策所 指揮所</td><td>60個</td><td>電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源</td></tr> </tbody> </table>	名称	保管場所	数量	仕様	ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源	<p><b>【女川】</b> ・設備名称の相違</p> <p><b>【女川】</b> ・設計の相違 泊では建屋内を移動するルートがないことから、設置箇所にアクセスルートを含めない。</p> <p><b>【女川】</b> ・配備資機材種類の相違</p> <p><b>【女川】</b> ・設計の相違（相違理由①）</p>
	保管場所	数量	仕様																								
ランタンタイプ LEDライト 	緊急時対策所	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																								
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																								
名称	保管場所	数量	仕様																								
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源																								
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源																								

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料3</p> <p>3. 緊急時対策所設備の耐震性について          (1) 緊急時対策所の機能について          下表の設備に対して、転倒防止措置を施すこと等により、基準地震動 S s による地震力に対し、機能を喪失するがないようする。          具体的な措置等については、次項以降に述べる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 上り参考掲載】</b>          緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>          本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住性を確保するための設備</li> <li>・必要な情報を把握できる設備</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・電源設備</li> </ul> <p>また、緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋内のアクセスルートを確保する必要がある。          設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住性を確保するための設備</li> <li>・必要な情報を把握できる設備</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・電源設備</li> </ul>	<p><b>【大飯】</b>          • 記載方針の相違          （女川記載に統一）</p> <p><b>【女川】</b>          • 記載方針の相違          柏崎の緊急時対策所は、平屋構造で出入口扉から屋外へ直接出入できる構造であり、女川のように緊急時対策所へ向かうために建屋内の移動が発生しないことから、対策建屋内のアクセスルートの耐震設計方針については記載不要。</p>

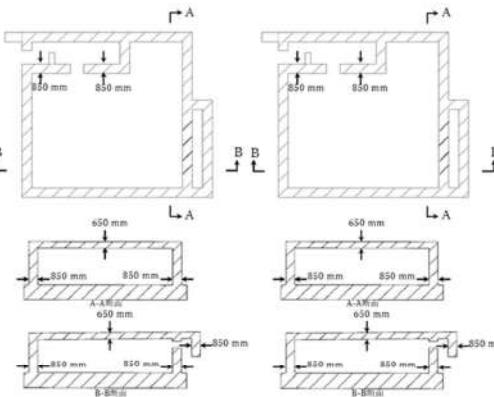
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
機能	主要設備																							
電源設備	電源車（緊急時対策用）																							
換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置																							
重大事故等に対処するため必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム	(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。	(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の機能と主要設備を表4-1に示す。																					
通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型電話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム																							
その他可搬型重大事故等対応設備	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																							
		表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備	表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>主要設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備*</td><td>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td></tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td><td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td></tr> <tr> <td>電源設備**</td><td>電源車（緊急時対策用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線・系</td></tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備*	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備**	電源車（緊急時対策用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線・系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>主要設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備*</td><td>【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備</td></tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td><td>【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>【緊急時対策所用発電機】 緊急時対策所用発電機</td></tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備*	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ	通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備	必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	【緊急時対策所用発電機】 緊急時対策所用発電機	
機能	主要設備																							
居住性を確保するための設備*	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ																							
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																							
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）																							
電源設備**	電源車（緊急時対策用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線・系																							
機能	主要設備																							
居住性を確保するための設備*	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮蔽、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ																							
通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備																							
必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																							
電源設備	【緊急時対策所用発電機】 緊急時対策所用発電機																							
		* 1 居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。 * 2 電源設備のうち、ガスタービン発電機についての耐震設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。	※1：居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「2.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。 ※2：電源設備のうち、ガスタービン発電機についての耐震設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。																					
		表4-1 5号炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th><th>主要設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td><td>【対策本部】 対策本部遮蔽、高圧釜室、可搬型陽圧化空気調機、可搬型外気取込送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ 【指揮所】 指揮場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉建屋外緊急連絡用インターフォン** 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 機器型音声呼出電話設備*** 必要な情報を把握できる設備</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPBS） 5号炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分配盤</td></tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高圧釜室、可搬型陽圧化空気調機、可搬型外気取込送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ 【指揮所】 指揮場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ	通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉建屋外緊急連絡用インターフォン** 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 機器型音声呼出電話設備*** 必要な情報を把握できる設備	電源設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPBS） 5号炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分配盤														
機能	主要設備																							
居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高圧釜室、可搬型陽圧化空気調機、可搬型外気取込送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ 【指揮所】 指揮場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ																							
通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉建屋外緊急連絡用インターフォン** 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 機器型音声呼出電話設備*** 必要な情報を把握できる設備																							
電源設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPBS） 5号炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分配盤																							
		※1：5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉建屋外緊急連絡用インターフォンを設置する。 ※2：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の伝送連絡を行うために設置する設計とする。																						

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>(a) 対策本部遮蔽</p> <p>対策本部と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1, 4-2に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、対策本部を設置する高気密室の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p>(a) 待機場所遮蔽</p> <p>待機場所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-4～10に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、待機場所を設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1, 図4-2に示す。緊急時対策所は、緊急時対策建屋の地下2階、地下1階及び地上1階天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体、非常用フィルタ室側面の壁を形成するコンクリート躯体及び加圧バウンダリを形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図(NS方向)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図4-2 緊急時対策所 遮蔽説明図(EW方向)</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1に示す。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p>  <p>緊急時対策所指揮所</p> <p>緊急時対策所待機所</p> <p>【大飯】 ・記載充実 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は緊急時対策所を緊急時対策所建屋地下2階に設置し、かつ、同建屋内の非常用フィルタ室が隣接しているのに対し、泊は地上1階の単独建屋、かつ、空調上屋を隣接する別建屋として設置するため、緊急時対策所の遮蔽体の範囲に相違がある。</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

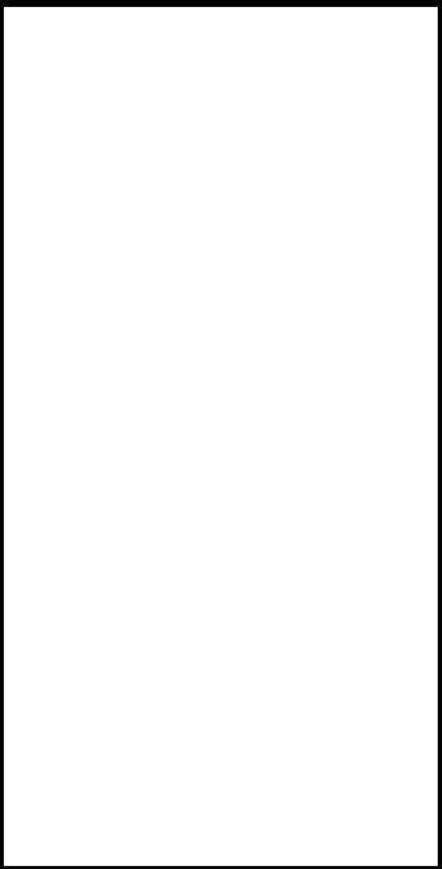
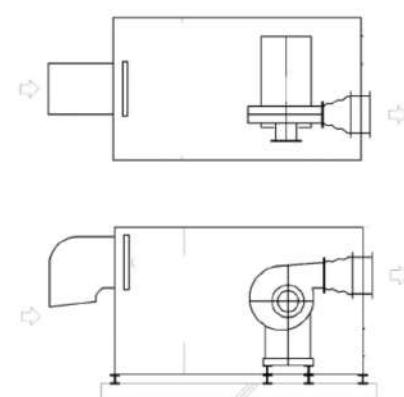
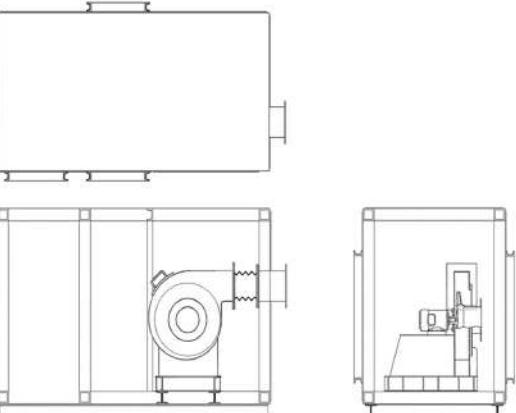
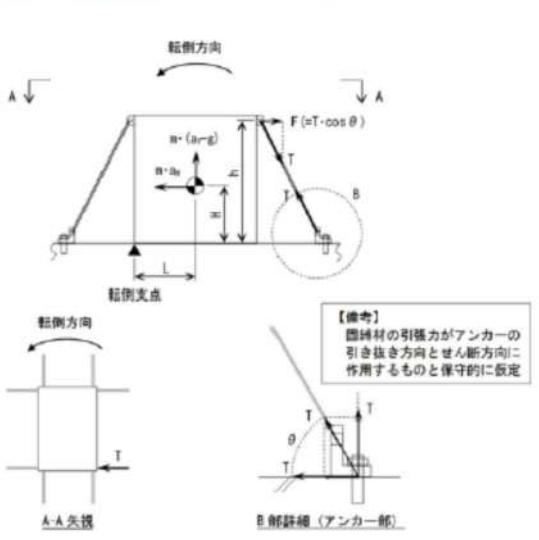
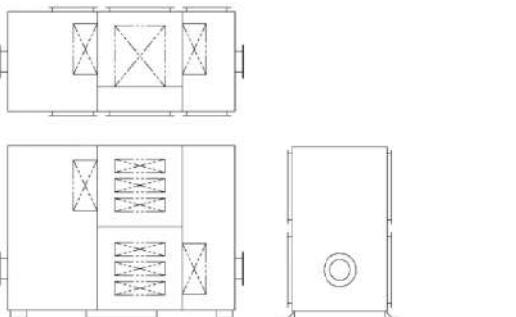
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
(3) 換気設備 換気設備について下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。	(b) 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震設計  緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、設置面に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。	(b) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計  可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、設置面に固定することで転倒防止措置を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。	【女川】 ・設備名称の相違														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>機器</th><th>評価内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td><td>フィルタユニット</td><td>転倒評価、構造強度評価</td></tr> <tr> <td></td><td>ファン</td><td>転倒評価、構造強度評価、機能維持評価</td></tr> <tr> <td>空気供給装置</td><td>ポンベラック</td><td>転倒評価、構造強度評価</td></tr> <tr> <td></td><td>カプラーーマニホールド</td><td>最大固定ビッチの算出（本ビッチ以下で施工）</td></tr> </tbody> </table>  <p>緊急時対策所用換気設備配置図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。</p>	設備	機器	評価内容	可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価		ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価	空気供給装置	ポンベラック	転倒評価、構造強度評価		カプラーーマニホールド	最大固定ビッチの算出（本ビッチ以下で施工）		【女川】 ・記載充実（大飯参照）
設備	機器	評価内容															
可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価															
	ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価															
空気供給装置	ポンベラック	転倒評価、構造強度評価															
	カプラーーマニホールド	最大固定ビッチの算出（本ビッチ以下で施工）															

図4-2 緊急時対策所用換気空調設備 配置図

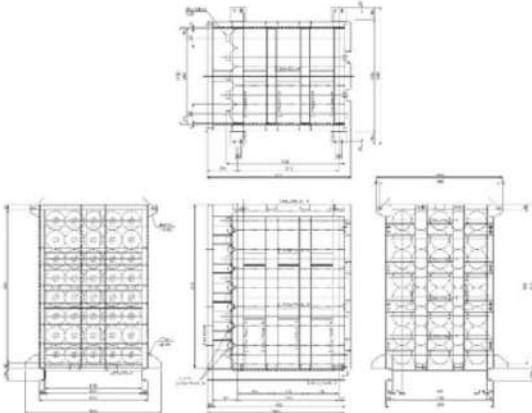
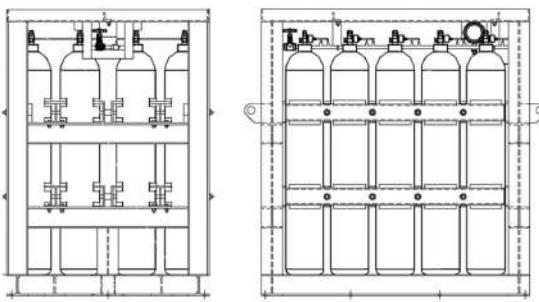
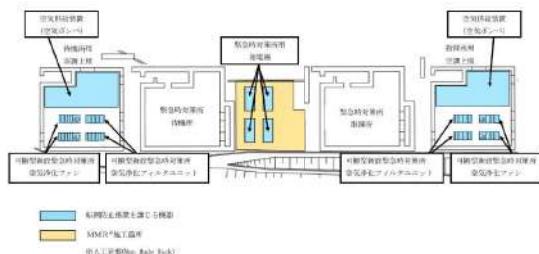
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【可搬型空气净化装置 ファン・原動機概要図】</p>  <p>可搬型空气净化装置 ファン・原動機概要図</p>			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違 ファン及びフィルタユニットの構造図とともに、転倒防止評価のモデル図を記載した。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面名称の相違</li> </ul>
<p>【可搬型空气净化装置 フィルタユニット概要図】</p>  <p>可搬型空气净化装置 転倒評価モデル図</p>			<p>図4-3 可搬型新設緊急時対策所用空气净化 ファン・原動機概要図</p> <p>図4-4 可搬型新設緊急時対策所用空气净化 フィルタユニット概要図</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【空気供給装置】</b> 空気供給装置について、空気ポンベラック、ベース架台及びボルトの強度評価を行い、基準地震動S sによる地震力に対して転倒しないことを確認している。</p>  <p>空気供給装置概要図</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin-top: 10px;"></div> <p>空気供給装置保管場所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。</div>	<p>(c) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の耐震設計 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、空気ポンベの転倒防止措置等を施すとともに、<b>加振試験等により配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</b></p>	<p>(c) 空気供給装置（空気ポンベ）の耐震設計 空気供給装置（空気ポンベ）は、空気ポンベユニットの転倒防止措置を施すとともに、<b>配管の強度評価を行うことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</b></p> 	<p><b>【女川】</b> ・設備名称の相違 <b>【女川】</b> ・評価方法の相違 評価方法に相違はあるが、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないようにする方針は同様 <b>【女川】</b> ・記載内容の相違 空気供給装置（空気ポンベ）の概略図及び設置場所を図示した。(大飯と同様) <b>【大飯】</b> ・図番号の相違</p>
		 <p>図4-6 空気供給装置（空気ポンベ） 概要図</p> <p>図4-7 空気供給装置（空気ポンベ） 保管場所</p>	<p><b>【大飯】</b> ・図番号の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(6) その他可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策所に設置する以下の可搬型重大事故等対処設備について は、基準地震動S'sによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の 措置を講じる。また、本可搬型重大事故等対処設備については加振試験 にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <table border="1"> <tr> <td>主要設備</td><td>耐震措置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td><td>強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> </table> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料、より参考掲載】</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) (f)酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタの 耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に設置する酸素濃度 計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタは、転倒防止措 置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に 対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) (e)酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ の耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)にて使用する酸素 濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬型エリアモニタは、通 常時は対策本部内に保管し転倒防止措置等を施すとともに、加振試 験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないこと を確認する。</p>	主要設備	耐震措置	緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ		緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	<p>(d) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型 エリアモニタの耐震設計 緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧 計、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、転倒防止措置等を施すと ともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能 が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型 エリアモニタに係る耐震設計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>機器</th><th>耐震設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保 するための設備</td><td>酸素濃度計</td><td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊 急時対策建屋に設置し、転倒防止措 置等を施すとともに、加振試験等に より基準地震動による地震力に對 して機能が喪失しないことを確認 する。</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有 する緊急時対策建屋に設置し、転倒 防止措置等を施すとともに、加振試 験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを 確認する。</td></tr> <tr> <td>差圧計</td><td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時 対策建屋に設置し、転倒防止措置等 を施すとともに、加振試験等により 基準地震動による地震力に對して 機能が喪失しないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所 可搬型エリア モニタ</td><td>・緊急時対策所可搬型エリアモニタ は、耐震性を有する緊急時対策建屋 に設置し、転倒防止措置等を施すと ともに、加振試験等により基準地震 動による地震力に對して機能が喪 失しないことを確認する。</td></tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保 するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊 急時対策建屋に設置し、転倒防止措 置等を施すとともに、加振試験等に より基準地震動による地震力に對 して機能が喪失しないことを確認 する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有 する緊急時対策建屋に設置し、転倒 防止措置等を施すとともに、加振試 験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを 確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時 対策建屋に設置し、転倒防止措置等 を施すとともに、加振試験等により 基準地震動による地震力に對して 機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所 可搬型エリア モニタ	・緊急時対策所可搬型エリアモニタ は、耐震性を有する緊急時対策建屋 に設置し、転倒防止措置等を施すと ともに、加振試験等により基準地震 動による地震力に對して機能が喪 失しないことを確認する。	<p>(d) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型 エリアモニタの耐震設計 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する酸素濃 度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エリアモニ タは、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震 動による地震力に對して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エ リアモニタの耐震設計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>機器</th><th>耐震設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住性を確保 するための設備</td><td>酸素濃度・二酸 化炭素濃度計</td><td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する 緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すと ともに、加振試験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>圧力計</td><td>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置 し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地 震力に對して機能が喪失しないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所可 搬型エリアモニ タ</td><td>・緊急時対策所可搬型エリアモニタは、耐震性を有 する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を 施すとともに、加振試験等により基準地震動によ る地震力に對して機能が喪失しないことを確認 する。</td></tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保 するための設備	酸素濃度・二酸 化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する 緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すと ともに、加振試験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを確認する。	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置 し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地 震力に對して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可 搬型エリアモニ タ	・緊急時対策所可搬型エリアモニタは、耐震性を有 する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を 施すとともに、加振試験等により基準地震動によ る地震力に對して機能が喪失しないことを確認 する。	<p>【大飯】・記載方針 の相違 (女川記載に統一)</p> <p>【女川】 ・設備名称、記載表 現の相違 泊は酸素濃度及び 二酸化炭素濃度を 1つの計器で測定 する設計としてい るところから、耐震設 計の記載について は1項目にまとめ て記載している。</p> <p>【柏崎】・記載方針 の相違(2-3③の相 違)</p>
主要設備	耐震措置																														
緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ																															
緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																														
設備	機器	耐震設計																													
居住性を確保 するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊 急時対策建屋に設置し、転倒防止措 置等を施すとともに、加振試験等に より基準地震動による地震力に對 して機能が喪失しないことを確認 する。																													
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有 する緊急時対策建屋に設置し、転倒 防止措置等を施すとともに、加振試 験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを 確認する。																													
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時 対策建屋に設置し、転倒防止措置等 を施すとともに、加振試験等により 基準地震動による地震力に對して 機能が喪失しないことを確認する。																													
	緊急時対策所 可搬型エリア モニタ	・緊急時対策所可搬型エリアモニタ は、耐震性を有する緊急時対策建屋 に設置し、転倒防止措置等を施すと ともに、加振試験等により基準地震 動による地震力に對して機能が喪 失しないことを確認する。																													
設備	機器	耐震設計																													
居住性を確保 するための設備	酸素濃度・二酸 化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する 緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すと ともに、加振試験等により基準地震動による地震 力に對して機能が喪失しないことを確認する。																													
	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置 し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地 震力に對して機能が喪失しないことを確認する。																													
	緊急時対策所可 搬型エリアモニ タ	・緊急時対策所可搬型エリアモニタは、耐震性を有 する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を 施すとともに、加振試験等により基準地震動によ る地震力に對して機能が喪失しないことを確認 する。																													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
(5) 通信連絡設備	(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備	(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備	(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備																																																	
<p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本通信設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <p>下表に記載のない通信設備（保安電話（固定型、携帯型）、社内TV会議システム、無線通話装置、加入電話）については、転倒防止、落下防止等の措置を講じる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 上り参考掲載】</b></p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</b></p>	<p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、設置する机等の転倒防止措置及び通信端末の落下防止措置を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違      (女川記載に統一)  <b>【女川】</b>      ・記載表現の相違      通信連絡設備の機能を喪失しないための措置内容を具体的に記載。</p>																																																
<table border="1"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">発電所外用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)</td> <td>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施する。</td></tr> <tr> <td></td> <td>通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。</td></tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。</td></tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>緊急時衛星通信システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td></tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内用	衛星電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul>	衛星電話（携帯）	衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	携行型通話装置	携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	発電所外用	衛星電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul>	衛星電話（携帯）	衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（可搬）	衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)	通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施する。		通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。		緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。	緊急時衛星通信システム	緊急時衛星通信システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p>	<p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p>	<table border="1"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">安定期内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（固定型）の蓄水装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に収容する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td rowspan="3">安定期内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（固定型）の無線連絡用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）の蓄水装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に設置する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時外</td> <td>IP電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>IP電話（IP-FAX及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>IP-FAX（IP電話及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震設計	安定期内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（固定型）の蓄水装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に収容する。</li> </ul>	衛星電話設備 (可搬型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	安定期内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（固定型）の無線連絡用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	無線連絡設備 (可搬型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）の蓄水装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に設置する。</li> </ul>	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	緊急時外	IP電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP電話（IP-FAX及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP-FAX（IP電話及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>	テレビ会議システム	
通信種別	主要設備	耐震措置																																																		
発電所内用	衛星電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul>																																																		
	衛星電話（携帯）	衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																		
	携行型通話装置	携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																		
発電所外用	衛星電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。</li> <li>予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</li> </ul>																																																		
	衛星電話（携帯）	衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																		
	衛星電話（可搬）	衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)	通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施する。																																																			
		通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。																																																		
		緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。																																																		
緊急時衛星通信システム	緊急時衛星通信システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																			
場所	主要設備	耐震設計																																																		
安定期内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（固定型）の蓄水装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に収容する。</li> </ul>																																																		
	衛星電話設備 (可搬型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（可搬型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
	衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
安定期内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（固定型）の無線連絡用アンテナ、蓄水装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
	無線連絡設備 (可搬型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（可搬型）の蓄水装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する航船音響室に設置する。</li> </ul>																																																		
	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
緊急時外	IP電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP電話（IP-FAX及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
	IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP-FAX（IP電話及びFAX）は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>																																																		
	テレビ会議システム																																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>				
此4-4 5分号原子炉建屋内緊急時対策所 通信装置・設備に係る耐震設計				
通信種別	主要設備	耐震設計		
東電内内外 施設内電話装置	対話型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建設設備〔光銅〕の敷居地適用アンテナ、施水器等は、耐震性を有する3号炉建屋内に設置し、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>・施設建設設備〔光銅〕の端末装置から施設地適用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する遮蔽管等に敷設する。</li> </ul>		
	可搬型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建設設備〔河野型〕は、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>		
社内 無線通信装置	対話型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信装置〔京セラ〕の無線地帯適用アンテナ、移動車の蓬室空調は、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>・無線車の蓬室空調から無線地帯適用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する遮蔽管等に敷設する。</li> </ul>		
	可搬型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線地盤設備〔河野型〕は、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>		
1号炉外壁用防音 呼出電話装置*	可搬型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西野型防音呼出電話装置は、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>		
	対話型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5号炉外壁用防音用インターフォンは、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>		
社外 統合烽火防災 ネットワーカー を用いた 通信装置	テレビ会議 システム IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合烽火防災ネットワーカーを用いた通信装置設備〔テレビ会議システム、IP電話機、IP-FAX 及びFAX連動版〕は、耐震性を有する5号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤動による地震方に對して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>		
	IP-FAX			

\*3号炉内緊急時対策所本部と特機室間の通信装置を行うために設置する設計とする。また通常時は対策本部で保管してあるものも、  
緊急時に使用する場合は、専用車両等で運搬する。  
\*\*各電気用通信装置は、各電気用通信装置の構成により、構造的に異なる場合がある。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

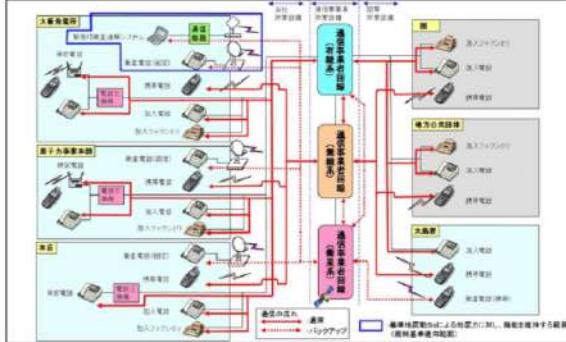
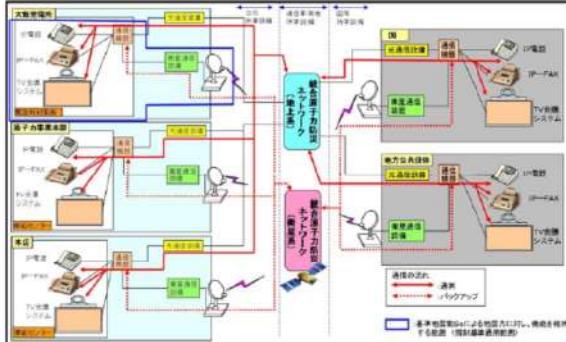
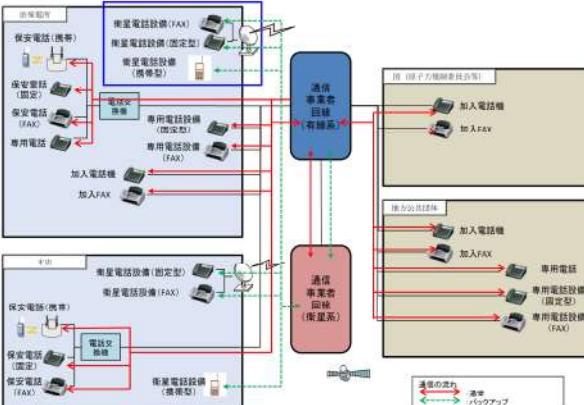
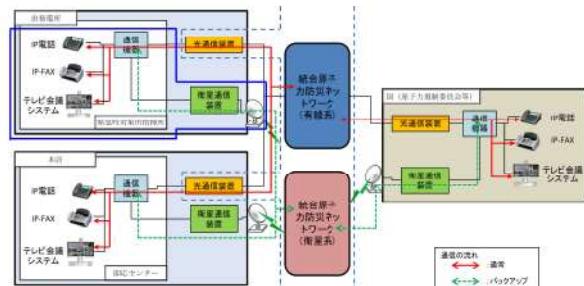
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 		 	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 耐震設計する設備範囲を図示した。 (大飯と同様)</li> </ul>
			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図名称の相違</li> </ul>

図4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

(4) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備

緊急時対策所のS P D S データ表示に係る機能に関しては、基準地震動S sによる地震力に対し、機能を維持するよう以下の措置を講じる。

主要設備		耐震措置
原子炉 補助建 屋	安全パラメータ表示シ スティム (SPDS) 安全パラメータ伝送シ スティム	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、安全保護系ラック等から新对外伝送バスを経由する耐震仕様のバックアップブレインを設置している。</li> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの計算機システムは耐震仕様としている。</li> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置するラックについて、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施している。</li> <li>信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設している。</li> </ul>
建屋間伝 送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については固縛等を実施する。</li> <li>建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。</li> <li>通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>
建屋間		建屋間伝送ルート
緊急時 対策所	建屋間伝 送設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋間伝送ルートについては、衛星系及び有線系回線を確保する。</li> <li>衛星用アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋および緊急時対策所屋上に設置し、転倒防止の措置を施す。</li> <li>衛星用アンテナについては、耐震評価により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>
	S P D S 表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については、固縛等を実施する。</li> <li>建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。</li> <li>通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>

表 4-4 緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に関する計画設計

場所	主要設備	主要資材	耐震措置
2号炉 建屋内	データ収集装置 光通信装置 無線通信装置 建屋内 ルート 有線系	データ収集装置 光通信装置 無線通信装置 建屋内 ルート 有線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>光通信装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から2号炉建屋内に設置する無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> <li>無線アンテナは、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>光通信装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から2号炉建屋内に設置する無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> <li>無線アンテナは、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
緊急時 対策所	光通信装置 SPDS 表示装置 S P D S 表示装置	光通信装置 SPDS 表示装置 S P D S 表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光通信装置は、耐震性を有する地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>SPDS 表示装置は、耐震性を有する地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>SPDS 表示装置は、耐震性を有する地盤動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>

表 4-4 必要な情報を把握できる設備に関する計画設計

場所	主要設備	主要資材	耐震措置
3号炉 原子炉補助建屋	データ収集計算機 ERSS 伝送サーバ	データ収集計算機を介さず直接データを収集することができる耐震仕様のバッファブレインを設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集計算機のデータ入力について、断面積を有する3号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>データ収集計算機を介さず直接データを収集することができる耐震仕様のバッファブレインを設置する。</li> <li>信号ケーブル及び電源ケーブルについても同様に設置する。</li> </ul>
建屋間	先通信装置	先通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>先通信装置は、耐震性を有する3号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
緊急時 対策所 指揮所	無線通信装置 光通信装置 無線通信装置 データ表示端末	無線通信装置 光通信装置 無線通信装置 データ表示端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信装置は、耐震性を有する3号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指向部内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から3号炉建屋内に設置する無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> <li>無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所指向部内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>

【大飯】・記載方針の相違(女川審査実績の反映)  
大飯3／4号炉では、通信連絡設備と必要な情報把握する設備を別々に章立てして記載しているものの、泊3号炉は女川審査実績を踏まえ、通信連絡設備と必要な情報把握できる設備を、一つの章で纏めて記載している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

場所	主要設備	前後設計	
		6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すと ともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に対する機能が喪失しないことを確認する。 ・光ファイバ通信伝送装置等により基礎地盤動による地盤力に対する機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置等により基礎地盤動による地盤力に対する機能が喪失しないことを確認する。
建屋間 伝送 ルート	無線系	無線系	無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設し、 転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に對して機能が喪失しないこと を確認する。
建屋間 伝送 ルート	有線系	有線系	有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
5号炉 原寸建屋内 緊急時対策所	光ファイバ 通信伝送装置 無線通信装置 緊急時対策支援 システム伝送装置 SPS表示装置	光ファイバ 通信伝送装置 無線通信装置 緊急時対策支援システム伝送装置 SPS表示装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉子午線建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、 加振試験等により基礎地盤動による地盤力に對して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する5号炉子午線建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験 等により基礎地盤動による地盤力に對して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設し、転倒防止措置等を施す とともに、加振試験等により基礎地盤動による地盤力に對して機能が喪失しないことを確認する。 ・SPS表示装置は耐震性を有する5号炉子午線建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等 により基礎地盤動による地盤力に對して機能が喪失しないことを確認する。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

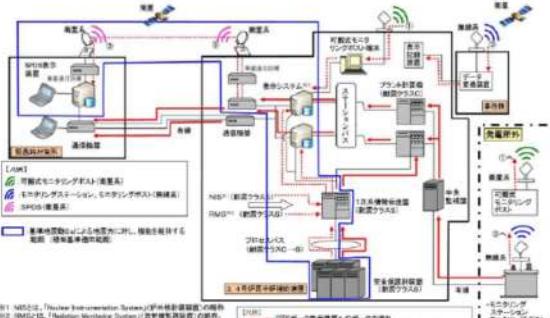
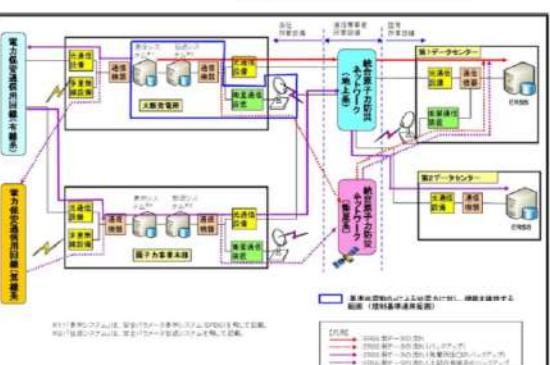
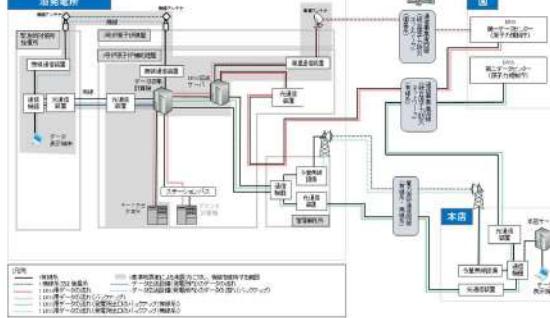
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 			<p>【女川】      • 記載充実(大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】・記載方針の相違      大飯3／4号炉では、「所内での情報共有に関する図」と「所外伝送に関する図」に分けて耐震範囲を図示しているものの、泊3号炉では、女川2号炉の記載方針に合わせたシステム概要図に対して耐震範囲を図示している。なお、泊3号炉と大飯3／4号炉では、耐震範囲は同様である。</p>

図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

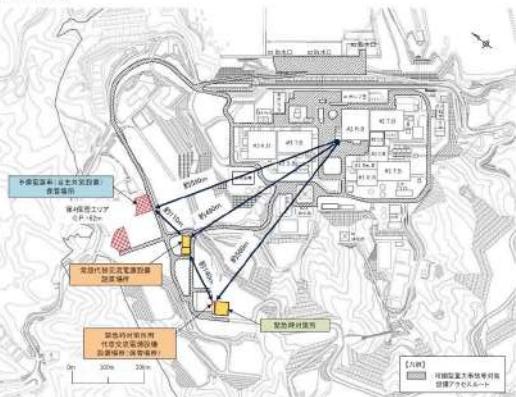
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 電源設備</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備である電源車は、車両（2軸4輪）に搭載することで転倒防止を図り、基準地震動S sによる地震力に対して転倒しないこと及び機能維持を実証試験により詳細に評価している。</p> <p>その他、附属機器についても、下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策建屋北側に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）用の燃料を貯蔵する緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>電源車接続口から緊急時対策所用高圧母線J系までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の間に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、分電盤は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、盤が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>緊急時対策所ケーブル接続口から分電盤までのケーブルは、耐震性を有する電路とする設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・設置場所の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。（大飯3／4号炉と同様）</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設備	機器	評価内容			
電源車（緊急時対策所用）	発電機 ケーブル電線管 分電盤	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価 定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下で施工） 構造強度評価、機能維持評価	代替交流電源設備の保管場所を図4-3に、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクの概略図を図4-4、図4-5にそれぞれ示す。	緊急時対策所用発電機の保管場所を図4-10に、緊急時対策所用発電機の外観を図4-11に示す。	【女川】 ・記載表現の相違 女川はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）を代替交流電源設備として記載。泊は対象が緊急時対策所用発電機のみであることから、設備の名称を記載した。 【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計しており、専用の燃料タンクは設けていない。
					
					【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計しており、専用の燃料タンクは設けていないことから、対象図面はない。
					
枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。					

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

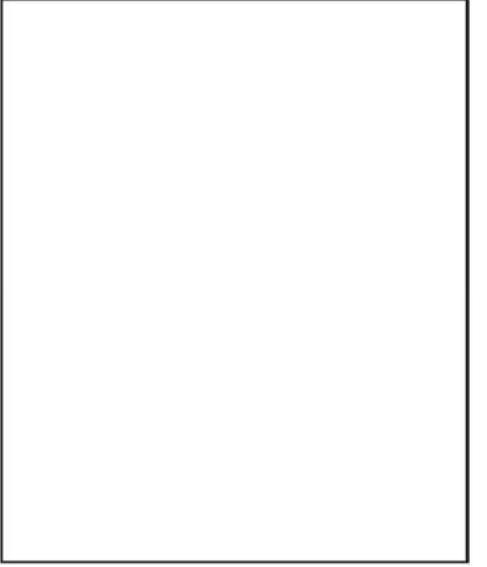
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>a. アクセスルートと選定に際しての確認事項</p> <p>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について対策を行うこととする。緊急時対策所のアクセスルート（西側アクセスルート、北側アクセスルート）を図4-6～8に示す。</p> <p>① 地震時の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないように設計する。</p> <p>② 地震随伴火災の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</p> <p>③ 地震による内部溢水の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載不要。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (1/3)</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (2/3)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

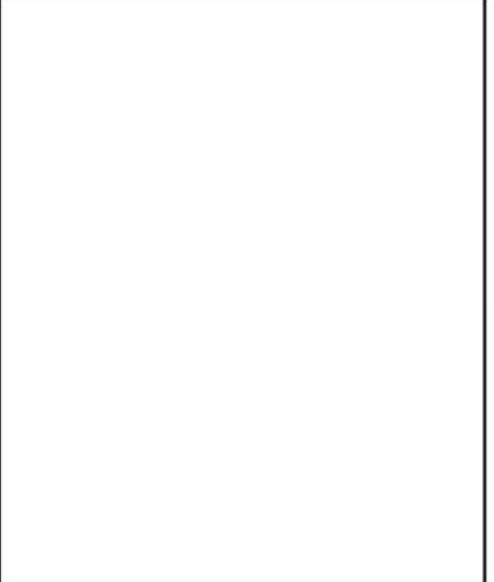
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (3/3)

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空气净化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動Ssによる地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空气净化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空气净化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空气净化設備の耐震評価は、「転倒評価」、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空气净化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 転倒評価</p> <p>可搬型空气净化設備の転倒評価については、緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファンから構成される機器全体は、基準地震動Ssによる地震力に対し、転倒しないことを、保管場所の地表面の最大加速度を用いて、計算により算出した発生応力が、許容値以下であることにより確認する。</p> <p>(2) 構造強度評価</p> <p>可搬型空气净化設備の構造強度評価については、基準地震動Ssによる地震力に対し、固縛装置、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>		<p>可搬型空气净化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空气净化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空气净化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空气净化設備の耐震評価は、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」にしたがって実施する。</p> <p>可搬型空气净化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 構造強度評価</p> <p>可搬型空气净化設備の構造強度評価については、基準地震動による地震力に対し、固縛装置（アンカーボルト）、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する。</p>	<p>添付1</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> <li>・アンカーボルトに対する構造評価を行っており、事実上転倒評価に関しては構造評価に包括されることから記載しない。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>・大飯の固縛方法がシャックル、タンバッカルなのに対し泊はアンカーボルトである。</li> </ul>

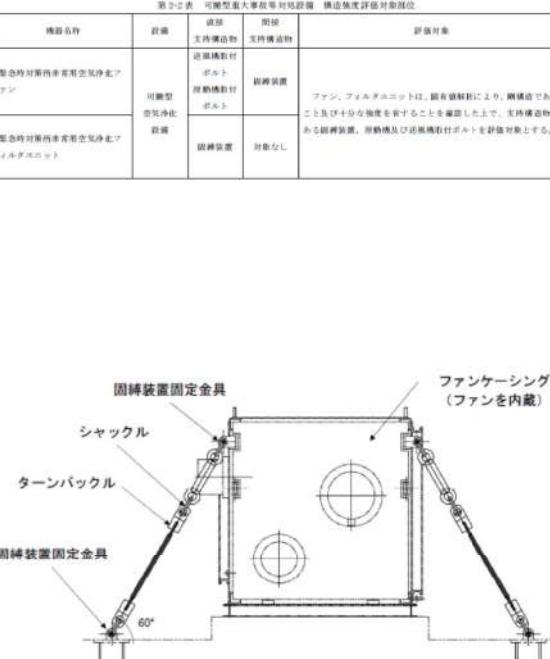
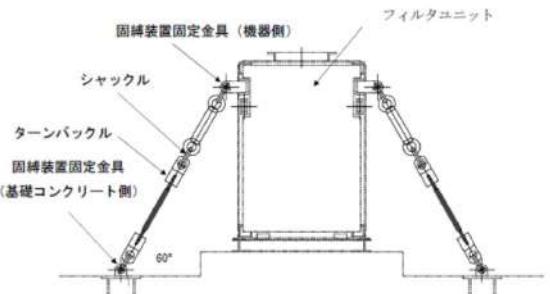
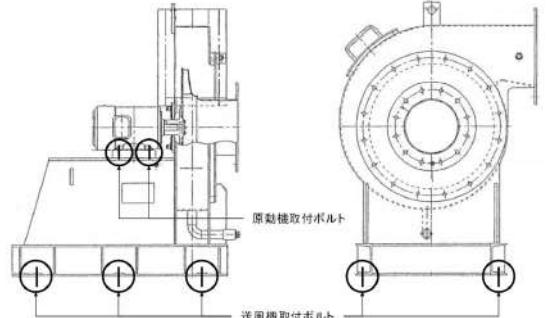
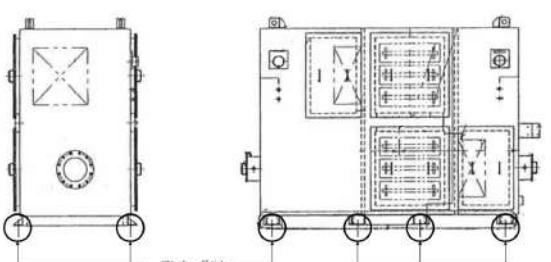
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
<p>(3) 機能維持評価 可搬型空气净化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動\$S\$による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを、保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(4) 波及的影響評価 可搬型空气净化設備の波及的影響の評価については、可搬型空气净化設備の機器全体は、基準地震動\$S\$による地震力に対し、可搬型空气净化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空气净化設備に使用している固縛装置は、基準地震動\$S\$による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>		<p>(2) 機能維持評価 可搬型空气净化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(3) 波及的影響評価 可搬型空气净化設備の波及的影響の評価については、可搬型空气净化設備の機器全体は、基準地震動による地震力に対し、可搬型空气净化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空气净化設備に使用している固縛装置は、基準地震動による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p>																			
<p>第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空气净化設備</td> <td>緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。</td> <td>緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図 第2-3図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空气净化設備	緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図	<p>第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空气净化設備</td> <td>フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。</td> <td>フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空气净化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図	
設備分類		計画の概要			説明図																	
	主体構造	支持構造																				
可搬型空气净化設備	緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図																			
設備分類	計画の概要		説明図																			
	主体構造	支持構造																				
可搬型空气净化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図																			

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>第2-2表 可搬型重大事故対応設備 構造強度評価対象部位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>設備</th> <th>直 接</th> <th>間 接</th> <th>評価対象</th> </tr> <tr> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気淨化装置 アン</td> <td>可搬型 空気淨化 装置</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>アンカー ボルト</td> <td>ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、鋼構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である回轉装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気淨化装置 オルタネイタ</td> <td>回轉装置</td> <td>対象なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備(緊急時対策所非常用空気浄化ファン)</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備(緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)</p> <p>第2-2表 可搬型重大事故対応設備の構造計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>直 接</th> <th>間 接</th> <th>評価対象</th> </tr> <tr> <th></th> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> <th>支持構造物</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td rowspan="2">可搬型 空気浄化 装置</td> <td>送風機取付 ボルト</td> <td>アンカー</td> <td>ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び充分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>原動機取付 ボルト</td> <td>ボルト</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備(空気浄化ファン)</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備(フィルタユニット)</p>	機器名	設備	直 接	間 接	評価対象	支持構造物	支持構造物	支持構造物	支持構造物		緊急時対策所非常用空気淨化装置 アン	可搬型 空気淨化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、鋼構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である回轉装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	緊急時対策所非常用空気淨化装置 オルタネイタ	回轉装置	対象なし			機器名称	設備	直 接	間 接	評価対象		支持構造物	支持構造物	支持構造物		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト	アンカー	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び充分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	原動機取付 ボルト	ボルト	
機器名	設備	直 接	間 接	評価対象																																			
支持構造物	支持構造物	支持構造物	支持構造物																																				
緊急時対策所非常用空気淨化装置 アン	可搬型 空気淨化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、鋼構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である回轉装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																																			
緊急時対策所非常用空気淨化装置 オルタネイタ	回轉装置	対象なし																																					
機器名称	設備	直 接	間 接	評価対象																																			
	支持構造物	支持構造物	支持構造物																																				
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト	アンカー	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び充分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																																			
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		原動機取付 ボルト	ボルト																																				

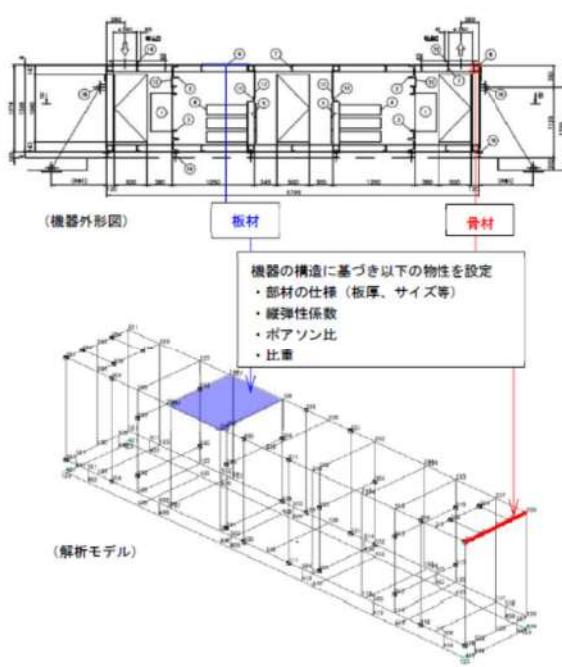
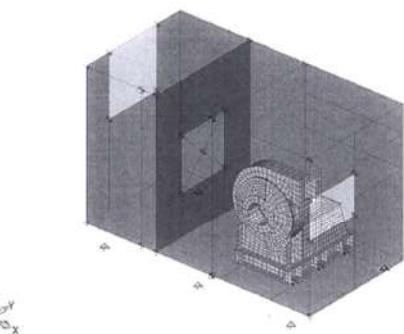
## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>平面図</p> <p>断面図</p> <p>第2-3図 緊急時対策所非常用空気浄化ファンケーシング概略図</p>			

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 可搬型空气净化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空气净化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（継弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空气净化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空气净化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型空气净化設備の外観図及び解析モデル (緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット場合)</p>		<p>(補足) 可搬型空气净化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空气净化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（継弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空气净化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から可搬型新設緊急時対策所空气净化フィルタユニット及び可搬型新設緊急時対策所空气净化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型新設緊急時対策所空气净化ファンケーシング 解析モデル図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> </ul>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料6</p> <p>6. チェンジングエリアについて</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方 　　チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項（緊急時対策所）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋 　　緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】          (i) チェンジングエリアの基本的考え方 　　チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的考え方 　　チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋 　　緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的考え方 　　チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋 　　緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

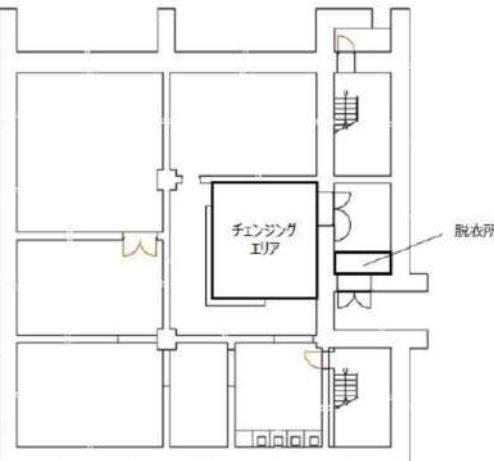
大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
2. チェンジングエリアの概要	チエンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要是表6-1のとおり。	(2) チェンジングエリアの概要 チエンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設営する。概要是表5.1-1のとおり。	(2) チェンジングエリアの概要 チエンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する。概要是表5.1-1のとおり。	【大飯】 女川審査実績の反映 ・設計の相違 (相違理由①)	
設営場所	緊急時対策所(チエンジングエリア)	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	【大飯】 女川審査実績の反映 ・設計の相違 (相違理由①)	
設営形式	区画化	設営の容易及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。	チエンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。	【大飯】 ・記載表現の相違 女川、大飯、泊ともにチエンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設営と表現しているのにに対し、大飯は平常時から設置と表現していることから以降で設営に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。	
設営時期	平常時から設置	平常時から設置しておくことより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後すぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設営作業や多数の作業員が設営を行っている中で設営するといった状況下での対応を回避する事が可能である。	チエンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。	【大飯】 ・記載表現の相違 女川、大飯、泊ともにチエンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設営と表現しているのにに対し、大飯は平常時から設置と表現していることから以降で設営に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。	
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】		表5.1-1 チエンジングエリアの概要			
(2) チエンジングエリアの概要		表5.1-1 チエンジングエリアの概要			
チエンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化パウンドリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設営する。		表5.1-1 チエンジングエリアの概要			
表5.1-1 チエンジングエリアの概要		表5.1-1 チエンジングエリアの概要			
項目	理由	項目	概要	項目	概要
設営場所	5号炉原子炉建屋3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設営場所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所チエンジングエリア
設営形式	エアーテント	設営の容易さ及び迅速化の観点から、エアーテントを採用する。	チエンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。	設営形式	エリア区画化
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況(格納容器内外圧気致封緘モニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チエンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チエンジングエリアの設営を行う。	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器内外圧気致封緘モニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チエンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器内外圧気致封緘モニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チエンジングエリアの設営を行うと判断した場合。
実施者	放射線管理班	チエンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。	チエンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。	実施者	放管班

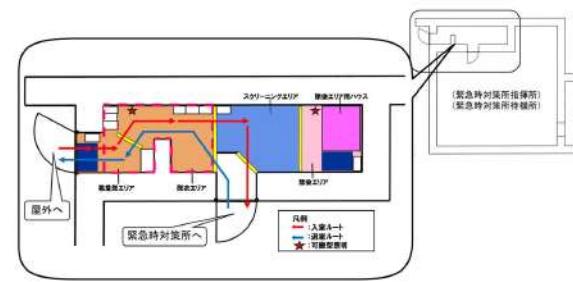
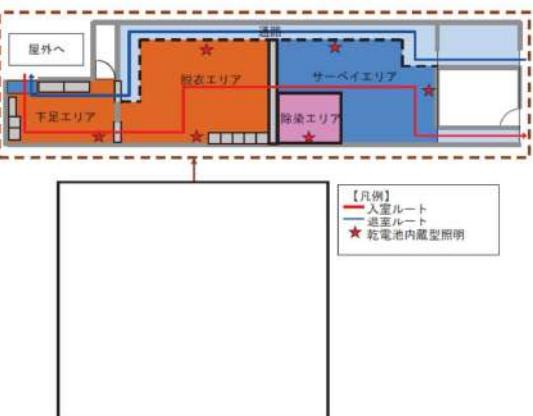
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

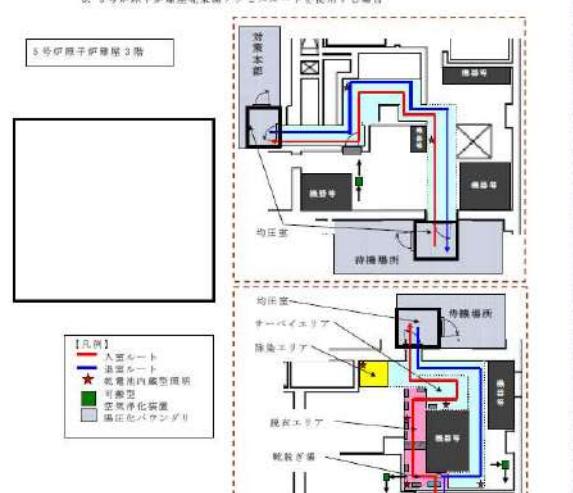
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. チェンジングエリア設置場所</p> <p>チエンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チエンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣所を設ける。</p> <p>緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。</p> <p>脱衣所とチエンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。</p>	<p>(3) チエンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チエンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チエンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、図5.1-1のとおり。</p>	<p>(3) チエンジングエリアの設営場所</p> <p>チエンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チエンジングエリアの設営場所は、図5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 女川は建屋出入口からチエンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに對し、泊は屋外出入口とチエンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。</p> <p>・設計の相違 (相違理由①)</p> <p>【大飯】 ・設計等の相違 大飯にはチエンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けているのに対し、泊と女川はチエンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスツ）を脱衣する違があるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

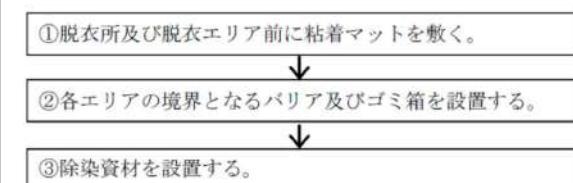
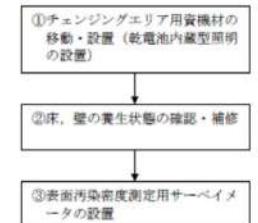
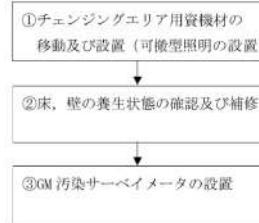
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p><b>表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>機能</th><th>設置の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 ・脱衣所</td><td>・脱衣</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な汚染の状況下では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>チエンジングエリア ・緊急時対策所</td><td>・脱衣 ・身体サーベイ ・除染</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所内にチエンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p><b>チエンジングエリア（例）</b></p>  <p>緊急時対策所チエンジングエリアは、緊急時対策所内を活用するとともに、区画化し、チエンジングエリアを平常時から設置。</p> <p>チエンジングエリア</p>  <p>図6-1 緊急時対策所脱衣所及びチエンジングエリア設置場所</p>	設置場所	機能	設置の考え方	緊急時対策所 ・脱衣所	・脱衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な汚染の状況下では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul>	チエンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所内にチエンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul>	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>大飯はチエンジングエリアの前段に脱衣所を設置しているため、両者の設置の考え方を表で整理している。</p> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>女川と泊はチエンジングエリアを図で示しているのに対し、大飯は写真と建屋平面図で区画を示している相違があるが、チエンジングエリアの基本構成に相違はない。</p>
設置場所	機能	設置の考え方								
緊急時対策所 ・脱衣所	・脱衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な汚染の状況下では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul>								
チエンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所内にチエンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。</li> <li>・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul>								



## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽 6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図 5.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チエンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート（5号炉原子炉建屋南側アクセスルート）</p> <p>外囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>			
<p>b. 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合</p>  <p>図 5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チエンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート（5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート）</p> <p>外囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>			

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 設営 (考え方、資機材)</p> <p>(1) 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後にすぐに使用が可能となる。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時にチェンジングエリアを撤去する場合は、すぐに復旧できる措置を取ることとする。</p> <p>また、チェンジングエリアの使用に当たっては図6-2の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示するなどして緊急時においても速やかな対応が可能とする。なお、チェンジングエリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち2名が当該作業を実施することとしている。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しブルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定し、緊急時対策所の入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服(タイベック)等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすることとしている。</p> <p>また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">         ①脱衣所及び脱衣エリア前に粘着マットを敷く。          ↓          ②各エリアの境界となるパリア及びゴミ箱を設置する。          ↓          ③除染資材を設置する。       </div> <p>図6-2 脱衣所及びチェンジングエリア使用準備の基本フロー図</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-3の設営フローに従い、図5.1-4、5のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> 	<p>(4) チェンジングエリアの設営 (考え方、資機材)</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員(12時間後までに参集)のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放射線管理班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD     A["①チェンジングエリア用資機材の移動・設置(乾電池内蔵型照明の設置)"] --&gt; B["②床、壁の養生状態の確認・補修"]     B --&gt; C["③表面汚染度測定用サーベイメータの設置"]   </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> 	<p>(4) チェンジングエリアの設営(考え方、資機材)</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し行い、約40分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員(12時間後までに参集)のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器内高レンジエリヤモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD     A["①チェンジングエリア用資機材の移動及び設置(可搬型照明の設置)"] --&gt; B["②床、壁の養生状態の確認及び補修"]     B --&gt; C["③GM汚染サーベイメータの設置"]   </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名で設営する違いがあるが、設営に長時間は要しない。</li> <li>・設備名称の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行なうのみであることに相違ないが、大飯はチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けている違いがある。</li> <li>なお、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリヤ(女川は下足エリヤ)でアノラック(女川はEVAスーツ)を脱衣する設計。</li> </ul>

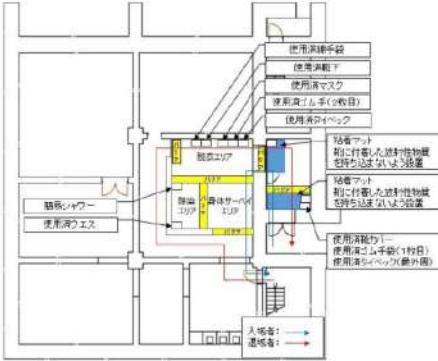
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																						
<p>(2) 資機材</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアの設営用資機材については、使用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。</p> <p>表 6-3 緊急時対策所脱衣所設営用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td><td>1本</td><td rowspan="8">脱衣所設営に必要な数量</td></tr> <tr> <td>粘着マット</td><td>3個</td></tr> <tr> <td>ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>ボリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各30枚</td></tr> <tr> <td>テープ(白・黒)</td><td>各10巻</td></tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td><td>各2本</td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>2本</td></tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 緊急時対策所チェンジングエリア設営用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td><td>3本</td><td rowspan="12">チェンジングエリア設営に必要な数量</td></tr> <tr> <td>バリア</td><td>6個</td></tr> <tr> <td>粘着マット</td><td>3個</td></tr> <tr> <td>ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>7個</td></tr> <tr> <td>ボリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各100枚</td></tr> <tr> <td>テープ(白・黒)</td><td>各10巻</td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>1箱</td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>10個</td></tr> <tr> <td>はさみ</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>カッター</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>2本</td></tr> </tbody> </table>	名称	数量	根拠	養生シート	1本	脱衣所設営に必要な数量	粘着マット	3個	ゴミ箱(スタンション含む)	2個	ボリ袋(赤・黄・黒)	各30枚	テープ(白・黒)	各10巻	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	名称	数量	根拠	養生シート	3本	チェンジングエリア設営に必要な数量	バリア	6個	粘着マット	3個	ゴミ箱(スタンション含む)	7個	ボリ袋(赤・黄・黒)	各100枚	テープ(白・黒)	各10巻	ウエス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ	2個	カッター	2個	マジック	2本	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート(使用)</td><td>8巻<sup>※1</sup></td><td rowspan="20">チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量</td></tr> <tr> <td>養生シート(壁用)</td><td>12巻<sup>※2</sup></td></tr> <tr> <td>バリア</td><td>9個<sup>※3</sup></td></tr> <tr> <td>フェンス</td><td>24枚<sup>※4</sup></td></tr> <tr> <td>接着シート</td><td>3枚</td></tr> <tr> <td>網</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>ヘルメット巻け</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>ゴミ箱</td><td>7個</td></tr> <tr> <td>ボリ袋</td><td>100枚</td></tr> <tr> <td>テープ</td><td>5巻</td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>50個</td></tr> <tr> <td>はさみ</td><td>3個</td></tr> <tr> <td>カッター</td><td>3個</td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>3本</td></tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td><td>1式<sup>※5</sup></td></tr> <tr> <td>簡易シャワー</td><td>1台<sup>※6</sup></td></tr> <tr> <td>ボリタンク</td><td>1台<sup>※7</sup></td></tr> <tr> <td>トレイ</td><td>1個</td></tr> <tr> <td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>軽電池内蔵型照明</td><td>6台(予備1台)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1:仕様 1,900mm×50m/巻      ※2:仕様 2,100mm×25m/巻      ※3:仕様 900mm×240mm×25mm/個(アルミ製)      ※4:仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚(アルミ製)      ※5:仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式(折りたたみ式、ポリエチレン製)      ※6:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式)      ※7:仕様 タンク容量20リットル(ボリタンク)</p> <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート(使用)	8巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量	養生シート(壁用)	12巻 <sup>※2</sup>	バリア	9個 <sup>※3</sup>	フェンス	24枚 <sup>※4</sup>	接着シート	3枚	網	2台	ヘルメット巻け	1台	ゴミ箱	7個	ボリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3個	カッター	3個	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式 <sup>※5</sup>	簡易シャワー	1台 <sup>※6</sup>	ボリタンク	1台 <sup>※7</sup>	トレイ	1個	バケツ	2個	軽電池内蔵型照明	6台(予備1台)	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td><td>6巻<sup>※1</sup></td><td rowspan="20">チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量</td></tr> <tr> <td>バリア</td><td>6個<sup>※2</sup></td></tr> <tr> <td>フェンス</td><td>2個<sup>※3</sup></td></tr> <tr> <td>粘着マット</td><td>20枚</td></tr> <tr> <td>網</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>回収箱</td><td>18個</td></tr> <tr> <td>透明ロール袋(大)</td><td>20巻</td></tr> <tr> <td>養生テープ</td><td>40巻</td></tr> <tr> <td>作業用テープ</td><td>20巻</td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>200個</td></tr> <tr> <td>はさみ</td><td>4個</td></tr> <tr> <td>カッター</td><td>4個</td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>6本</td></tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td><td>2個<sup>※4</sup></td></tr> <tr> <td>簡易シャワー</td><td>2個<sup>※5</sup></td></tr> <tr> <td>ボリタンク</td><td>2個<sup>※6</sup></td></tr> <tr> <td>トレイ</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr> <td>可動型照明</td><td>4台(予備2台)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1:仕様 1,800mm×30m/巻(透明、ピンク、黄)      ※2:仕様 800mm(750mm、900mm)×100mm×150mm/個(アルミ製)      ※3:仕様 600mm×900mm/個(アルミ製)      ※4:仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個(掛け型、不燃シート製)      ※5:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式)      ※6:仕様 タンク容量20リットル(ボリタンク)</p> <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート	6巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量	バリア	6個 <sup>※2</sup>	フェンス	2個 <sup>※3</sup>	粘着マット	20枚	網	2台	回収箱	18個	透明ロール袋(大)	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	200個	はさみ	4個	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個 <sup>※4</sup>	簡易シャワー	2個 <sup>※5</sup>	ボリタンク	2個 <sup>※6</sup>	トレイ	2個	バケツ	2個	可動型照明	4台(予備2台)	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 資機材の仕様等に多少の相違はあるが、 チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																																																																							
養生シート	1本	脱衣所設営に必要な数量																																																																																																																																							
粘着マット	3個																																																																																																																																								
ゴミ箱(スタンション含む)	2個																																																																																																																																								
ボリ袋(赤・黄・黒)	各30枚																																																																																																																																								
テープ(白・黒)	各10巻																																																																																																																																								
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																								
マジック	2本																																																																																																																																								
名称	数量		根拠																																																																																																																																						
養生シート	3本	チェンジングエリア設営に必要な数量																																																																																																																																							
バリア	6個																																																																																																																																								
粘着マット	3個																																																																																																																																								
ゴミ箱(スタンション含む)	7個																																																																																																																																								
ボリ袋(赤・黄・黒)	各100枚																																																																																																																																								
テープ(白・黒)	各10巻																																																																																																																																								
ウエス	1箱																																																																																																																																								
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																								
はさみ	2個																																																																																																																																								
カッター	2個																																																																																																																																								
マジック	2本																																																																																																																																								
名称	数量		根拠																																																																																																																																						
養生シート(使用)	8巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量																																																																																																																																							
養生シート(壁用)	12巻 <sup>※2</sup>																																																																																																																																								
バリア	9個 <sup>※3</sup>																																																																																																																																								
フェンス	24枚 <sup>※4</sup>																																																																																																																																								
接着シート	3枚																																																																																																																																								
網	2台																																																																																																																																								
ヘルメット巻け	1台																																																																																																																																								
ゴミ箱	7個																																																																																																																																								
ボリ袋	100枚																																																																																																																																								
テープ	5巻																																																																																																																																								
ウエス	2箱																																																																																																																																								
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																								
はさみ	3個																																																																																																																																								
カッター	3個																																																																																																																																								
マジック	3本																																																																																																																																								
除染エリア用ハウス	1式 <sup>※5</sup>																																																																																																																																								
簡易シャワー	1台 <sup>※6</sup>																																																																																																																																								
ボリタンク	1台 <sup>※7</sup>																																																																																																																																								
トレイ	1個																																																																																																																																								
バケツ	2個																																																																																																																																								
軽電池内蔵型照明	6台(予備1台)																																																																																																																																								
名称	数量	根拠																																																																																																																																							
養生シート	6巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量																																																																																																																																							
バリア	6個 <sup>※2</sup>																																																																																																																																								
フェンス	2個 <sup>※3</sup>																																																																																																																																								
粘着マット	20枚																																																																																																																																								
網	2台																																																																																																																																								
回収箱	18個																																																																																																																																								
透明ロール袋(大)	20巻																																																																																																																																								
養生テープ	40巻																																																																																																																																								
作業用テープ	20巻																																																																																																																																								
ウエス	2箱																																																																																																																																								
ウェットティッシュ	200個																																																																																																																																								
はさみ	4個																																																																																																																																								
カッター	4個																																																																																																																																								
マジック	6本																																																																																																																																								
除染エリア用ハウス	2個 <sup>※4</sup>																																																																																																																																								
簡易シャワー	2個 <sup>※5</sup>																																																																																																																																								
ボリタンク	2個 <sup>※6</sup>																																																																																																																																								
トレイ	2個																																																																																																																																								
バケツ	2個																																																																																																																																								
可動型照明	4台(予備2台)																																																																																																																																								

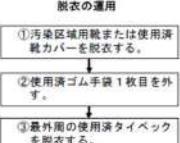
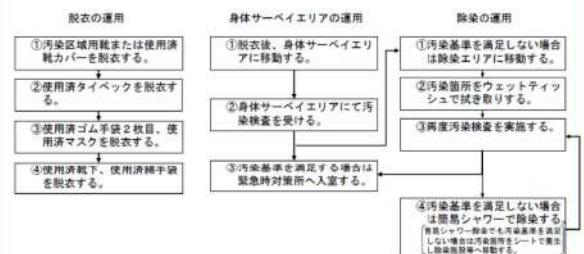
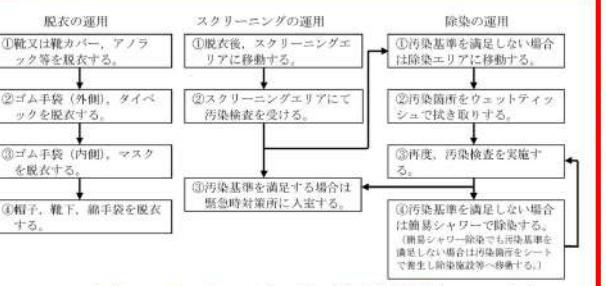
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用(出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理)</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-4,5のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣所」、「脱衣エリア」 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」 防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ緊急時対策所へ移動するエリア</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用(出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理)</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用(出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理)</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・用語の相違</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③「除染エリア」 「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p>  <p>図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図</p> <p>緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアの各エリアにおける具体的な運用は、図6-4及び図6-5のとおり。</p>	<p>④ 除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>④ 除染エリア スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち2名が<b>身体サーベイ</b>、除染、汚染管理を行う。また、緊急時対策所チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう<b>放射線管理班</b>は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <pre> graph TD     A[①汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣する。] --&gt; B[②使用済ゴム手袋1枚目を外す。]     B --&gt; C[③最外周の使用済タイベックを脱衣する。]   </pre> <p>図6-4 緊急時対策所脱衣所運用基本フロー図</p>  <pre> graph TD     subgraph 脱衣の运用     A[①汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣する。]     B[②使用済タイベックを脱衣する。]     C[③使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスクを脱衣する。]     D[④使用済靴下、使用済補手袋を脱衣する。]     end      subgraph 身体サーベイエリアの运用     E[①脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。]     F[②身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。]     G[③再度汚染検査を実施する。]     H[④汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。]     I[⑤汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は内装面をシートで覆生し除染後再び移動する。]     end      subgraph 除染の运用     J[①靴又は靴カバー、アノラック等を脱衣する。]     K[②ゴム手袋(外側)、タイベックを脱衣する。]     L[③ゴム手袋(内側)、マスクを脱衣する。]     M[④帽子、靴下、補手袋を脱衣する。]     N[⑤汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。]     O[⑥汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。]     P[⑦再度、汚染検査を実施する。]     Q[⑧汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。]     R[⑨汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は内装面をシートで覆生し除染後再び移動する。]     end   </pre> <p>図6-5 緊急時対策所チェンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>チエンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、<b>放管班員</b>のうち2名が<b>汚染検査</b>、除染、汚染管理を行なう。また、<b>チエンジングエリア</b>の運用が適切に実施できるよう<b>放管班員</b>は定期的な教育<b>及び</b>訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <pre> graph TD     subgraph 脱衣の运用     A[①靴又は靴カバー、アノラック等を脱衣する。]     B[②ゴム手袋(外側)、タイベックを脱衣する。]     C[③ゴム手袋(内側)、マスクを脱衣する。]     D[④帽子、靴下、補手袋を脱衣する。]     end      subgraph スクリーニングの运用     E[①脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。]     F[②スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。]     G[③再度汚染検査を実施する。]     end      subgraph 除染の运用     H[①汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。]     I[②汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。]     J[③再度、汚染検査を実施する。]     K[④汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。]     L[⑤汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は内装面をシートで覆生し除染後再び移動する。]     M[⑥汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は内装面をシートで覆生し除染後再び移動する。]     end   </pre> <p>図5.1-5 チエンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語の相違</li> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>・設計の相違 大飯はチェンジングエリアの前段に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設置しているため、脱衣所のフローを加えているのに対し、泊はチェンジングエリアの靴着脱エリアでアノラックを脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>	

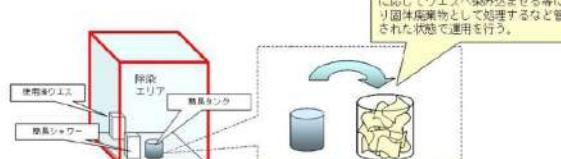
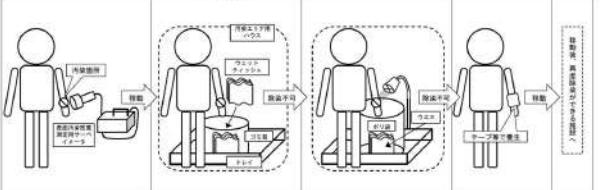
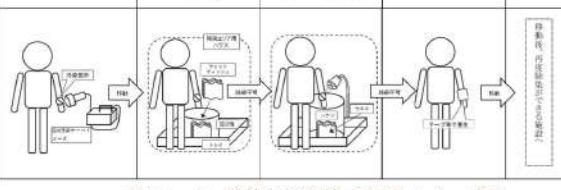
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 脱衣  脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。  ・緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとともに最外周の使用済タイベックを脱衣する。 ・脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。 なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。	b. 脱衣  チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。  ① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。  なお、チェンジングエリアでは、 <b>放射線管理班員</b> が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。	b. 脱衣  チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。  ① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、 <b>アノラック</b> 等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。  なお、チェンジングエリアでは、 <b>放管班員</b> が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。	【大飯】 女川審査実績の反映  【大飯】 ・設計の相違 泊と女川には脱衣所はない。  ・防護具名称の相違 ・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。
(3) 身体サーベイ  チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。 ・脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。 ・身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。(必要により物品等のサーベイを含む。) ・汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。 汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。 なお、放射線管理班でなくとも汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。	c. 汚染検査  チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。  ① 脱衣後、 <b>サーベイエリア</b> に移動する。 ② <b>サーベイエリア</b> にて汚染検査を受ける。  ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。 汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 なお、 <b>放射線管理班員</b> でなくとも汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、 <b>放射線管理班員</b> は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。	c. 汚染検査  チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。  ① 脱衣後、 <b>スクリーニングエリア</b> に移動する。 ② <b>スクリーニングエリア</b> にて汚染検査を受ける。  ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。 汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 なお、 <b>放管班員</b> でなくとも汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、 <b>放管班員</b> は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。	
(4) 除染  チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。 ・身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。 ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ・身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。 ・汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 ・簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。	d. 除染  チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。 ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。 (簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。)	d. 除染  チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。 ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。 (簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。)	

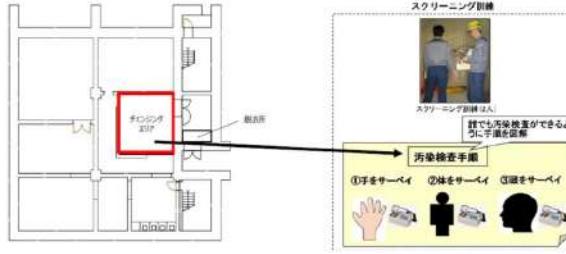
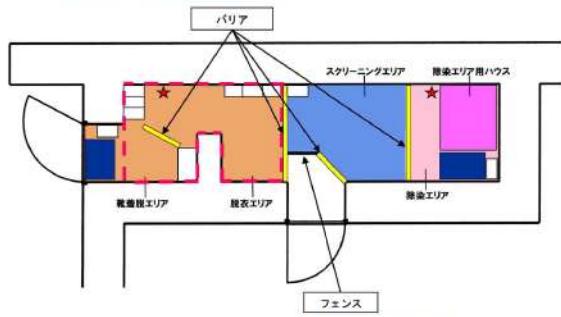
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣</p> <p>緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。</li> </ul> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p> <p>また、緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。</p> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p>	<p>e. 着衣</p> <p>防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</li> <li>② 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。</li> </ol> <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p>	<p>e. 着衣</p> <p>防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</li> <li>② 靴着脱エリアで、ヘルメット、靴を着用する。</li> </ol> <p>放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・防護具名称の相違</p>
<p>(6) 汚染管理</p> <p>前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図6-6のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏水したりしないような対策を取る。</p> <p>また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>f. 汚染管理</p> <p>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>f. 汚染管理</p> <p>スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	

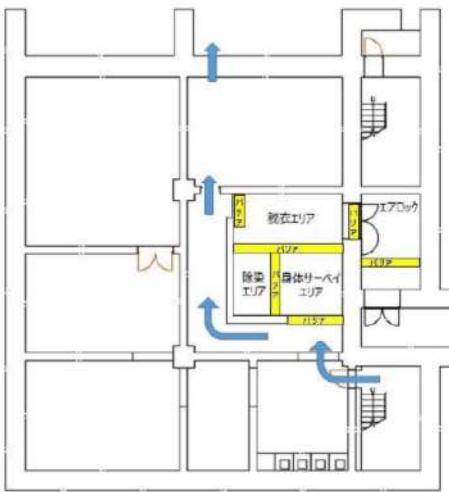
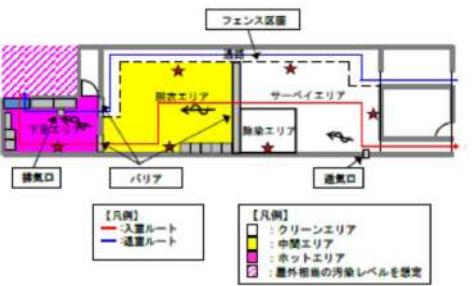
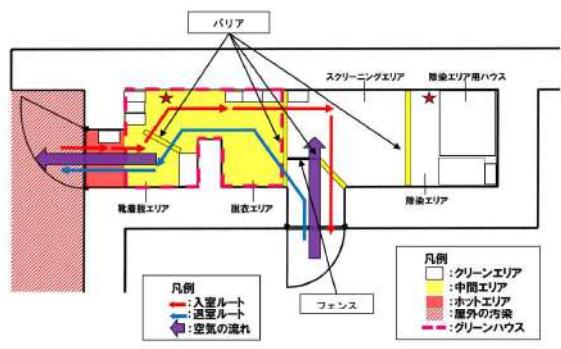
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6-6 汚染水処理イメージ図 注：汚染水は除染エリアから離さない対策をとる。</p> <p>(7) 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェンジングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェンジングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから適宜持ち出し、チェンジングエリア内の環境線量当量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>(8) 環境管理</p> <p>放射線管理班は、緊急時対策所内及びチェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的(1回／日以上)に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。</p> <p>また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p>	 <p>図5.1-5 除染及び汚染水処理イメージ図</p> <p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理</p> <p>放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的(1回／日以上)に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p>	 <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p> <p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理</p> <p>放管班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的(1回／日以上)に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

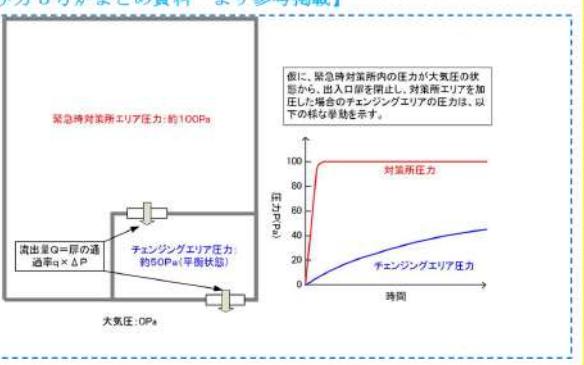
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアにかかる補足事項          (1) チェンジングエリアにおける運用について</p> <p>チエンジングエリアにおいては、図6-7のとおり汚染検査方法の図示等により、緊急時対策要員等が円滑にチエンジングエリアの運用をすることが可能である。</p>  <p>図6-7 緊急時対策所チエンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項          a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チエンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をパリア等により区画する。チエンジングエリアの設営状況は図5.1-6のとおりである。</p> <p>チエンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-6 チエンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項          a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チエンジングエリアは、靴着脱エリアイ、脱衣エリアイ及びスクリーニングエリアイの境界をパリア等により区画する。チエンジングエリアイの設営状況は図5.1-7のとおりである。</p> <p>チエンジングエリアイ内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-7 チエンジングエリアイメージ図</p>	<p>【大飯】          女川審査実績の反映</p>

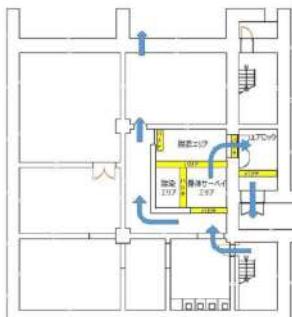
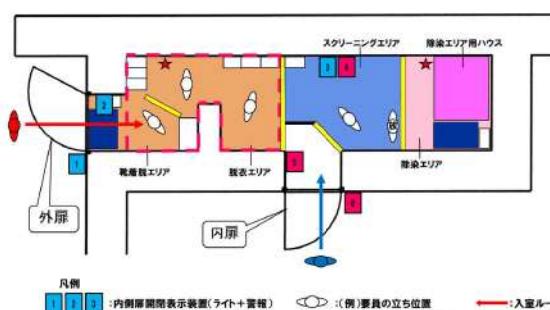
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気の流れ</p> <p>チャンジングエリアの設置場所は、緊急時対策所内に設置される。 図6-8 のとおり緊急時対策所チャンジングエリアの空気は、チャンジングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>  <p>図6-8 空気の流れイメージ図</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チャンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-7のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。 また、更なる被ばく低減のため、チャンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チャンジングエリアに図5.1-7のように空気の流れをつくることで脱衣を行うホットエリア等の空気によるサービエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チャンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、図5.1-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。 また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの運転による換気で正圧に維持することにより、チャンジングエリアに図5.1-8のように空気の流れをつくり、かつ、脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 ・設計の相違 (相違理由①)</p> <p>・設計の相違 女川はチャンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに對し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチャンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。</p> <p>なお、大飯は2階の緊急時対策所内の送気口から1階の建屋排気口に空気が流れる設計であり、その中間位置にチャンジングエリアを設置している。</p>

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとし、他の扉について閉止運用とすることにより開放ができないようにすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための身体サーベイエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのような素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び身体サーベイの後、入室する。</p> <p>①通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所」は緊急時対策所可搬型空气净化装置による送気にて正圧が維持される。</li> </ul> <p>②緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると図6-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</li> </ul> <p><b>【伊方3号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p>  <p>仮に、緊急時対策所内の圧力が大気圧の状態から、出入口扉を閉止し、対策所エリアを加圧した場合のチェンジングエリアの圧力は、以下の様な挙動を示す。</p> <p>時間</p> <p>対策所圧力</p> <p>流出量Q=扉の通過q×△P</p> <p>大気圧: 0Pa</p> <p>チェンジングエリア圧力: 約50Pa(平衡状態)</p> <p>大気IE: 0Pa</p> <p>流入量Q=扉の通過q×△P</p> <p>緊急時対策所内圧力: 100Pa</p> <p>チェンジングエリア内圧力: 約50Pa(平衡状態)</p> <p>仮に、緊急時対策所の圧力を大気IEの状態として、外層及び内屋を閉止し緊急時対策所を加圧した場合のチェンジングエリアの圧力は、以下の様な挙動を示す。</p> <p>時間</p> <p>緊急時対策所圧力</p> <p>チェンジングエリア圧力</p> <p>※ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の運営規則がござらぬため、本国内では緊急時対策所と表現して居る者の状況を示している。</p>	<p>c. チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口となる扉はそれぞれ1箇所のみとすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するためのスクリーニングエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのような素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>d. 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び汚染検査の後、入室する。</p> <p>(a) 通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は可搬型新設緊急時対策所空気净化装置による送気にて正圧が維持される。</li> </ul> <p>(b) 緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内は正圧であるため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の入口扉を開放すると図5.1-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</li> </ul> <p><b>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</b></p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> <li>泊は緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所しかない。</li> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>・用語の相違</p> <p>泊はチェンジングエリア内の圧力の状況について記載している。（伊方3号炉と同様）</p>	

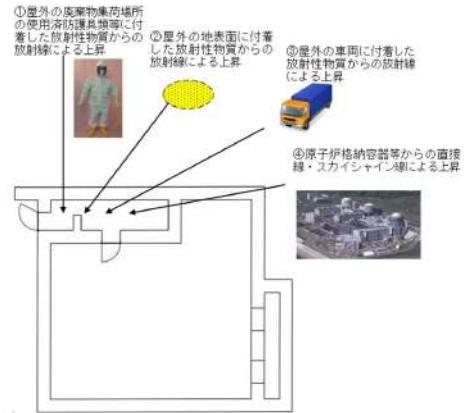
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・入退出における緊急時対策所内からの空気の流出は、エアロックにより制限されるため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p>  <p>図6-9 緊急時対策所入退時の空気の流れイメージ図</p> <p>上記のとおり運用することで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。また、緊急時対策所内は、緊急時対策所可搬型空气净化装置による送気にて正圧が維持され、エンジニアリングエリアの空気は、エンジニアリングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>		<p>上記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の外扉及び内扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所からの流出空気で各エンジニアリングエリアは加圧されることとなる。内扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、外扉及び内扉の気密性が同一と仮定すれば、両扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、各エンジニアリングエリアは緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と外気のほぼ半分の圧力に維持される。</p> <p>また、両扉を同時に開けた場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内が正圧に維持されているため、外側に向かって空気が流れ出て、各エンジニアリングエリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。</p> <p>②入退出における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内からの空気の流出は、以下の運用により制限するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧は維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のエンジニアリングエリアには外側（屋外側）及び内側（緊急時対策所側）の出入口に気密性のある出入口扉を設置する。</li> <li>・2箇所の出入口扉を同時に開放しない対策として、図5.1-10のとおり各出入口扉の開閉状態に連動する扉開閉表示装置を設置し、扉開放時にライト点灯及び警報音を鳴らすことでの各出入口から入退出しようとする要員に対して、いざれかの出入口扉が開放状態であることを知らせ、ライト点灯及び警報音が鳴っている場合には閉止している出入口扉を開放させない。</li> </ul>  <p>図5.1-10 エンジニアリングエリアの出入口扉の開放制限運用</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内側扉開閉表示装置(ライト+警報)</li> <li>○ (例)器具の立ち位置</li> <li>— 入室ルート</li> <li>■ 外側扉開閉表示装置(ライト+警報)</li> <li>○ (例)放管器具の立ち位置</li> <li>— 退室ルート</li> </ul>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>・設計の相違 大飯は屋外から入域する際のエンジニアリングエリア入口扉がエアロック構造でエンジニアリングエリア内空気は建屋排気口又は脱衣所を経由して屋外へ流れる設計であるのに対し、泊はエンジニアリングエリア自体をエアロックの様に運用し、エンジニアリングエリア内空気が屋外に流れる設計である相違があるが、エンジニアリングエリアのホットエリア空気をクリーンエリア側に流さない設計に相違なし。</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播するがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響は与えないようとする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播するがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、<b>サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</b></p> <p><b>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようとする。</b>ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の<b>動線は分離することで、脱衣時の接触を防止する。</b>なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播するがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、<b>スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</b></p> <p><b>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようとする。</b>ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の<b>動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</b></p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。(伊方3号炉も同様の動線)</p> <p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>g. 緊急時対策所周辺が高線量率の場合</p> <p>緊急時対策所周辺が図 5.1-11 に示す例の様な要因により高線量率となり、チェンジングエリア内のバックグラウンドが上昇するような状況となった場合は、次の対応を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済防護具類のチェンジングエリア外への搬出間隔の短縮、廃棄物集荷場所の遠方への移動等</li> <li>② 緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去（高圧洗浄機による除染、仮設遮蔽の設置等）</li> <li>③ 車両の立入（駐車）制限区域の設定</li> </ul>  <p>図5.1-11 チェンジングエリア内 BII 上昇要因イメージ図</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>h. 緊急時対策所周辺におけるホットスポットへの対処</p> <p>重大事故時にブルームが放出された以降、要員は屋外での作業を実施するが、チェンジングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）には放射性物質が地表面に沈着することでホットスポットが発生する可能性がある。</p> <p>そのため、チェンジングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。</p> <p>また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備している高压洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染する。</p> <p>高压洗浄機はタンク式高压洗浄機を採用し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備しているポリタンクから高压洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高压洗浄機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。</p> <p>高圧洗浄機（イメージ）</p> <p>高圧洗浄機タンク</p> <p>ポリタンク</p> <p>全体</p> <p>コンクリート施工範囲</p> <p>待機エリア</p> <p>チェンジングエリア</p> <p>図5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <p>記載充実</p>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
(5) 身体サーベイ管理基準 防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。 チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6-5のとおり法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10である4Bq/cm <sup>2</sup> を管理目標とする。	(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。  ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。	(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。  ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。	(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。	【大飯】 女川審査実績の反映																													
表6-5 汚染の管理基準 <table border="1"><thead><tr><th>状況</th><th>汚染の管理基準<sup>*1</sup></th><th>根拠等</th></tr></thead><tbody><tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td><td>1,300cpm<sup>*2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td><td>法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm<sup>2</sup>)の1/10</td></tr><tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td><td>1,300cpm<sup>*2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td><td>法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm<sup>2</sup>)の1/10を目標値とする。</td></tr><tr> <td></td><td>1,300~40,000cpm<sup>*3</sup> (4~120Bq/cm<sup>2</sup>)</td><td>バックグラウンドの上昇等により上記 4Bq/cm<sup>2</sup>で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td></tr></tbody></table>	状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10を目標値とする。		1,300~40,000cpm <sup>*3</sup> (4~120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記 4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	表5.1-3 汚染の管理基準 <table border="1"><thead><tr><th>状況</th><th>汚染の管理基準<sup>*1</sup></th><th>根拠等</th></tr></thead><tbody><tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td><td>1,300cpm<sup>*2</sup></td><td>法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40Bq/cm<sup>2</sup>)の1/10</td></tr><tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td><td>40,000cpm<sup>*3</sup> 13,000cpm<sup>*4</sup></td><td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td></tr></tbody></table>	状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup> 13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	表5.1-3 汚染の管理基準 <table border="1"><thead><tr><th>状況</th><th>汚染の管理基準<sup>*1</sup></th><th>根拠等</th></tr></thead><tbody><tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td><td>1,300 cpm<sup>*2</sup></td><td>法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40 Bq/cm<sup>2</sup>)の1/10</td></tr><tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td><td>40,000 cpm<sup>*3</sup> 13,000 cpm<sup>*4</sup></td><td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td></tr></tbody></table>	状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40 Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm <sup>*3</sup> 13,000 cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	
状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等																															
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10																															
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度(アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10を目標値とする。																															
	1,300~40,000cpm <sup>*3</sup> (4~120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記 4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。																															
状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等																															
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10																															
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup> 13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																															
状況	汚染の管理基準 <sup>*1</sup>	根拠等																															
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度: 40 Bq/cm <sup>2</sup> )の1/10																															
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm <sup>*3</sup> 13,000 cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠 原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																															

\* 1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。

\* 2 : 4Bq/cm<sup>2</sup>相当。

\* 3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準(バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準)として設定(13,000×3≈40,000cpm)

※ 1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。

※ 2 : 4 Bq/cm<sup>2</sup>相当。

※ 3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準(バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準)として設定(13,000×3≈40,000cpm)。

※ 4 : 40Bq/cm<sup>2</sup>相当(放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度)。

※ 1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。

※ 2 : 4 Bq/cm<sup>2</sup>相当。

※ 3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準(バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準)として設定(13,000×3≈40,000cpm)。

※ 4 : 40Bq/cm<sup>2</sup>相当(放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度)。

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が100,000cpmに一時的に引き上げられた。</p> <p>なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを100,000cpm以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000cpm以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)が適当な水準とされている。</p> <p>また、よう素131の半減期は8日と短いため、よう素131の計数率への影響は1ヶ月程度で小さくなるとして原子力災害対策指針(平成29年7月5日全部改正)における「運用上の介入レベル」(Operational Intervention Level, 以下「OIL」という。)では1ヶ月後の値として13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としている。</p> <p>上記福島の状況に鑑みOILでは13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るために建屋の入口で最外周の汚染防護服(タイベック)等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、緊急時対策所のエンジニアリングエリアではより低い管理基準1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)を管理目標として運用することとする。</p> <p>ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)～40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)の適切な管理基準を定める。</p>	<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>エンジニアリングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度(1ルクス以上)を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p>	<p>(8) 可搬型照明</p> <p>エンジニアリングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリ式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度(1ルクス以上)を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> <li>スクリーニング基準の設定にあたり、準拠しているOILの設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方と相違なし。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリ式の違いはあるか使用目的に相違なし。</li> </ul>

表5.1-4 エンジニアリングエリアの乾電池内蔵型照明

保管場所	数量	仕様
乾電池内蔵型照明 	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	7台(予備1台) 電源:乾電池(單一×3) 点灯可能時間:約72時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)

表5.1-4 エンジニアリングエリアの乾電池内蔵型照明

保管場所	数量	仕様
乾電池内蔵型照明 	緊急時対策室屋内	6台(予備1台) 電源:乾電池(單一×4) 点灯可能時間:約11時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)

表5.1-4 エンジニアリングエリアの可搬型照明

保管場所	数量	仕様
可搬型照明 	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台(予備各1台) ・バッテリ式 ・光源:LED ・連続点灯時間:10時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリ充電を実施する。)

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数14名を考慮し、同時に14名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>（9） チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、<b>チェンジングエリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェンジングエリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</b></p>	<p>（9） チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェンジングエリアが混雑しており屋外で待機することができないよう、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定のうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋のそれぞれの待機エリア（6名）に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>（9） チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェンジングエリアが混雑しており屋外で待機することができないよう、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定のうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋のそれぞれの待機エリア（6名）に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>泊はチェンジングエリアに入れない要員のため待機エリアを設置する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定要員数の相違</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>（相違理由①）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>泊はチェンジングエリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染がない場合の想定要員数及びチェンジングエリア通過時間の相違。</li> <li>・全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェンジングエリア通過時間の相違。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。</li> </ul>

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

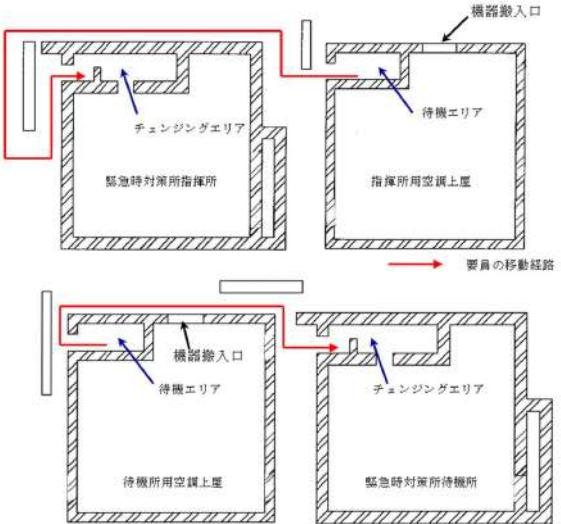
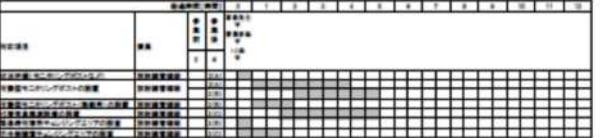
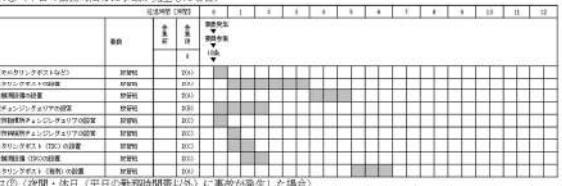
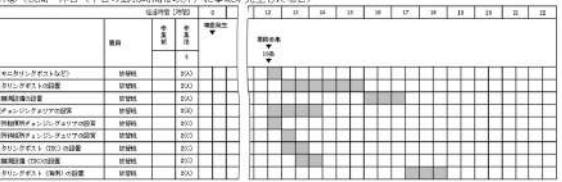
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(10) 待機エリアからチェンジングエリアへの移動に伴う要員の線量評価</p> <p>チェンジングエリアが混雑している間、空調上屋内の待機エリアに待機している要員が、順番に緊急時対策所のチェンジングエリアに移動する場合、屋外を移動することになる。屋外を移動する際、グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置された放射性物質を捕集した可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考えられる。このため、屋外を移動する要員の移動中の被ばく線量を評価した。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急時対策所周辺の線量率 130 mSv/h (東京電力株ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ (平成23年3月23日時点))</li> <li>②フィルタユニットからの線量率 (空調上屋機器搬入口部) 約16 mSv/h</li> <li>③屋外を通行する要員の通行時間 約30秒</li> </ul> <p>b. 評価結果</p> <p>約1.2 mSv ((130 mSv/h+約16 mSv/h)/3600 sec/h×30 sec)</p> 	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊はチェンジングエリア混雑時には、コンクリートで遮蔽した空調上屋の待機エリアを一時待機場所としており、チェンジングエリアへの移動時に被ばくする可能性があることから、要員の被ばく線量を評価し、影響が小さいことを確認している。</p>

図 5.1-13 待機エリアからチェンジングエリアへの要員の移動経路

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(10) 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放射線管理班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（最大270分）、可搬型モニタリングポスト（海側用）の設置（最大90分）、代替気象観測設備の設置（210分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放射線管理班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）</p>  <p>・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）</p>  <p>(11) 放管班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放管班員は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間又は休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班員6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース③（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）</p>  	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 ・設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料、より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

通信種別	主要対象	台数 <sup>※1</sup>	電源
通信機器	運転員	1台	非常用内電源、通信機器専用電源装置
電力保安装置	電力保安装置	2台	非常用内電源、通信機器専用電源装置
航行型通信装置	航行型通信装置	7台 (手動1台)	航電室
衛星電話	衛星電話(固定型) <sup>※2</sup>	10台 (予備3台)	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置、電源車(緊急時対策用)
衛星電話(携帯型) <sup>※3</sup>	20台 (予備10台)	光電池	
加入電話(非常時使用電話)	加入電話(非常時使用電話)	3台	不能(通常事業者交換機から給電)
加入FAX(シグマ)	加入FAX(シグマ)	2台	非常用内電源
電力保安装置(固定型)	電力保安装置(固定型)	2台	非常用内電源、通信機器専用電源装置
衛星電話	衛星電話(固定型)	2台	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置
航行型通信装置	航行型通信装置	1台	非常用内電源、非常用内電源、通信機器専用電源装置
社内TV会議システム	社内TV会議システム	1台	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置、電源車(緊急時対策用)
衛星電話(固定型) <sup>※4</sup>	衛星電話(固定型) <sup>※4</sup>	10台 (予備3台)	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置、電源車(緊急時対策用)
衛星電話(携帯型) <sup>※5</sup>	衛星電話(携帯型) <sup>※5</sup>	20台 (予備10台)	光電池
緊急時対策所通話システム	緊急時対策所通話システム	2台 (予備1台)	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置、電源車(緊急時対策用)
統合原子力防災ネットワークシステム	IP電話システム	1台	非常用内電源、緊急時対策所専用電源装置、電源車(緊急時対策用)
IP電話	IP電話	3台	IP電話(有線系、衛星系)
FAX	FAX	3台	IP-FAX(有線系)

\*1：発電所内用と発電所外用と共用 \*2：予備を含む

女川原子力発電所2号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※1</sup>	電源設備
発電所内外	電力保安通信用電話装置 <sup>※2</sup>	12台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※3</sup>
	PBS端末	12台	充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	FAX	1台	460V緊急時対策装置MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
発電所内外	衛星電話設備(固定型)	4台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	衛星電話設備(携帯型)	10台	充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
発電所内	送受話器(ペーパンプ)	2台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	スピーカ	2台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	移動無線設備	1台	通信用電源装置(蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	無線連絡設備(固定型)	4台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	無線連絡設備(携帯型)	38台	充電式電池(本体内蔵)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
発電所外	電力保安通信用電話設備 <sup>※2</sup>	1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	衛星電話(固定型)	1台	460V緊急時対策装置MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	社内テレビ会議システム	1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	IP電話(有線系)	4台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	IP電話(衛星系)	2台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	IP-FAX(有線系)	2台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	IP-FAX(衛星系)	1台	125V充電器(125V蓄電池)、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	簡易加入電話設備	12台	通信事業者回線からの給電
	加入FAX	1台	通信事業者回線からの給電 460V緊急時対策装置MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	専用電話設備(地方公共団体専用ホットライン)	10台	460V緊急時対策装置MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>

\*1：専用加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

\*2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)

\*3：ガスステーピング発電機(常設代替交流電源設備)及び電源車(可搬型代替交流電源設備)を指す。

\*4：ガスステーピング発電機(常設代替交流電源設備)及び電源車(緊急時対策所用)(緊急時対策所用代替交流電源設備)を指す。

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※1</sup>	電源設備
発電所内外	電力保安電話(固定) <sup>※2</sup>	保安電話(固定) <sup>※1</sup>	8	通信用蓄電池、非常用所内電源
	保安電話(携帯) <sup>※3</sup>	保安電話(FAX)	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置
	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(固定型)	3	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
	衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備(携帯型)	15	充電池
発電所内	インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	移動無線設備		1	通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	1	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置
	社内テレビ会議システム		1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	1	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置
	社内テレビ会議システム		1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
発電所外	テレビ会議システム(指揮所・衛星系)		1	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置
	統合原子力防災ネットワーク設備	統合原子力防災ネットワーク設備	1	IP電話(地上系)
	IP電話(衛星系)		2	IP電話(衛星系)
	IP-FAX(有線系)		2	IP-FAX(地上系)
	IP-FAX(衛星系)		1	IP-FAX(衛星系)
	簡易加入電話設備	加入電話機	12台	加入電話機
	加入FAX		1台	加入FAX
	専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7	専用電話設備(固定型)
		専用電話設備(FAX)	7	専用電話設備(FAX)
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) <sup>※1</sup>	1	通信用蓄電池、非常用所内電源
持機所	インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)	4	充電池又は乾電池

\*1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

\*2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)

【大飯】

・表題の相違

【女川】

・設計の相違(相違理由)

【柏崎】設計の相違(2-3②の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 大飯発電所3／4号炉

#### (2) 放射線管理用資機材

##### ○防護具

品名	保管数	
	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管 <sup>#8</sup>
汚染防護服(タイプック)	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着
帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個
靴下	1,550足 <sup>*3</sup>	約6,000足
綿手袋	1,550双 <sup>*4</sup>	約24,000双
ゴム手袋	3,100双 <sup>*5</sup>	約20,000双
全面マスク	210個 <sup>*6</sup>	約1,800個
交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 <sup>*7</sup>	約4,600組
靴カバー	1,550足 <sup>*8</sup>	約4,500足
長靴	300足 <sup>*9</sup>	約300足
タンゲステンペスト	10着 <sup>*10</sup>	17着

\*1: 110名×7日+余裕(2重化含む)

\*2: 110名×7日+余裕

\*3: 110名×7日×2枚+余裕

\*4: 110名+余裕

\*5: 110名×7日×余裕(7日=前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

\*6: 110名+余裕

\*7: 指揮者1名+放射線管理1名+作業者3名×2組+余裕

\*8: 緊急時対策所保管数を含まない

#### 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

##### ○防護具

品名	配備数(6/7号炉共用) <sup>#11</sup>		
	3号炉頂子建屋内 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)
不織布カバーオール	1,990着 <sup>#12</sup>	420着 <sup>#13</sup>	約5,000着
靴下	1,990足 <sup>#14</sup>	420足 <sup>#15</sup>	約5,000足
帽子	1,990着 <sup>#16</sup>	420着 <sup>#17</sup>	約5,000着
綿手袋	1,990双 <sup>#18</sup>	420双 <sup>#19</sup>	約5,000双
ゴム手袋	3,700双 <sup>#20</sup>	910双 <sup>#21</sup>	約15,000双
ル過式呼吸用保護具 (以下同様)	410個 <sup>#22</sup>	180個 <sup>#23</sup>	約2,000個
電動ファン付き全面マスク	80個 <sup>#24</sup>	20個 <sup>#25</sup>	約50個
全面マスク	730個 <sup>#26</sup>	160個 <sup>#27</sup>	約2,000個
チャコールフィルタ (以下同様)	1,990個 <sup>#28</sup>	420個 <sup>#29</sup>	約2,500個
電動ファン付き全面マスク用	560個 <sup>#30</sup>	140個 <sup>#31</sup>	約500個
全面マスク用	1,338組 <sup>#32</sup>	280組 <sup>#33</sup>	約2,000組
アズラッカ	945着 <sup>#34</sup>	210着 <sup>#35</sup>	約3,000着
汚染区域用靴	40足 <sup>#36</sup>	10足 <sup>#37</sup>	約300足
高機能対応防護服 (タンゲステンペスト)	14套 <sup>#38</sup>	—	10套
セルフエアセット <sup>#39</sup>	4台	4台	約100台
搬運呼吸器 <sup>#40</sup>	—	5台	約20台

\*1: 100名(1～2号炉専用の緊急時対策所10名+作業者1名+監視員1名)×2重化<sup>#1</sup>×1組

\*2: 1組

\*3: 110名×7日(既存による再利用を考慮)×1.5倍

\*4: 110名×7日×1組(4重化<sup>#1</sup>×2重化<sup>#2</sup>)×1.5倍

\*5: 110名×7日×1組(4重化<sup>#1</sup>×2重化<sup>#2</sup>)×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*6: 11名(スチーム滅菌装置に対する充電専用自動装置11名)

\*7: 不織布カバーオール(既存)×2重化<sup>#1</sup>×1組

\*8: 10名(8名及び2号炉専用組合計10名+余裕)×2重化<sup>#1</sup>×1組

\*9: 20名(3号炉及び2号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×3日(静止による再利用を考慮)×1.5倍

\*10: 20名(6号炉及び1号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*11: 20名(0号炉及び1号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*12: 20名(0号炉及び1号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*13: 20名(0号炉及び1号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*14: 20名(0号炉及び1号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*15: 20名(3号炉及び2号炉専用組合計18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)

\*16: 2台×1組

\*17: 20名(4号炉及び1号炉専用組合計20名+余裕)

\*18: 20名(4号炉及び1号炉専用組合計20名+余裕)

\*19: 20名(4号炉及び1号炉専用組合計20名+余裕)

\*20: 中央制御室の操作に伴う評議会等の場合は、運転員と交替する場合の人員候補時に電動ファン付き全面マスクを用いて評議していることから、運転の担当となる場合方接種推進室に2回敷設する。

#### 女川原子力発電所2号炉

#### (2) 放射線管理用資機材品名と配備数

##### ○防護具

品名	配備数 <sup>#17</sup> /保管場所		
	機材保管室 エリア	中央 制御室	構内 (参考)
タイプック	2,100着 <sup>#1</sup>	147着 <sup>#2</sup>	約20,000着
下着(上・下セット)	2,100着 <sup>#3</sup>	147着 <sup>#4</sup>	約6,000着
帽子	2,100個 <sup>#5</sup>	147個 <sup>#6</sup>	約20,000個
靴下	2,100足 <sup>#7</sup>	147足 <sup>#8</sup>	約30,000足
綿手袋	2,100双 <sup>#9</sup>	147双 <sup>#10</sup>	約40,000双
ゴム手袋	4,200双 <sup>#11</sup>	294双 <sup>#12</sup>	約150,000双
全面マスク	900個 <sup>#13</sup>	42個 <sup>#14</sup>	約1,800個
電動ファン付き 全面マスク	—	7個 <sup>#15</sup>	約300個
電動ファン付き 全面マスクバッテリー	—	35個 <sup>#16</sup>	約300個
マスク用チャコールフィルタ (2個/セット)	2,100 セット <sup>#17</sup>	147 セット <sup>#18</sup>	約8,000 セット
EVAスーツ(上下セット)	1,050 セット <sup>#19</sup>	74 セット <sup>#20</sup>	約3,000 セット
汚染区域用靴	40足 <sup>#21</sup>	8足 <sup>#22</sup>	約500足
自給式呼吸器	—	4セット <sup>#23</sup>	4セット
耐熱服	—	3セット <sup>#24</sup>	3セット
タンゲステンペスト	29着 <sup>#25</sup>	4着 <sup>#26</sup>	10着

#### 泊発電所3号炉

#### (2) 放射線管理用資機材品名と配備数

表5.2-2 防護具の配備数

品名	西側敷地 <sup>#17</sup> /保管場所		
	50着 <sup>#18</sup>	50足 <sup>#19</sup>	約2,400着
帽子	1,050個 <sup>#20</sup>	50個 <sup>#21</sup>	約400着
靴下	1,050足 <sup>#22</sup>	50足 <sup>#23</sup>	約7,000足
綿手袋	1,050双 <sup>#24</sup>	50双 <sup>#25</sup>	約33,000双
ゴム手袋	2,100双 <sup>#26</sup>	100双 <sup>#27</sup>	約33,000双
全面マスク	1,050個 <sup>#28</sup>	100個 <sup>#29</sup>	約800個
電動ファン付きマスク	8個 <sup>#30</sup>	10個 <sup>#31</sup>	約90個
全面マスク用チャコール ルフィルタ(2個/セ ット)	2,100個 <sup>#32</sup>	200個 <sup>#33</sup>	約270個
電動ファン付きマスク 用チャコールルフィルタ (1個/セット)	8個 <sup>#34</sup>	10個 <sup>#35</sup>	約90個
アノラック	830着 <sup>#36</sup>	50着 <sup>#37</sup>	約1,800着
長靴	610足 <sup>#38</sup>	30足 <sup>#39</sup>	約1,000足
オーバーシューズ(靴 カバー)	1,050足 <sup>#40</sup>	50足 <sup>#41</sup>	約620足
自給式呼吸器	8台 <sup>#42</sup>	15台 <sup>#43</sup>	約72台
圧縮素形蒸素循環式呼 吸器	8台 <sup>#44</sup>	—	—
タンゲステンペスト	20着 <sup>#45</sup>	—	—

\*1: 60名(本部要員38名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕)×1.5倍×7日

\*2: 2名(2名+余裕)

\*3: 6名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員50名×6回/日×3日(除染による再利用を考慮)

\*4: 40名(本部要員38名+余裕)×7日×3回(3号炉運転員6名+現場要員40名×6回/日×7日)×50%(年間降水日数を考慮)

\*5: 現場要員20名(ブルーム通過直後の先遣要員)×2

\*6: 現場要員20名(ブルーム通過直後の先遣要員)

\*7: 2号炉運転員7名×3回/日×7日

\*8: 7名×2日

\*9: 2号炉運転員7名×6日

\*10: 2号炉運転員7名×1組

\*11: 2号炉運転員7名×5組/日×1日

\*12: 2号炉運転員7名×5組/日×1日×50%

\*13: 2号炉運転員7名×5組/日×2回×2組×2

\*14: 防災指揮所における現場要員と移動要員による格納容除離熱(現場操作) 対応者2名+予備1名

\*15: インターフェイスシステムLOC-A対応者2名+予備1名

\*16: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2組

\*17: 防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する

\*18: 発電所構内に保管又は配備している数量

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉

○計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	保管数	
	緊急時対策所	構内保管 <sup>*7</sup>
個人線量計	210台 <sup>*1</sup>	約3,200台
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	約110台
ガンマ線測定用 サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	約80台
緊急時対策所内 可搬型エリヤモニタ	2台 <sup>*4*</sup>	3台
緊急時対策所外 可搬型エリヤモニタ	2台 <sup>*5*</sup>	-

\*1:110名×余裕

\*2: チェンジングエリアにて使用

\*3: 現場作業時に使用

\*4: 緊急時対策所内にて使用

\*5: 緊急時対策所外にて使用

\*6: 千両1台を含む

\*7: 緊急時対策所保管数を含まない

女川原子力発電所2号炉

○計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	配備台数 <sup>*9</sup> ／保管場所			
	個人線量計	電子式線量計	200台 <sup>*1</sup>	14台 <sup>*1</sup>
ガラスバッジ	200台 <sup>*1</sup>		14台 <sup>*1</sup>	
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	8台 <sup>*2</sup>		4台 <sup>*3</sup>	中央制御室
ガンマ線測定用 サーベイメータ	8台 <sup>*3</sup>		4台 <sup>*3</sup>	
可搬型エリヤモニタ	4台 <sup>*4</sup>	緊急時対策所	4台 <sup>*4</sup>	

\*1: 100名（本部要員38名+現職要員40名+余裕）×2

\*2: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）

\*3: チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）

\*4: 緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策室内外2台（1台+余裕）

\*5: 2号炉運転員7名×2

\*6: チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）

\*7: チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）

\*8: 中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕）

\*9: 千両含む（今後、訓練等で見直しを行う）

泊発電所3号炉

表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数

品名	配備台数／保管場所			
	個人線量計	ポケット線量計	140台 <sup>*1</sup>	緊急時対策所指揮所、待機所
ガラスバッジ	140台 <sup>*1</sup>		50台 <sup>*6</sup>	3号炉
GM汚染サーベイメータ	10台 <sup>*6</sup>		3台 <sup>*6</sup>	中央
電離箱サーベイメータ	10台 <sup>*6</sup>		3台 <sup>*6</sup>	待機所
可搬型エリヤモニタ	4台 <sup>*6</sup>		-	中央制御室

\*1: 60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍+余裕

\*2: チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕）

\*3: チェンジングエリア用4台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕）

\*4: 緊急時対策所指揮所2台（1台+余裕）+緊急時対策所2台（1台+余裕）

\*5: 31名×1.5倍

\*6: チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室の汚染検査用1台）+予備1台

\*7: チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室のモニタリング用1台）+予備1台

相違理由

【大飯】  
記載内容の相違  
(女川実績の反映)

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

○計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	配備台数（6号及び7号炉共用） <sup>*7</sup>	
	5号炉原子炉建屋内	中央制御室
緊急時対策所		
個人線量計	180台 <sup>*1</sup>	70台 <sup>*2</sup>
ガラスバッジ	180台 <sup>*1</sup>	70台 <sup>*2</sup>
GM汚染サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*3</sup>
電離箱サーベイメータ	8台 <sup>*4</sup>	2台 <sup>*4</sup>
可搬型エリヤモニタ	3台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*3</sup>

\*1: 180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）

\*2: 18名（6号及び7号炉運転員18名）+46名（引継班、日勤班、作業管理班）+余裕

\*3: モニタリング及びチエンジングエリアにて使用

\*4: モニタリングにて使用

\*5: 緊急時対策所の居住性（線量率）を確認するための重大事故等対処設備として2台（予備1台）を緊急時対策所内に保管する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に1台ずつ設置する。

設置のタイミングは、チエンジングエリア設営判断と同時に（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象）

\*6: 各エリアにて使用。設置のタイミングは、チエンジングエリア設営判断と同時に（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象）

\*7: 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）

【大飯】  
・記載方針の相違  
(女川実績反映)  
チエンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。

○チエンジングエリア用資機材

品名	保管数 <sup>*1</sup>	
	緊急時対策所	
養生シート	3本	
パリア	6個	
粘着マット	3個	
ゴミ箱（スタンション含む）	7個	
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚	
テープ（白・黒）	各10巻	
ウエス	1箱	
ウェットティッシュ	10個	
はさみ・カッター	各2本	
マジック	2本	
簡易シャワー	1台	
簡易タンク	1台	

\*1: チエンジングエリア設置に必要な数量

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料          原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】  <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に以下の資料を配備する。</p>	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料          緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p>	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料          緊急時対策所指揮所に以下の資料を配備する。</p>	<p>【大飯】          ・記載方針の相違          表題、記載表現、表構成の相違          （女川記載に統一）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】          ・表題の相違</p>																										
表5.2-4 重大事故対策の検討に必要な主な資料																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>資料名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td><td> <p>(1) 緊急時対応組織資料                      ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画                      ②大飯発電所保安規定                      ③原子力防災規程                      ④非常時の措置通達                      ⑤原子力防災業務要綱                      ⑥大飯発電所事故時操作所則                      ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      (2) 緊急時通信連絡体制資料                      ①原子力防災組織要員名簿等</p> </td></tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td><td> <p>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料                      ①方位別人口分布図                      ②集落別人口分布図                      ③市町村人口表                      (2) 大飯発電所周辺環境資料                      ①発電所周辺航空写真                      ②発電所周辺地図（2万5千分の1）                      ③発電所周辺地図（5万分の1）                      ④市町村市街図</p> </td></tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td><td> <p>(1) 大飯発電所気象関係資料                      ①気象観測データ                      (2) 緊急モニタリング資料                      ①空間線量モニタリング配置図                      ②環境試料サンプリング位置図                      ③環境モニタリング測定データ                      (3) 大飯発電所設備資料                      ①主要系統模式図                      ②原子炉設置(変更)許可申請書                      ③系統図                      ④プラント配置図                      ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図                      ⑥プラント主要設備概要                      ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">※資料類は全て緊急時対策所に配備</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	<p>(1) 緊急時対応組織資料                      ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画                      ②大飯発電所保安規定                      ③原子力防災規程                      ④非常時の措置通達                      ⑤原子力防災業務要綱                      ⑥大飯発電所事故時操作所則                      ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      (2) 緊急時通信連絡体制資料                      ①原子力防災組織要員名簿等</p>	2. 社会環境に関する資料	<p>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料                      ①方位別人口分布図                      ②集落別人口分布図                      ③市町村人口表                      (2) 大飯発電所周辺環境資料                      ①発電所周辺航空写真                      ②発電所周辺地図（2万5千分の1）                      ③発電所周辺地図（5万分の1）                      ④市町村市街図</p>	3. 放射能影響測定に関する資料	<p>(1) 大飯発電所気象関係資料                      ①気象観測データ                      (2) 緊急モニタリング資料                      ①空間線量モニタリング配置図                      ②環境試料サンプリング位置図                      ③環境モニタリング測定データ                      (3) 大飯発電所設備資料                      ①主要系統模式図                      ②原子炉設置(変更)許可申請書                      ③系統図                      ④プラント配置図                      ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図                      ⑥プラント主要設備概要                      ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</p>	※資料類は全て緊急時対策所に配備				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図                      ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)                      ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td></tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td></tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ                      ① 統計処理データ                      ② 毎時観測データ</td></tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ                      ① 空間線量モニタリング配置図                      ② 環境試料サンプリング位置図                      ③ 環境モニタリング測定データ</td></tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ                      ① 方位別人口分布図                      ② 集落の人口分布図                      ③ 市町村人口表                      ④ 市町村市街図</td></tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td></tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td></tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図                      ① 系統図                      ② プラント配置図</td></tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td></tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td></tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td></tr> <tr> <td>12. 規定期類                      ① 原子炉施設保安規定                      ② 原子力事業者防災業務計画</td></tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td></tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td></tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規定期類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	
種類	資料名																												
1. 組織及び体制に関する資料	<p>(1) 緊急時対応組織資料                      ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画                      ②大飯発電所保安規定                      ③原子力防災規程                      ④非常時の措置通達                      ⑤原子力防災業務要綱                      ⑥大飯発電所事故時操作所則                      ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      (2) 緊急時通信連絡体制資料                      ①原子力防災組織要員名簿等</p>																												
2. 社会環境に関する資料	<p>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料                      ①方位別人口分布図                      ②集落別人口分布図                      ③市町村人口表                      (2) 大飯発電所周辺環境資料                      ①発電所周辺航空写真                      ②発電所周辺地図（2万5千分の1）                      ③発電所周辺地図（5万分の1）                      ④市町村市街図</p>																												
3. 放射能影響測定に関する資料	<p>(1) 大飯発電所気象関係資料                      ①気象観測データ                      (2) 緊急モニタリング資料                      ①空間線量モニタリング配置図                      ②環境試料サンプリング位置図                      ③環境モニタリング測定データ                      (3) 大飯発電所設備資料                      ①主要系統模式図                      ②原子炉設置(変更)許可申請書                      ③系統図                      ④プラント配置図                      ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図                      ⑥プラント主要設備概要                      ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</p>																												
※資料類は全て緊急時対策所に配備																													
資料名																													
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																													
2. 発電所周辺航空写真パネル																													
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																													
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																													
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																													
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																													
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																													
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																													
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																													
10. プラント主要設備概要																													
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																													
12. 規定期類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																													
13. 事故時操作手順書類																													
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。</li> <li>・放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。</li> <li>・原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用ができない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。</li> </ul> <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。</li> <li>・具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。</li> <li>・当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。</li> <li>・このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。</li> </ul>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違 (女川実績の反映) 表 5.2-3 に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</li> </ul>					
<p>&lt;参考&gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>           ・測定範囲 : <math>1 \mu\text{Sv/h} \sim 300\text{mSv/h}</math>            ・電 源 : 乾電池(単3形電池)4本            【連続80時間以上】         </td><td>           ・測定範囲 : <math>0 \sim 3 \times 10^5 \text{ cpm}</math>            ・電 源 : 乾電池(単2形電池)4本            【連続100時間以上】         </td></tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			・測定範囲 : $1 \mu\text{Sv/h} \sim 300\text{mSv/h}$ ・電 源 : 乾電池(単3形電池)4本 【連続80時間以上】	・測定範囲 : $0 \sim 3 \times 10^5 \text{ cpm}$ ・電 源 : 乾電池(単2形電池)4本 【連続100時間以上】		
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ							
・測定範囲 : $1 \mu\text{Sv/h} \sim 300\text{mSv/h}$ ・電 源 : 乾電池(単3形電池)4本 【連続80時間以上】	・測定範囲 : $0 \sim 3 \times 10^5 \text{ cpm}$ ・電 源 : 乾電池(単2形電池)4本 【連続100時間以上】							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉			泊川原子力発電所2号炉			泊川原子力発電所3号炉			相違理由																																																																										
(6) その他の資機材等  【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。			(4) その他資機材等 緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。			(4) その他資機材等 緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に以下の資機材等を配備する。			【大飯】 ・表題の相違 【女川】 ・資機材配備箇所の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【大飯】【女川】 ・資機材名称の相違																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～25%</li> <li>測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：19%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul> </td> <td>3台<sup>#1</sup></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul> </td> <td>3台<sup>#1</sup></td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間以上</li> </ul> </td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>			名称	仕様等	台数	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～25%</li> <li>測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：19%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>#1</sup>	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul>	3台 <sup>#1</sup>	プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間以上</li> </ul>	2台	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>配備数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul> </td> <td>2台<sup>#1</sup></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散型赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul> </td> <td>2台<sup>#1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲食等</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。  残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。  簡易トイレ</td> <td>2,100食<sup>#2</sup> 1,400本<sup>#3</sup> (1.5リットル)</td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>よう素剤</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>4,900個<sup>#4</sup></td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>初日に2錠、2日目以降は1錠／1日服用する。</td> <td>800錠<sup>#5</sup></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>			名称	仕様等	配備数量	保管場所	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	2台 <sup>#1</sup>	緊急時対策所	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散型赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul>	2台 <sup>#1</sup>		一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式		社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式		飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。  残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。  簡易トイレ	2,100食 <sup>#2</sup> 1,400本 <sup>#3</sup> (1.5リットル)	資機材保管エリア、緊急時対策所	よう素剤	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 <sup>#4</sup>	資機材保管エリア、緊急時対策所		初日に2錠、2日目以降は1錠／1日服用する。	800錠 <sup>#5</sup>	緊急時対策所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul> </td> <td>4台<sup>#1</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間</li> </ul> </td> <td>8台<sup>#6</sup></td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>食料等</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。</td> <td>2,520食<sup>#6</sup> 1,680L<sup>#7</sup></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、簡易トイレを配備する。</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>安定よう素剤</td> <td>1人あたり2錠×7日分＋余裕を配備する。</td> <td>2000錠</td> </tr> </tbody> </table>			名称	仕様等	数量	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul>	4台 <sup>#1</sup>	可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間</li> </ul>	8台 <sup>#6</sup>	一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 <sup>#6</sup> 1,680L <sup>#7</sup>	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、簡易トイレを配備する。	2式	安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分＋余裕を配備する。	2000錠	※1：予備を含む。 ※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食 ※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本） ※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回／1日×7日）=4,900個 ※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠／1日×6日）=800錠 ※6：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台） ※7：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台 ※8：120名×3食×7日 ※9：120名×4本×0.5L×7日
名称	仕様等	台数																																																																																	
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～25%</li> <li>測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：19%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>#1</sup>																																																																																	
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul>	3台 <sup>#1</sup>																																																																																	
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台																																																																																	
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間以上</li> </ul>	2台																																																																																	
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式																																																																																	
名称	仕様等	配備数量	保管場所																																																																																
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	2台 <sup>#1</sup>	緊急時対策所																																																																																
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散型赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul>	2台 <sup>#1</sup>																																																																																	
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																																																																																	
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																																																																																	
飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。  残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。  簡易トイレ	2,100食 <sup>#2</sup> 1,400本 <sup>#3</sup> (1.5リットル)	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																																
よう素剤	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 <sup>#4</sup>	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																																
	初日に2錠、2日目以降は1錠／1日服用する。	800錠 <sup>#5</sup>	緊急時対策所																																																																																
名称	仕様等	数量																																																																																	
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul>	4台 <sup>#1</sup>																																																																																	
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリ式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：10時間</li> </ul>	8台 <sup>#6</sup>																																																																																	
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																																																																																	
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																																																																																	
食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 <sup>#6</sup> 1,680L <sup>#7</sup>																																																																																	
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、簡易トイレを配備する。	2式																																																																																	
安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分＋余裕を配備する。	2000錠																																																																																	

※1 予備2台を含む

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>仕様等</th><th>容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上 (酸素欠乏症防止規則を準拠)</li> </ul> </td><td>3台<sup>※1</sup></td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR)</li> <li>管理目標：0.5%以下 (事務所衛生基準規則を準拠)</li> </ul> </td><td>3台<sup>※1</sup></td></tr> <tr> <td>一般テレビ 回線、機器)</td><td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線、機器) を配備する。</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>社内パソコン 回線、機器)</td><td>社内情報共有必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>飲食料</td><td> <p>ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。</p> <p>残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。</p> </td><td>             3,780食<sup>※2</sup>              2,520本<sup>※3</sup>              (1.5リットル)           </td><td></td></tr> <tr> <td>簡易トイレ</td><td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td><td>初日に2錠、二日目以降は1錠／一日服用する。</td><td>1,440錠<sup>※4</sup></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上 (酸素欠乏症防止規則を準拠)</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR)</li> <li>管理目標：0.5%以下 (事務所衛生基準規則を準拠)</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>	一般テレビ 回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線、機器) を配備する。	1式		社内パソコン 回線、機器)	社内情報共有必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式		飲食料	<p>ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。</p> <p>残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。</p>	3,780食 <sup>※2</sup> 2,520本 <sup>※3</sup> (1.5リットル)		簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式		ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠／一日服用する。	1,440錠 <sup>※4</sup>				
名称	仕様等	容量																														
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上 (酸素欠乏症防止規則を準拠)</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																														
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR)</li> <li>管理目標：0.5%以下 (事務所衛生基準規則を準拠)</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																														
一般テレビ 回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線、機器) を配備する。	1式																														
社内パソコン 回線、機器)	社内情報共有必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式																														
飲食料	<p>ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。</p> <p>残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことができる。</p>	3,780食 <sup>※2</sup> 2,520本 <sup>※3</sup> (1.5リットル)																														
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																														
ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠／一日服用する。	1,440錠 <sup>※4</sup>																														

※1：予備を含む。

※2：180名 (1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕) ×7日

×3食

※3：180名 (1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕) ×7日

×2本 (1.5リットル/本)

※4：180名 (1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕) × (初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について

(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 <sup>#1</sup>	最低必要数 <sup>#2</sup>	最低必要数 <sup>#3</sup> の根拠
発電所内外 衛星電話設備	衛星電話設備(京設)	9台	5台	号機班3台(6.7号炉中央制御室連絡用2台、停止号炉中央制御室連絡用1台)、連絡班1台、会話1台
	衛星電話設備(可搬型)	15台	3台	共用(モニタリングバー等)
施電所内 電力保安連絡用電話設備	固定電話機	19台	4台	号機班(8号炉)2台(中央制御室連絡用)、号機班(7号炉)2台(中央制御室連絡用)
	FAX	2台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台、7号炉中央制御室連絡用1台
送受話器	ハンドセット	2台	1台	所内連絡用
	スピーカー	2台	1台	
相機連絡設備	無線連絡設備(京設)	1台	4台	後田頭現場連絡用1台
	無線連絡設備(可搬型)	90台	18台	現場連絡用18台
携帯型音声呼出電話装置	携帯型音声呼出電話機	6台	4台	対策本部2台、待機場所2台、予備2台
	中継用ケーブルドーム	2台	2台	対策本部-待機場所間の通信連絡用2台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備	5台	5台	屋外からの連絡用3台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉中核制御室各1台
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話(有線系)	1台	1台
		IP電話(無線系)	4台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP電話(衛星系)	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX(有線系)	1台	1台
		IP-FAX(衛星系)	1台	発電所内外連絡用 共用
衛星電話設備(社内向)	衛星社内電話機	4台	4台	本社連絡用
	テレビ会議システム(社内向)	1台	1台	社内外会議用
テレビ会議システム(社外向)	テレビ会議システム(社外向)	1台	1台	社内外会議用
専用電話設備(自由体化向)		7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

\*1:予備を含む(今後、訓練等で見直しを行う)

\*2:今後、訓練等で見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について  
(1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について

緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量

通信種別	主要設備	数量 <sup>#1</sup>	最低必要数 <sup>#2</sup>	最低必要数 <sup>#3</sup> の根拠
施電所内外	電力保安連絡用電話設備 <sup>#1</sup>	固定電話機	12台	本部5台、情報班1台、統括班1台、広報班1台、技術班1台、放射線監視班1台、保修班1台、発電管理班1台
		FHS端末	12台	
		FAX	1台	社内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	4台	社内連絡用2台、社外連絡用1台
		衛星電話設備(携帯型)	10台	共用(放射線監視車連絡用等)
発電所内	送受話器	ハンドセット	2台	1台
		スピーカー	2台	1台
	移動無線設備	移動無線設備(固定型)	1台	放射線監視車連絡用
		無線連絡設備(固定型)	4台	1台
	無線連絡設備	無線連絡設備(携帯型)	38台	現場連絡用19台
	電力保安連絡用電話設備 <sup>#1</sup>	衛星電話設備(固定型)	1台	1台
		社内テレビ会議システム	1台	社内会議用
		テレビ会議システム(有線系)	1台	社内会議用
		IP電話(地上系)	4台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話(衛星系)	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX(地上系)	2台	発電所内外連絡用
		IP-FAX(衛星系)	1台	発電所内外連絡用
	加入電話設備	固定電話	2台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	
	専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		専用電話設備(FAX)	7台	
施電所外	加入電話設備	加入電話機	12台	固定電話機又はFAX端末12台
		加入FAX	1台	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備(地方公共団体専用ホットライン)	専用電話設備(地方公共団体専用ホットライン)	10台	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

\*1:局端加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

\*2:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)

\*3:今後、訓練等で見直しを行う。

泊発電所3号炉

相違理由

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について  
(1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の通信連絡設備の必要な容量

場所	通信種別	主要設備	数量 <sup>#1</sup>	最低必要数量 <sup>#2</sup>	最低必要数量 <sup>#3</sup> の根拠
発電所内外	電力保安連絡用電話設備 <sup>#1</sup>	保安電話(固定)(#3)	8台	8台	発電所内外連絡用
		保安電話(FAX)	1台	1台	発電所内外連絡用
	衛星電話設備(固定型)	3台	3台	発電所内外連絡用	
	衛星電話設備(携帯型)	10台	10台	共用(給油作業等)	
	運転指令設備	1台	1台	発電所内外連絡用	
	無線連絡設備(固定型)	1台	1台	発電所内外連絡用	
	移動無線設備	1台	1台	放射線測定車連絡用	
	インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用	
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	
指揮所	衛星電話設備	衛星電話設備(FAX)	1台	1台	社外連絡用
	社内テレビ会議システム	1台	1台	社内会議用	
	テレビ会議システム	1台	1台	社内外会議用	
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話(地上系)	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話(衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX(地上系)	2台	1台	発電所内外連絡用
		IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用
	加入電話設備	固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	—	
	専用電話設備	専用電話設備(固定型)	7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		専用電話設備(FAX)	7台	—	
待機所	電力保安連絡用電話設備	保安電話(固定)(#3)	1台	1台	発電所内連絡用
	運転指令設備	1台	1台	発電所内連絡用	
	無線連絡設備(携帯型)	4台	2台	発電所内連絡用2台	
	インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用	
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	

・設計の相違

泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2棟構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SIPBS伝送装置)</th> <th>通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線 衛星系 回線</td> <td>5Mbps 384kbps</td> <td>2,380bps 294kbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分) 2,280bps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>84kbps (1～3号炉分) 210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SIPBS伝送装置)	通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線 衛星系 回線	5Mbps 384kbps	2,380bps 294kbps	84kbps (1～3号炉分) 2,280bps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)					84kbps (1～3号炉分) 210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線 容量</th> <th>データ伝送</th> <th>通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系回線 衛星系回線</td> <td>5Mbps 384kbps</td> <td>2,5Mbps 215kbps</td> <td>4,4kbps (1～3号炉分) 2,4Mbps 210kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線 衛星系回線	5Mbps 384kbps	2,5Mbps 215kbps	4,4kbps (1～3号炉分) 2,4Mbps 210kbps	<p>【女川】 ・設備の相違（相違理由⑪）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SIPBS伝送装置)	通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																								
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線 衛星系 回線	5Mbps 384kbps	2,380bps 294kbps	84kbps (1～3号炉分) 2,280bps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																								
				84kbps (1～3号炉分) 210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																								
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信速度 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																								
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線 衛星系回線	5Mbps 384kbps	2,5Mbps 215kbps	4,4kbps (1～3号炉分) 2,4Mbps 210kbps																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料7  7. 安全パラメータ表示システム(S P D S)について (1) 安全パラメータ表示システム(S P D S)にて確認できるパラメータについて  緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。(SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)  【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> において、データを確認することができる。 通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。	5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて  緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。  緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認することができる。  通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送している主な※パラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。	5.4 安全パラメータ表示システム(S P D S)のデータ伝送概要とパラメータについて  3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。  3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。  通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送しているパラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。	【大飯】・記載内容の相違(女川審査実績の反映)  【女川】・設備の相違(相違理由①) システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。  【女川】・設備の相違(相違理由②) 【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)  【女川】・設備の相違(相違理由①) 【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)  【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)  【女川】・記載充実(大飯参照) 【大飯】・設備表現の相違  【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)
安全パラメータ表示システム(S P D S)へのデータ入力について は、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、N I S盤、R M S盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。	各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分(1分周期)のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。 ※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。	データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置する。 バックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各パラメータは、データ収集計算機に2週間分(1分周期)のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。	【女川】・記載充実(大飯参照) 【大飯】・設備表現の相違  【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことが出来るよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① 2号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「<b>使用済燃料プール</b>の状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を發揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>(例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。)</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。</p> <p>また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① 3号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「<b>使用済燃料ビット</b>の状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を發揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>(例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。)</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用／収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。</p> <p>また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>示用）は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p><b>【女川】・設備名称の相違</b></p> <p><b>【女川】・設備名称の相違</b></p> <p><b>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</b></p>

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所 3／4号炉

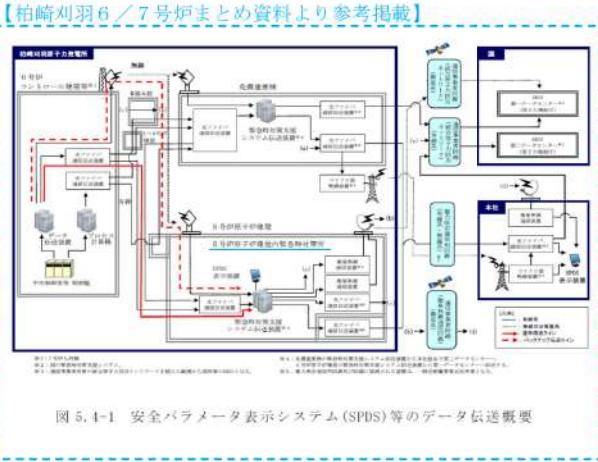


図 5.4-1 安全パラメータ表示システム(SPDs)等のデータ伝送概要

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS へ 伝送している パラメータ	バックアップ 対応パラメータ
伊心反応度 の状態確認	中性子束	出力割合中性子束/チャネル数 平均値	○	□
		中性子束中性子束	○	□
		中性子束割合中性子束	○	□
		出力割合中性子束	○	□
伊心活性部 の状態確認	加圧器水位	加圧器水位	○	○
	1 沸騰抑制材圧力	A ハーフ 1 沸騰抑制材圧力	○	○
		C ハーフ 1 沸騰抑制材圧力	○	○
	原子炉水位	原子炉水位	○	○
		A ハーフ 1 沸騰抑制材底面温度(広幅)	○	○
		B ハーフ 1 沸騰抑制材底面温度(広幅)	○	○
		C ハーフ 1 沸騰抑制材底面温度(広幅)	○	○
		D ハーフ 1 沸騰抑制材底面温度(広幅)	○	○
	1 次冷却材温度 (広幅)	A ハーフ 1 次冷却材底面温度(広幅)	○	○
		B ハーフ 1 次冷却材底面温度(広幅)	○	○
		C ハーフ 1 次冷却材底面温度(広幅)	○	○
		D ハーフ 1 次冷却材底面温度(広幅)	○	○

=DB

表 5.4-1 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目 項	初期パラメータ	IPB パラメータ	IRIS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
	APRM (A) ~ (E) [單数]	○	○	○
	APRM (A) 1~10	○	-	○
	APRM (B) 1~10	○	-	○
	APRM (C) 1~10	○	-	○
	APRM (D) 1~10	○	-	○
	APRM (E) 1~10	○	-	○
	APRM (F) 1~10	○	-	○
	SRNM (A) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (B) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (C) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (D) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (E) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (F) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (G) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (H) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (A) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (B) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (C) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (D) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (E) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (F) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (G) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (H) 表面積密度	○	○	○
	SRNM (A) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (B) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (C) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (D) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (E) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (F) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (G) 繼続圧出力	○	○	○
	SRNM (H) 繼続圧出力	○	○	○
重心回復度 の状態確認	半自動操作手録入	○	○	○

図5.4-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等のデータ伝送概要

日 時	対象ルート	SPG ルート	EBS 伝送 ルート	(1)	
				ルート	ルート
計画変更箇所の状況確認	中野区駒込駅付近～東	中野区駒込駅付近～東	○	○	○
	中野区駒込駅付近～東	中野区駒込駅付近～東	○	○	○
	山手線駒込駅付近～東	田園調布駒込駅付近～東	○	○	○
	はうだ園タクシ本店	田園調布駒込駅付近～東(中野駅)	○	○	○
計画変更箇所の状況確認	A→はうだ園タクシ本店	A→はうだ園タクシ本店	○	—	○
	B→はうだ園タクシ本店	B→はうだ園タクシ本店	○	—	○
	知立水位	知立水位	○	○	○
	1次冷却剤圧力(圧城)	1次冷却剤圧力	○	○	○
	Aループ1冷却時高周波制御(圧城)	Aループ1冷却時高周波制御(圧城)	○	○	○
	Bループ1冷却時高周波制御(圧城)	Bループ1冷却時高周波制御(圧城)	○	○	○
	Cループ1冷却時高周波制御(圧城)	Cループ1冷却時高周波制御(圧城)	○	○	○
	1次冷却剤圧度(圧城～再温槽、低温槽)	Aループ1冷却時低周波制御(圧城)	○	—	○
	Bループ1冷却時低周波制御(圧城)	Bループ1冷却時低周波制御(圧城)	○	—	○
	Cループ1冷却時低周波制御(圧城)	Cループ1冷却時低周波制御(圧城)	○	—	○
計画変更箇所の状況確認	A→主蒸気ライン圧力	A→主蒸気ライン圧力	○	○	○
	B→主蒸気ライン圧力	B→主蒸気ライン圧力	○	○	○
	C→主蒸気ライン圧力	C→主蒸気ライン圧力	○	○	○
	高岡井上液槽	高岡井上液槽(アラート発生液槽)	○	○	○
	高岡井上液槽	高岡井上液槽(アラート発生液槽)	○	○	○
計画変更箇所の状況確認	余熱炉出力75%以上運転	余熱炉出力75%以上運転	○	○	○
	余熱炉出力75%以上運転	余熱炉出力75%以上運転	○	○	○
	燃料吸収用海水ピット水位	燃料吸収用海水ピット水位	○	○	○
	蒸気发生器水位(圧城)	A→蒸気发生器水位(圧城)	○	○	○
	蒸気发生器水位(圧城)	B→蒸気发生器水位(圧城)	○	○	○
計画変更箇所の状況確認	蒸気发生器水位(圧城)	C→蒸気发生器水位(圧城)	○	—	○
	A→蒸気发生器水位(廃城)	A→蒸気发生器水位(廃城)	○	—	○
	B→蒸気发生器水位(廃城)	B→蒸気发生器水位(廃城)	○	—	○
	C→蒸気发生器水位(廃城)	C→蒸気发生器水位(廃城)	○	—	○
	A→補助給水ポンプ流量	A→補助給水ポンプ流量	○	○	○
計画変更箇所の状況確認	B→補助給水ポンプ流量	B→補助給水ポンプ流量	○	○	○
	C→補助給水ポンプ流量	C→補助給水ポンプ流量	○	○	○
	補助給水ポンプ水位	補助給水ポンプ水位	○	—	○
計画変更箇所の状況確認	電網の状態(ディーゼル発電機の運転状態)	6→3 ADG遮断器	○	○	○
	内蔵荷電電池(起動用)	6→3 B DG遮断器	○	○	○
	内蔵荷電電池(起動用)	6→3 A DG遮断器	○	○	○
計画変更箇所の状況確認	サブタール復	サブタール復(アーブ)	○	○	○
	サブタール復	サブタール復(アーブ)	○	—	○

【女川】・PWR 設計の反映  
炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大飯】・記載表現の相違

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	パックアップ 対象パラメータ	= DB			
					○	○	○	○
燃料の 状態確認	伊心出口温度				○	○	○	○
	伊心出口温度(最大)				○	○	○	○
	伊心出口温度(平均)				○	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	C格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	D格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	E格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	F格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	G格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
格納容器の 状態確認	格納容器圧力				○	○	○	○
	AM側格納容器圧力				○	○	○	○
	BN側格納容器圧力				○	○	○	○
	格納容器内温度				○	○	○	○
	A格納容器再循環サンプ水位(底城)				○	○	○	○
	B格納容器再循環サンプ水位(底城)				○	○	○	○
	C格納容器再循環サンプ水位(挿城)				○	○	○	○
	D格納容器再循環サンプ水位(挿城)				○	○	○	○
	格納容器水位				○	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位				○	○	○	○
格納容器 スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量				○	○	○	○
	B格納容器スプレイ流量				○	○	○	○
	C格納容器スプレイ積算流量				○	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	C格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	D格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)				○	○	○	○
	E格納容器ガスモニタ				○	○	—	—
	F格納容器ガスモニタ				○	○	—	—
	G格納容器水素濃度				○	○	○	○

目 的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS パラメータ	(4/10)				各機器内 の状態確認
				初期 パラメータ	初期 パラメータ	パック アップ対象 パラメータ	パラメータ	
	ナビゲーションバーの水温(40°F)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 A (0~3.0%)			○	○	○	○	
	GRM水温測定 B (0~3.0%)			○	○	○	○	
	GRM水温測定 C (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 D (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 E (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 F (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 G (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 H (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 I (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 J (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 K (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 L (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 M (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 N (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 O (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 P (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 Q (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 R (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 S (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 T (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 U (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 V (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 W (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 X (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 Y (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 Z (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 AA (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 BB (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 CC (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 DD (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 EE (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 FF (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 GG (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 HH (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 II (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 JJ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 KK (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 LL (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 MM (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 NN (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 OO (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 PP (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 QQ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 RR (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 SS (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 TT (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 UU (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 VV (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 WW (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 XX (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 YY (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 ZZ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 AA (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 BB (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 CC (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 DD (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 EE (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 FF (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 GG (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 HH (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 II (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 JJ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 KK (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 LL (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 MM (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 NN (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 OO (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 PP (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 QQ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 RR (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 SS (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 TT (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 UU (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 VV (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 WW (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 XX (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 YY (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 ZZ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 AA (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 BB (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 CC (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 DD (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 EE (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 FF (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 GG (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 HH (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 II (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 JJ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 KK (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 LL (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 MM (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 NN (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 OO (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 PP (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 QQ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 RR (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 SS (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 TT (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 UU (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 VV (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 WW (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 XX (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 YY (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 ZZ (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 AA (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 BB (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 CC (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 DD (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 EE (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 FF (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 GG (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 HH (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水温測定 II (0~1.0%)			○	—	○	○	
	GRM水							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメー タ	(6/10)				相違理由
					SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	
その他 (ECCS の状態等)	A余熱除去ポンプ (低圧注入系)	○	○	—	○	○	○	○	
	B余熱除去ポンプ	○	○	—	○	○	○	○	
	ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○	○	○	○	
	原子炉トリップ 状態	全制御棒全挿入	○	○	—	○	○	○	
	S/G給水 漏れ・監視	復水器空気抽出器ガスモニタ	○	○	—	○	○	○	
	核代替給水圧 注水ポンプ流量	黒色発生器プローダウン水モニタ	○	○	—	○	○	○	
	C C W S冷却水 保有水量	核代替給水圧注水積算流量	○	○	○	○	○	○	
	海水ポンプ流量	原子炉補機冷却水サージタンク 水位	○	○	○	○	○	○	
	ほう酸タンク	Aほう酸タンク水位	○	○	○	○	○	○	
	保有水槽	Bほう酸タンク水位	○	○	○	○	○	○	
	復水ピット 保有水槽	復水ピット水位	○	○	○	○	○	○	
	放水口の放射線	放水口水マニア	○	○	○	○	○	○	
		A黒色発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	
		白黒色発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	
		C黒色発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	
		D黒色発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	
		A黒色発生器補助給水流量	○	○	○	○	○	○	
		B黒色発生器補助給水流量	○	○	○	○	○	○	
		C黒色発生器補助給水流量	○	○	○	○	○	○	
		D黒色発生器補助給水流量	○	○	○	○	○	○	
	格納容器 スプレイポンプ の状態	A格納容器スプレイポンプ	○	○	—	○	○	○	
		日格納容器スプレイポンプ	○	○	—	○	○	○	

=DB

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	(7/10)				相違理由
					SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	
運転の操作 機能	風向(ソブリーノード)	○	○	○	○	○	○	○	
	風向(標準範囲)	○	○	○	○	○	○	○	
	風速(ソブリーノード)	○	○	○	○	○	○	○	
	風速(標準範囲)	○	○	○	○	○	○	○	
	大気密度	○	○	○	○	○	○	○	
	可燃型ヒュミングボスト1最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト2最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト3最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト4最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト5最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト6最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト7最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト8最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト9最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト10最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	可燃型ヒュミングボスト11最高レンジ	○	—	—	○	—	—	—	
	風向(初期型)	○	—	—	○	—	—	—	
	風速(初期型)	○	—	—	○	—	—	—	
	大気密度(初期型)	○	—	—	○	—	—	—	

※：バックアップ伝送ラインを絶えさせず、現行の表示範囲にて複数である。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

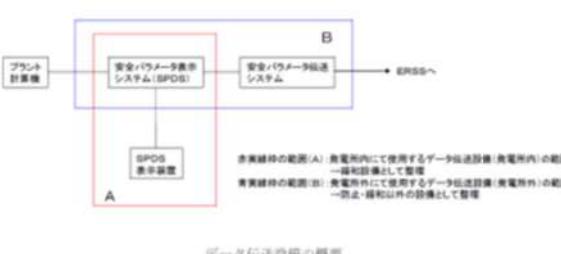
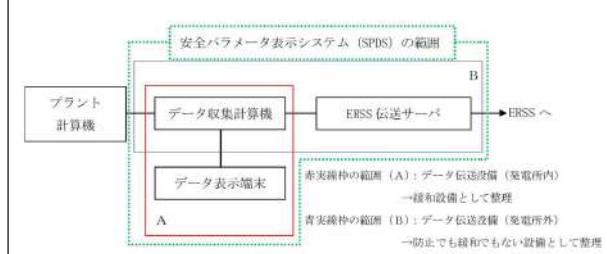
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下図に示す。</p> 	<p>【女川】・記載充実 （大飯参照） 【大飯】・記載方針の相違 泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理についても大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料9			
9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について	5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について	5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について	【大飯】 記載表現の相違
ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠とするための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。	ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。	ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消防要員8名を加えた合計83名を想定している。	【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。	なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	【大飯】 ・記載表現の相違
(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他	(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	【大飯】 ・要員名称相違
なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	なお、この要員数を最大として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	なお、この要員数を最大として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	【大飯】 ・記載表現の相違
要員 考え方 人数 合計	要員 考え方 人数 合計	要員 考え方 人数 合計	【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)
本部要員 3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。 各班員 本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	各班員 本部長ほか 各班員・班員 交替要員	各班員 本部長ほか 各班員・班員 交替要員	各班員 本部長ほか 各班員・班員 交替要員
40名 69名	5名 13名 18名	36名 41名 24名	

要員	考え方	人数	合計
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名
各班員・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班員、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																			
(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員		(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員		(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員		【大飯】 ・表題の相違																																																			
<p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>		<p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p>		<p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>		【女川】 ・記載方針の相違 【大飯】 ・設備名称の相違																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から避難し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>		要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から避難し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 重大事故等対応要員</td> <td>電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去 放射性物質拡散抑制対応要員</td> <td>4名 9名 2名 2名 6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェックングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		要員	考え方	人数	合計	運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 重大事故等対応要員	電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去 放射性物質拡散抑制対応要員	4名 9名 2名 2名 6名		ミニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェックングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転班員 放射性物質拡散抑制対応要員</td> <td>・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転班員 復旧班員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等 ・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>7名 2名</td> <td>31名</td> </tr> <tr> <td>事務局員 災害対策要員</td> <td>・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>2名 4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放管班員 モニタリング要員</td> <td>・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		要員	考え方	人数	合計	運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名		運転班員 放射性物質拡散抑制対応要員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名		運転班員 復旧班員	・運転員、運転班員の操作支援等 ・アクセスルートのがれき撤去	7名 2名	31名	事務局員 災害対策要員	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	2名 4名		放管班員 モニタリング要員	・作業現場のモニタリング等	4名		【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。
要員	考え方	人数	合計																																																						
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																						
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から避難し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																							
要員	考え方	人数	合計																																																						
運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																						
保修班 重大事故等対応要員	電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去 放射性物質拡散抑制対応要員	4名 9名 2名 2名 6名																																																							
ミニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェックングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																							
要員	考え方	人数	合計																																																						
運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に避難するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名																																																							
運転班員 放射性物質拡散抑制対応要員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名																																																							
運転班員 復旧班員	・運転員、運転班員の操作支援等 ・アクセスルートのがれき撤去	7名 2名	31名																																																						
事務局員 災害対策要員	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	2名 4名																																																							
放管班員 モニタリング要員	・作業現場のモニタリング等	4名																																																							
<p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要な都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>		<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要な都度運用の改善を図っていく。</p>		<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要な都度運用の改善を図っていく。</p>		【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。																																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p><b>女川原子力発電所</b> 原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)</p>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p><b>泊発電所</b> 原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次表に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月より抜粋)</p>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	原子力緊急事態体制	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制名称の相違</li> </ul>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	原子力緊急事態体制																		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>表5.6-2 警戒事象発生の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>警戒事象を判断する基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 般地境界付近の放射線量の上昇</td><td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。</td></tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td><td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td></tr> <tr> <td>③AL21 原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えい</td><td>原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えいが起きたとき、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</td></tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td><td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td><td>原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>⑥M25 全交流電源喪失のおそれ</td><td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td></tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できること。</td></tr> <tr> <td>⑩AL42 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</td><td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td><td>原子炉制御室他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性があること。</td></tr> <tr> <td>⑫AL52 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td><td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td><td>重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号))第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同様に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td></tr> <tr> <td>⑭外的な事象による原子炉施設への影響</td><td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td></tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 般地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えい	原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えいが起きたとき、定められた時間内に定められた措置を実施できること。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥M25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できること。	⑩AL42 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性があること。	⑫AL52 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号))第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同様に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	⑭外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 合3年10月 別表2-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準(警戒事象に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11)。 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。 原子炉冷却材の漏えい(AL21)。 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 蒸気発生器給水機能喪失(oそれ)(AL24)。 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 非常用交流電源障壁喪失又は喪失のおそれ(AL25)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL26)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL27)。 外部電源喪失が3時間以上継続すること。 停止中の原子炉冷却障壁の一部喪失(AL29)。 原子炉の停止中に当該原子炉から廃留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)。 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 第一階壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42)。 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失のおそれ(AL51)。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失(実用発電用原子炉及びその附屬施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 国内外通信接続機能の一部喪失(AL52)。 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失(oそれ)(AL53)。 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。 外的現象による影響(地震)。 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。 外的現象による影響(津波)。 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。 重要な施設等(オンサイト統括補佐)。 オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。 外的現象による影響(設計基準超過)。 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。 外的現象による影響(委員長判断)。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準(警戒事象に該当する事象)	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11)。 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。 原子炉冷却材の漏えい(AL21)。 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 蒸気発生器給水機能喪失(oそれ)(AL24)。 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 非常用交流電源障壁喪失又は喪失のおそれ(AL25)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL26)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL27)。 外部電源喪失が3時間以上継続すること。 停止中の原子炉冷却障壁の一部喪失(AL29)。 原子炉の停止中に当該原子炉から廃留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)。 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 第一階壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42)。 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失のおそれ(AL51)。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失(実用発電用原子炉及びその附屬施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 国内外通信接続機能の一部喪失(AL52)。 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失(oそれ)(AL53)。 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。 外的現象による影響(地震)。 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。 外的現象による影響(津波)。 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。 重要な施設等(オンサイト統括補佐)。 オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。 外的現象による影響(設計基準超過)。 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。 外的現象による影響(委員長判断)。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p><b>【女川】</b> ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																		
①AL01 般地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。																																		
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																		
③AL21 原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えい	原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24)に規定する保安規定期をおこなった際の原子炉停止機能の漏えいが起きたとき、定められた時間内に定められた措置を実施できること。																																		
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																		
⑤AL23 原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主発電機による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から廃熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																		
⑥M25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																		
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																		
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																		
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できること。																																		
⑩AL42 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																		
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性があること。																																		
⑫AL52 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																		
⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号))第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同様に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。																																		
⑭外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																		
連絡基準(警戒事象に該当する事象)																																			
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11)。 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。 原子炉冷却材の漏えい(AL21)。 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 蒸気発生器給水機能喪失(oそれ)(AL24)。 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 非常用交流電源障壁喪失又は喪失のおそれ(AL25)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL26)。 非常用交流母線障壁喪失又は喪失のおそれ(AL27)。 外部電源喪失が3時間以上継続すること。 停止中の原子炉冷却障壁の一部喪失(AL29)。 原子炉の停止中に当該原子炉から廃留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)。 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 第一階壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42)。 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失のおそれ(AL51)。 原子炉制御室及び原子炉制御室外の機能喪失(実用発電用原子炉及びその附屬施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 国内外通信接続機能の一部喪失(AL52)。 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失(oそれ)(AL53)。 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。 外的現象による影響(地震)。 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。 外的現象による影響(津波)。 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。 重要な施設等(オンサイト統括補佐)。 オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。 外的現象による影響(設計基準超過)。 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。 外的現象による影響(委員長判断)。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td><td>(1) 放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値を算出して得た数値が5μSv以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ。原子炉格納容器内旁路気放熱モニタおよび燃料取替エア放射線モニタ。 b. 当該数値が落差の際に検出された場合。 (2) 放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるとき。当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転率とのための施設の周辺において、中性子源が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可変式計測器により測定した中性子の放射線量とを合算して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。</td></tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td><td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td></tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td><td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td></tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td><td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値。 b. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得た値に対する割合の和が1となるような他の放射性物質の濃度の値。 c. 検出された放射性物質の種類が明かでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかな放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値。</td></tr> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td><td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</td></tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形態による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</td></tr> <tr> <td>⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td><td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</td></tr> <tr> <td>⑧SE08 原子炉注水機能喪失の発生</td><td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td></tr> <tr> <td>⑨SE09 残留熱除去機能の喪失</td><td>原子炉の運転中に主沸水器より当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td></tr> <tr> <td>⑩SE10 全交流母線の30分以上喪失</td><td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1) 放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値を算出して得た数値が5μSv以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ。原子炉格納容器内旁路気放熱モニタおよび燃料取替エア放射線モニタ。 b. 当該数値が落差の際に検出された場合。 (2) 放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるとき。当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転率とのための施設の周辺において、中性子源が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可変式計測器により測定した中性子の放射線量とを合算して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値。 b. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得た値に対する割合の和が1となるような他の放射性物質の濃度の値。 c. 検出された放射性物質の種類が明かでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかな放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値。	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形態による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE08 原子炉注水機能喪失の発生	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE09 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主沸水器より当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE10 全交流母線の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-2 泊発電所第10条第1項に基づく通報基準(1/3) より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇(SF01)</td><td>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一回は2以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。 ・ただし、落差のときに検出された場合は排気筒モニタ及びエアモニタリング設備並びにこれらに上り検出された数値が異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因が直ちに原子炉規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二つは2以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</td></tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF02)</td><td>排気筒その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。</td></tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF03)</td><td>放射能その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。</td></tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF04)</td><td>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分間に上継続して検出したとき。</td></tr> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF05)</td><td>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。</td></tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生(SF06)</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</td></tr> <tr> <td>⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SF07)</td><td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</td></tr> <tr> <td>⑧SE08 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</td><td>蒸気発生器給水機能の喪失(Se4)。</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇(SF01)	原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一回は2以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。 ・ただし、落差のときに検出された場合は排気筒モニタ及びエアモニタリング設備並びにこれらに上り検出された数値が異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因が直ちに原子炉規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二つは2以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。	②SE02 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF02)	排気筒その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF03)	放射能その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF04)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分間に上継続して検出したとき。	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生(SF06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SF07)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE08 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	蒸気発生器給水機能の喪失(Se4)。	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表構成の相違</li> </ul>
略称	法令																																											
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1) 放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値を算出して得た数値が5μSv以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ。原子炉格納容器内旁路気放熱モニタおよび燃料取替エア放射線モニタ。 b. 当該数値が落差の際に検出された場合。 (2) 放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるとき。当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転率とのための施設の周辺において、中性子源が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可変式計測器により測定した中性子の放射線量とを合算して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。																																											
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																																											
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																																											
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値。 b. 検出された放射性物質の種類が明かで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得た値に対する割合の和が1となるような他の放射性物質の濃度の値。 c. 検出された放射性物質の種類が明かでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかな放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値。																																											
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上に放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。																																											
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形態による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。																																											
⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。																																											
⑧SE08 原子炉注水機能喪失の発生	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																																											
⑨SE09 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主沸水器より当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																																											
⑩SE10 全交流母線の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																											
略称	法令																																											
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇(SF01)	原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一回は2以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。 ・ただし、落差のときに検出された場合は排気筒モニタ及びエアモニタリング設備並びにこれらに上り検出された数値が異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因が直ちに原子炉規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二つは2以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。																																											
②SE02 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF02)	排気筒その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。																																											
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SF03)	放射能その他のこれらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子炉規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間に上継続して検出したとき。																																											
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF04)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分間に上継続して検出したとき。																																											
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SF05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。																																											
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故の発生(SF06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。																																											
⑦SE07 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SF07)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。																																											
⑧SE08 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	蒸気発生器給水機能の喪失(Se4)。																																											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月)</p> <p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(3/3) 法令</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>④SE27 直流電源の部分喪失</td><td>非常用直流母線が一となる場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上維持すること。 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td></tr> <tr> <td>④SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</td><td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td></tr> <tr> <td>④SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないがある場合において、当該貯蔵槽の水位を維持できること。</td></tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射性燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>④SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に於いて想定される上昇率を超えること。</td></tr> <tr> <td>④SE42 2つの隔壁の喪失又は喪失可能性</td><td>燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の隔壁もしくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>④SE43 原子炉格納容器圧力遮がし装置の使用</td><td>原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力遮がし装置を使用すること。</td></tr> <tr> <td>④SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td><td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に障害が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>④SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td><td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>④SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td><td>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>④SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること。警報物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td></tr> <tr> <td>②XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td><td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td></tr> <tr> <td>②ASF62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td><td>事業所外運搬の場合は、水災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td></tr> </tbody> </table>	④SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となる場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上維持すること。 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	④SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	④SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないがある場合において、当該貯蔵槽の水位を維持できること。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射性燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	④SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に於いて想定される上昇率を超えること。	④SE42 2つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の隔壁もしくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。	④SE43 原子炉格納容器圧力遮がし装置の使用	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力遮がし装置を使用すること。	④SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に障害が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	④SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	④SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	④SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること。警報物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	②XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	②ASF62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合は、水災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月)</p> <p>別表2-1-2 原見法第10条第1項に基づく通報基準(3/3) より抜粋</p> <p>通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)</p> <p>原子炉制御室他の一機能喪失・警報喪失( SF51 )</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に障害が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>所外通信連絡術の全て喪失( SF52 )</p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>火災・溢水による安全機能の一部喪失( SF53 )</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>※ 安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p> <p>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生( SF55 )</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること。放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>事業所外運搬での放射線量の上昇( XSE61 )</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100 μSv/h以上の放射線量を検出したとき。(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象ため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</li> </ul> <p>事業所外運搬での放射性物質漏えい( XSE62 )</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所外運搬に使用する容器(L型、IP-1型を除く。)からの放射性物質の漏えいがあつたとき。(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象ため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</li> </ul>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表構成の相違</li> </ul>
④SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となる場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上維持すること。 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																												
④SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失																												
④SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないがある場合において、当該貯蔵槽の水位を維持できること。																												
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射性燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																												
④SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に於いて想定される上昇率を超えること。																												
④SE42 2つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の隔壁もしくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。																												
④SE43 原子炉格納容器圧力遮がし装置の使用	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力遮がし装置を使用すること。																												
④SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に障害が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																												
④SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																												
④SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																												
④SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること。警報物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																												
②XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																												
②ASF62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合は、水災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3) )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)このガムマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点においておいては10分以上連続して検出された場合に限る。)が5 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>以上である場合は放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>該当原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 <math>\text{mSv}/\text{h}</math>が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の検出が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)このガムマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点においておいては10分以上連続して検出された場合に限る。)が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上である場合は放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	該当原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 $\text{mSv}/\text{h}$ が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の検出が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3) )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の和 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該場所中に含まれていなければならぬことである放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での異常事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不確</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却却材漏えい時における非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置による注水が直ちにできないこと。</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去機能等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときには、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失</td> <td>全ての交流電源が1時間以上連続して喪失した場合において、全ての圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の和 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該場所中に含まれていなければならぬことである放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での異常事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不確	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却却材漏えい時における非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置による注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去機能等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときには、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失	全ての交流電源が1時間以上連続して喪失した場合において、全ての圧力抑制機能が喪失すること。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																												
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)このガムマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点においておいては10分以上連続して検出された場合に限る。)が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上である場合は放射線量を検出すること。																												
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	該当原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																												
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																												
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 $\text{mSv}/\text{h}$ が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の検出が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																												
略称	法令																												
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の和 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該場所中に含まれていなければならぬことである放射性物質の種類に係るものと除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値																												
⑥GE06 施設内(原子炉外)での異常事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、燃料物質が臨界状態にあること。																												
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不確	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない又は停止したことを確認することができないこと。																												
⑧GE21 原子炉冷却却材漏えい時における非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置による注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却却装置の作動を必要とする原子炉冷却却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。																												
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却却装置等による注水が直ちにできないこと。																												
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去機能等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときには、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																												
⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失	全ての交流電源が1時間以上連続して喪失した場合において、全ての圧力抑制機能が喪失すること。																												

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3) )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②GE27 全直流水源の5分以上喪失</td><td>全ての非常用直流水源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td></tr> <tr> <td>③GE28 炉心の損傷の検出</td><td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td></tr> <tr> <td>④GE29 停止中の原子炉冷却装置の完全喪失</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td></tr> <tr> <td>⑤GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</td></tr> <tr> <td>⑥GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>⑦GE41 格納容器圧力の異常上昇</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td></tr> <tr> <td>⑧GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性</td><td>燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td></tr> <tr> <td>⑨GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td><td>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷卻停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td></tr> <tr> <td>⑩GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることや放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に検出されること。</td></tr> <tr> <td>⑪GE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇</td><td>事業所外連搬の場合は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td></tr> <tr> <td>⑫GE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい</td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	②GE27 全直流水源の5分以上喪失	全ての非常用直流水源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	③GE28 炉心の損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	④GE29 停止中の原子炉冷却装置の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	⑤GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	⑥GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	⑦GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	⑧GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	⑨GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷卻停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑩GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることや放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に検出されること。	⑪GE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇	事業所外連搬の場合は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	⑫GE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい			<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
②GE27 全直流水源の5分以上喪失	全ての非常用直流水源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
③GE28 炉心の損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
④GE29 停止中の原子炉冷却装置の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
⑤GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。																										
⑥GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
⑦GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
⑧GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																										
⑨GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷卻停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
⑩GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることや放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
⑪GE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇	事業所外連搬の場合は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										
⑫GE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい																											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

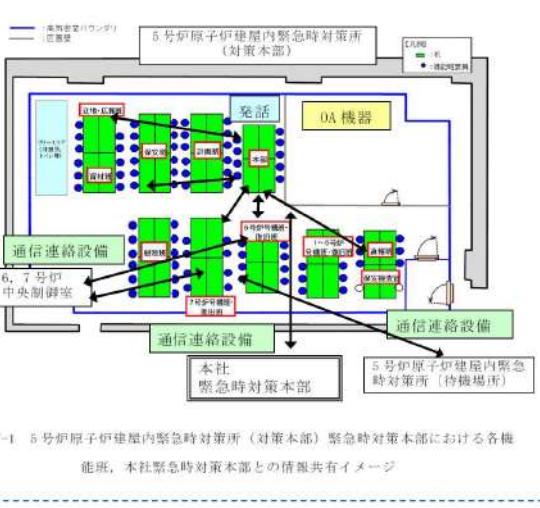
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。(図5.7-1)</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム(SPADS)や通信連絡設備を用い、発電課長からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は、SPDS表示装置によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器(パソコンコンピュータ等)内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心とし、本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>①各機能班は各自の責任と権限が予め定められており、本部内の発話や他の機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また、自班の業務に関する検討・対応にあたり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は、班員から報告を受け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は、各班長からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく (図5.7-1)。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末、又は通信連絡設備を用いて発電課長(当直)からプラント状況を逐次入手し、入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに、主要な情報について発電所対策本部内に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は、データ表示端末によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況を適宜OA機器(パソコンコンピュータ等)内の共通様式に記載することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は、副本部長、号機責任者、各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑤事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、また、技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>①各機能班は各自の責任と権限があらかじめ定められており、本部内の発話や他の機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また、自班の業務に関する検討・対応に当たり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は、班員から報告を受け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実(女川審査実績の反映)</li> </ul> <p>・組織名称の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>運転班は、発電課長(当直)から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。</p> <p>・運用の相違</p> <p>泊では事務局がホワイトボードに情報を記載する。</p> <p>・運用の相違</p> <p>班長だけでなく副本部長、号機責任者から意見等を受ける。</p> <p>・運用の相違</p> <p>事務局は発話内容をホワイトボードに入力し、OA機器内の共通様式には技術班が入力する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図5.7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)緊急時対策本部における各機能班、本社緊急時対策本部との情報共有イメージ</p> <p>④情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	 <p>【例】 ● : 本部要員 ○ : 現場要員</p> <p>図5.7-1 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	 <p>④事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	<p>【女川】 ・緊急時対策所レイアウトの相違</p> <p>注: 本レイアウトについては訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号炉責任者、各班長、事務局員等を配置している。</li> <li>各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器（パソコンコンピュータ等）内の共通様式に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</li> <li>事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示、命令、報告、業務内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通用様式等に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</li> </ul> <p>図5.7-1 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th><th>各事象に対する設計方針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び流れ水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td></tr> <tr> <td>風（台風）</td><td>風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>クラス3構造であり、巻き防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>敷地内に構内排水施設を設けて雨水を排出することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td>付近に避雷針を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>地盤に対する影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td></tr> <tr> <td>火山</td><td>降下火砕物による影響を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td>小動物の侵入に対して、屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>森林火災</td><td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを使用して影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、15m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>飛来物</td><td>原発伊丹への航空機落下確率について「実用電気用原発伊丹への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10<sup>-6</sup>回／炉・年、4号炉は約3.0×10<sup>-6</sup>回／炉・年であり、防護基準の要否を判断する基準である10<sup>-5</sup>回／炉・年を超えない。従って、航空機落下による後続の荷重を考慮する必要はなく、航空機落下による安全機能が損なうことはない。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壟</td><td>発電所の近くには、崩壟による安全施設を設けるばくようなダムはないため、ダムの崩壟による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td></tr> <tr> <td>爆発</td><td>発電所の近くには、爆発による安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td></tr> <tr> <td>人為事象</td><td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災発生時には、消防活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物ランクの火災及び航空機搭乗客による火災に伴うばく（爆発等発生時の二次的影響）に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施すること、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外因等が事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように各取入口ダボを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>船舶の衝突</td><td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び流れ水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3構造であり、巻き防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて雨水を排出することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	自然現象	付近に避雷針を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地滑り	地盤に対する影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを使用して影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、15m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原発伊丹への航空機落下確率について「実用電気用原発伊丹への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>-6</sup> 回／炉・年、4号炉は約3.0×10 <sup>-6</sup> 回／炉・年であり、防護基準の要否を判断する基準である10 <sup>-5</sup> 回／炉・年を超えない。従って、航空機落下による後続の荷重を考慮する必要はなく、航空機落下による安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壟	発電所の近くには、崩壟による安全施設を設けるばくようなダムはないため、ダムの崩壟による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発による安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	人為事象	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災発生時には、消防活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物ランクの火災及び航空機搭乗客による火災に伴うばく（爆発等発生時の二次的影響）に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施すること、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外因等が事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように各取入口ダボを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮 (1) 洪水 緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。 北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風） 緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻 緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合せた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮 (1) 洪水 緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。 玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風） 緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川） 設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条文に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。 【女川】設計の相違（相違理由⑩） 【大飯】・記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】・河川名称の相違（女川） ・設計基準値の相違（女川） ・設計基準値の相違</p>
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び流れ水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3構造であり、巻き防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に構内排水施設を設けて雨水を排出することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
自然現象	付近に避雷針を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地滑り	地盤に対する影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを使用して影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、15m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原発伊丹への航空機落下確率について「実用電気用原発伊丹への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>-6</sup> 回／炉・年、4号炉は約3.0×10 <sup>-6</sup> 回／炉・年であり、防護基準の要否を判断する基準である10 <sup>-5</sup> 回／炉・年を超えない。従って、航空機落下による後続の荷重を考慮する必要はなく、航空機落下による安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壟	発電所の近くには、崩壟による安全施設を設けるばくようなダムはないため、ダムの崩壟による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発による安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
人為事象	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10kmの範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災発生時には、消防活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物ランクの火災及び航空機搭乗客による火災に伴うばく（爆発等発生時の二次的影響）に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施すること、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外因等が事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように各取入口ダボを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</b></p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。</p> <p>想定される影響としては、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</a>に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計することで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6°C（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6°C）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないとにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等</u>へ避雷設備を設置するとともに、構内接地網を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0°C（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0°C）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないとにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、構内接地網と連接し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地場所の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準値の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準値の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準値の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準値の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準値の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため、島根原子力発電所2号炉まとめ資料より引用】</b></p> <p>(8) 地滑り・土石流</p> <p>緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>(8) 地滑り</p> <p>地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地</p> <p>緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>【女川】・設計の相違 泊ではDB 6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB 6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違 島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違 泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p>
<p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</b></p> <p>(8) 火山</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。</p> <p>緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ぼないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。</p> <p>降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p>	<p>追而【地震津波側審査の反映】 (立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合せを考慮すべき火山以外の自然現象である、風(台風)及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合せを考慮すべき火山以外の自然現象である、風(台風)及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、緊急時対策所等の建屋貫通部及び端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>
	<p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション(FARSITE)を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P.+3.22m(1960年5月24日、チリ地震津波)、朔望平均満潮位がO.P.+1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ(O.P.+3.5m)以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション(FARSITE)を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次の影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。</p> <p>本地点の最高潮位はT.P.1.00m、朔望平均満潮位がT.P.0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.10.0m)以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 ・設計方針の相違 防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物(航空機落下)</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、飛来物(航空機落下)による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物(航空機落下)</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、飛来物(航空機落下)による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計方針の相違</li> <li>立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地条件の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地条件の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

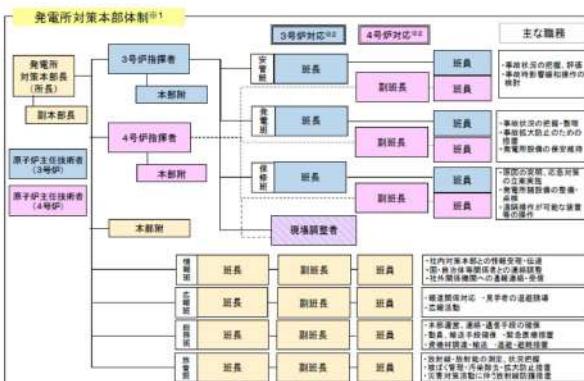
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(12) 船舶の衝突      船舶の衝突に対し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害      電磁的障害による擾乱に対し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響(ばい煙等)      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時にに対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス      有毒ガスの漏えいについては、固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸上輸送、海上輸送)からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺的主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突      船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害      電磁的障害には、サーボ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。      このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、銅製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 2次的影響(ばい煙等)      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の2次の影響であるばい煙等発生時にに対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス      有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸上輸送、海上輸送)からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺的主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突      船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害      電磁的障害には、サーボ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。      このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、銅製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p><span style="color: blue;">【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</span></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="color: #0070C0;">添付資料13</p> <p>1.3. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p>  <p>注1) 緊急時対策本部体制は、組織導入された段階をもたらし、時間変更することがある。      緊急時対策本部長は、1号炉で同時に特定部署が発令した場合、そのことの対応を明確にするよう安全管理課・発電部・総務部の基底へ指す。      本図では、便宜的に班長を3号炉対応、副班長を4号炉対応とした。</p> <p>① 情報収集・計画立案      ② 現場対応      ③ 対外対応      ④ 情報管理      ⑤ 資機材等リソース管理</p> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。</p> <p>このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>⑥ 権限委譲と自律的活動      ⑦ 戰略の策定と対応方針の確認</p> <p>技術班長は、発電所対策本部長のプレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。</p> <p>発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能ごとの整理</li> </ul> <p>まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集・計画立案</li> <li>(2) 現場対応</li> <li>(3) 対外対応</li> <li>(4) 情報管理</li> <li>(5) 資機材等リソース管理</li> </ul> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。</p> <p>このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>⑥ 権限委譲と自律的活動</p> <p>あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることがある。</p> <p>⑦ 戰略の策定と対応方針の確認</p> <p>技術班長は、発電所対策本部長のプレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。</p> <p>発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能ごとの整理</li> </ul> <p>まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集・計画立案</li> <li>(2) 現場対応</li> <li>(3) 情報管理</li> <li>(4) 資機材等リソース管理・社外対応</li> </ul> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。</p> <p>このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>⑥ 権限委譲と自律的活動</p> <p>あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることがある。</p> <p>⑦ 戰略の策定と対応方針の確認</p> <p>技術班長は、発電所対策本部長のプレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>【大飯】      記載方針の相違      (女川記載に統一)</p> <p>【女川】      ・体制の相違      発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である<b>1号及び3号炉</b>の対応については、各号炉の<b>使用済燃料プール</b>に保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、<b>使用済燃料プール</b>の冷却機能を喪失した場合においても、<b>使用済燃料プール</b>の水温が65℃に到達するまでに<b>1号炉</b>は約13日間、<b>3号炉</b>は約15日間を要すると評価<sup>※</sup>しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、<b>初期消火要員(消防車隊)</b>及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である<b>2号炉</b>の重大事故等の対応に影響を与えない。 <b>※平成29年4月1日時点</b>の崩壊熱量をもとに試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)           </li> <li>発電所全体にわたる活動 <b>初期消火要員(消防車隊)</b>は、火災の発生箇所、状況に応じて、<b>保修班長</b>の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</li> </ul> <p>2. 役割・機能(ミッション) 発電所対策本部における各職位の役割・機能(ミッション)を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<b>発電管理班</b>と<b>保修班</b>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<b>発電管理班</b>: プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から<b>発電課長</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>発電管理班</b>から特段の指示が無くとも、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、<b>発電管理班</b>へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、<b>発電管理班長</b>は運転員に助言する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である<b>1号及び2号炉</b>の対応については、各号炉の<b>使用済燃料ピット</b>に保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、<b>使用済燃料ピット</b>の冷却機能を喪失した場合においても、<b>使用済燃料ピット</b>の水温が100℃に到達するまでに<b>1号及び2号炉</b>は約6日間を要すると評価<sup>※</sup>しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、<b>消火要員</b>及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である<b>3号炉</b>の重大事故等の対応に影響を与えない。</li> </ul> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> <p>・発電所全体にわたる活動 <b>消火要員</b>は、火災の発生箇所、状況に応じて、<b>事務局長</b>の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能(ミッション) 発電所対策本部における各職位の役割・機能(ミッション)を表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<b>運転班</b>、<b>復旧班</b>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<b>運転班</b>: プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から<b>発電課長(当直)</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>運転班</b>から特段の指示が無くとも、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、<b>運転班</b>へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には<b>運転班長</b>は運転員に助言する。 また、運転班に属する灾害対策要員は、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象号炉の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>評価結果の相違</li> <li>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</li> <li>要員名称の相違</li> <li>体制の相違</li> <li>泊の消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局に消火要員を配置している。</li> <li>組織名称の相違</li> <li>組織体制の相違</li> <li>組織名称の相違</li> <li>組織名称の相違</li> <li>組織名称の相違</li> <li>体制の相違</li> <li>女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する灾害対策要員が行う。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○<b>保修班</b>：設備や機能の復旧や、<b>可搬型設備を用いた対応</b>を実施する。</p> <p>これらの対応の実施については、<b>保修班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>保修班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>保修班長</b>へ状況の報告を行う。また、<b>火災の場合には、消火活動を行う。</b></p> <p><b>3. 指揮命令及び情報の流れについて</b></p> <p>発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>(1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制を取り、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方</p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。</p> <p>具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○<b>復旧班</b>：設備や機能の復旧を実施する。</p> <p>これらの対応の実施については、<b>復旧班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>復旧班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>復旧班長</b>へ状況の報告を行う。</p> <p><b>3. 指揮命令及び情報の流れについて</b></p> <p>発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>(1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制を取り、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようになる。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方</p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。</p> <p>具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違</li> <li>女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> <li>泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

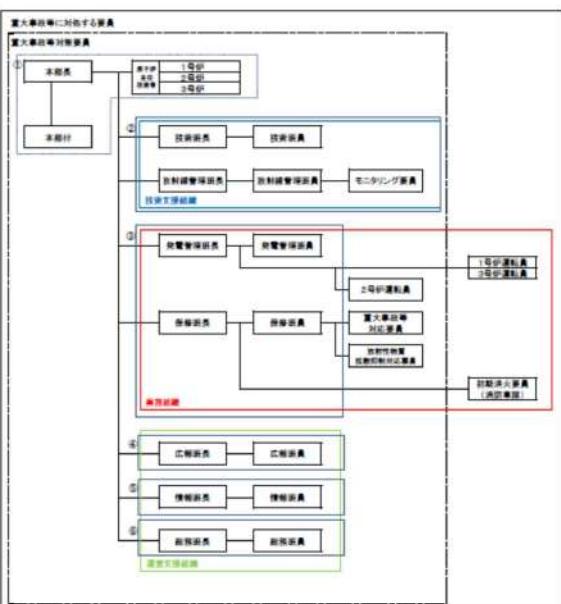
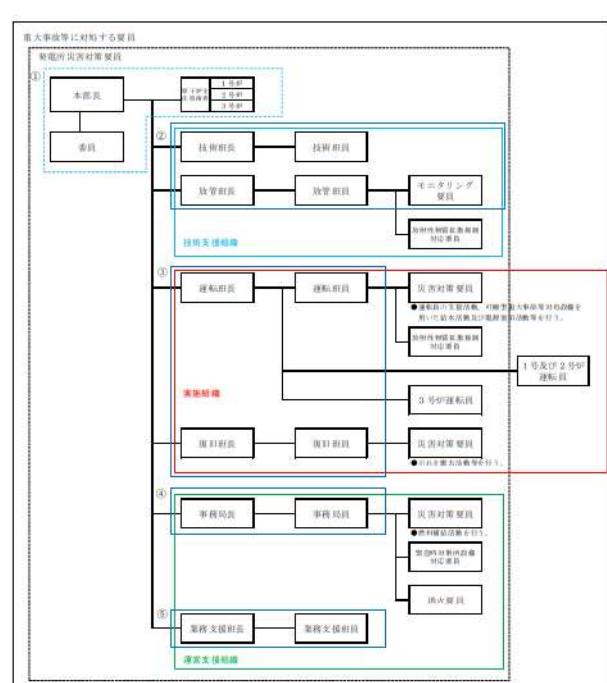
## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>ミッショ n</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応への支援</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>・運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミッショ n	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul>	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul>	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応への支援	技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> </ul>	保修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul>	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>・運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul>	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>ミッショ n</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>・本部長及び各班長への助言、助成</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> <li>・燃料補給活動</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外対応情報の収集</li> <li>・報道機関対応者の支援</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> <li>・海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミッショ n	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul>	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	・本部長及び各班長への助言、助成	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> <li>・燃料補給活動</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul>	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外対応情報の収集</li> <li>・報道機関対応者の支援</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul>	技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>	放管班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> <li>・海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul>	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul>	運転班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違</li> <li>発電所の原子力防災組織の構成の相違</li> </ul>
職 位	ミッショ n																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul>																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul>																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul>																																												
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応への支援																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> </ul>																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul>																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>・運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul>																																												
職 位	ミッショ n																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul>																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	・本部長及び各班長への助言、助成																																												
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> <li>・燃料補給活動</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul>																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外対応情報の収集</li> <li>・報道機関対応者の支援</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul>																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> <li>・海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul>																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>・屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul>																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul>																																												

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能になるようとする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能のようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることができるよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦退避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ビット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能のようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停止中号炉の相違</li> <li>・設計方針の相違</li> <li>女川はC/V 加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</li> <li>・設計方針の相違</li> <li>泊では中央制御室退避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。(PWR プラントは同様)</li> <li>・設計方針の相違</li> <li>女川はC/V 加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</li> <li>・設計の相違</li> <li>泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>女川：使用済燃料プール</li> <li>泊：使用済燃料ビット（以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象</p> <p>2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である(スロッシングによる漏えいを考慮し、65°Cから100°Cに達するまでに約430時間)。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図 (1号炉)</p> <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図 (3号炉)</p> <p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。(スロッシングによる漏えいを考慮し、65°Cから100°Cに達するまでに約144時間)。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>	<p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。(スロッシングによる漏えいを考慮し、65°Cから100°Cに達するまでに約144時間)。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>	<p>・評価結果の相違 使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所指揮所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ピットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

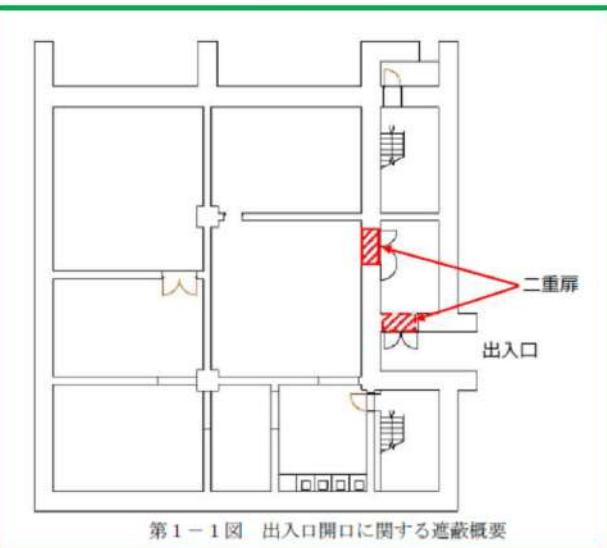
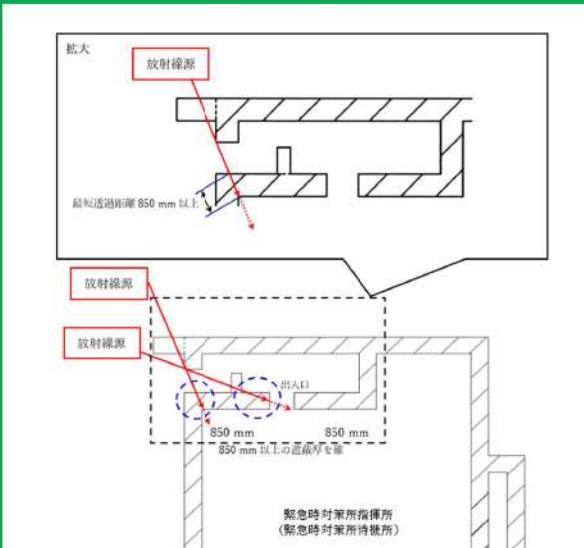
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図2-1に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</li> <li>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても 950mm 以上の遮へい厚を確保する設計とする。</li> <li>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</li> </ul>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</li> <li>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても 850mm 以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</li> <li>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</li> </ul>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できることに相違なし。</p>

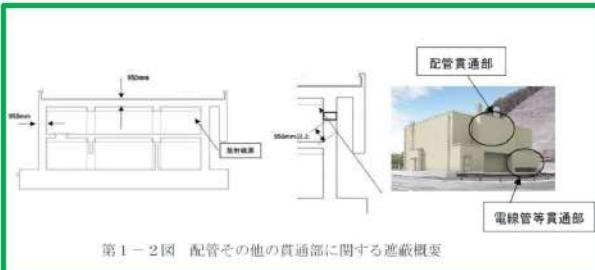
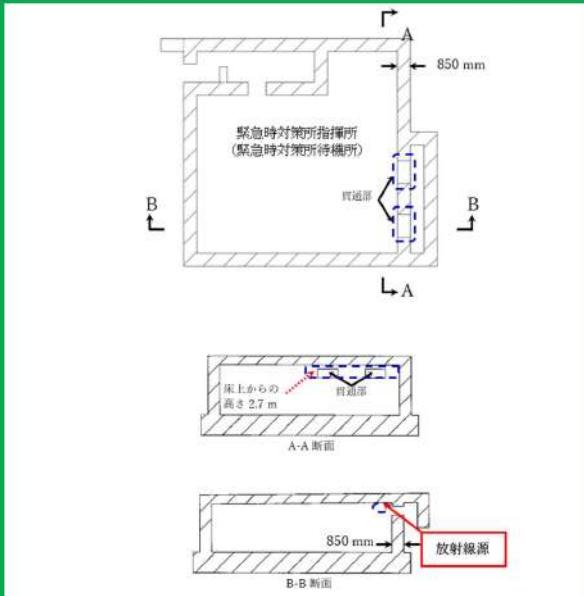
## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要	女川原子力発電所2号炉	 図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要	<b>【女川】</b> 記載充実（大飯参考） <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違                      図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</li> </ul>

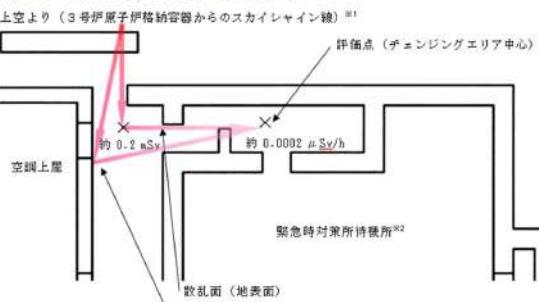
## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計 緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1－2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p>  <p>第1－2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>		<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11－2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、鉛毛処理等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮蔽を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p>  <p>図5.11－2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

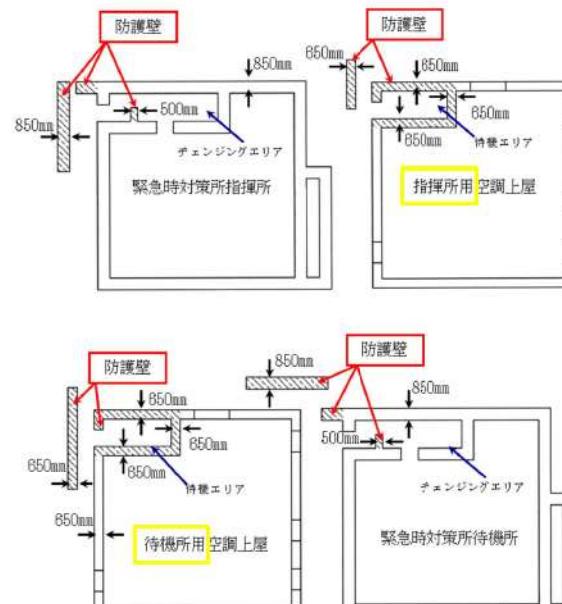
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価          緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv（7日間積算）となる。          また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式（微分線量アルドはChiltonとHuddlestonの経験式を用いて計算）を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002 <math>\mu</math>Sv/hとなる。          このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p>  <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線（概念図）</p> <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込めないため、直接線による影響は考慮しない。      ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）      評価点（チェンジングエリア中心）      約0.2 mSv      約0.0002 <math>\mu</math>Sv/h      緊急時対策所待機所<sup>※2</sup>      散乱面（地表面）      散乱面（側壁）      空調上屋</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）      散乱面（側壁）      散乱面（床面）      緊急時対策所      緊急時対策所中心の線量は複数回の散乱及び距離の減衰により0.0002 <math>\mu</math>Sv/h以下となる。</p> <p>図5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線（概念図）</p>	<p>【女川】【大飯】      記載充実</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置          緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】          • 設計の相違          建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【泊】記載充実 泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添2</p> <p>大飯発電所 3号炉及び4号炉 技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p>別添2</p> <p>運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>泊発電所 3号炉 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違 【大飯】 女川及び泊の他条文との 整合（記載統一）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所 (別添2)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【女川】</b> 表構成の相違</p>
<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><b>【解説】</b> —</p> <pre> graph TD     A[緊急時対策所] --- B[必要な情報を把握する]     A --- C[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]     A --- D[通信連絡設備]     A --- E[情報収集設備]   </pre>	<p><b>【泊】</b> 相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3／4号炉

## 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第34条 緊急時対策所	運用・手順	—	—
	体制	—	—
	保守・点検 教育・訓練	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 保守管理に関する教育を定期的に実施する。	—

女川原子力発電所2号炉

表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第34条 緊急時対策所	運用・手順	—	—
	体制	—	—
	保守・点検 教育・訓練	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 教育・訓練 保守・点検にに関する教育を定期的に行う。	—

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第34条 緊急時対策所	運用・手順	—	—
	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—
	教育・訓練	保守・点検にに関する教育を定期的に実施する。	—

相違理由

【大飯】【女川】  
 表題の相違  
 泊の他条文との整合（記載統一）